

燕市介護保険運営協議会（第5回）次第

平成30年2月6日（火）午後1時30分～
燕市役所 会議室201

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

(1) パブリックコメントの実施結果について

(資料1)

(2) 第7期介護保険事業計画（案）について

(資料2-1～2-2)

(3) 平成30年度介護保険事業特別会計

(資料3-1～3-4)

(4) 条例改正等について

(資料4-1～4-3)

(5) その他

4. 閉 会

「第3次燕市地域福祉計画(素案)」

「燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期燕市障がい児福祉計画(素案)」

「燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)」

「第3次燕市健康増進計画(素案)」

「燕市立地適正化計画(素案)」

について、ご意見をお寄せください!!

燕市では、標記計画についてパブリックコメント（みなさんからの意見募集）を行います。
これらの計画は、燕市における立地適正化や地域福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、健康増進の各施策の基本となるものです。

□意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- ・市内に存する学校に在学する人
- ・その他、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人

□閲覧方法

市のホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

【燕地区】 燕サービスコーナー（市役所燕庁舎）、総合文化センター（中央公民館）、小池公民館、小中川公民館、松長公民館、川前公民館、南公民館、西燕公民館、藤の曲公民館、東公民館、燕市立図書館、燕市体育センター

【吉田地区】 市役所（1 階 長寿福祉課/社会福祉課/健康づくり課、2 階 都市計画課）、燕市保健センター、吉田公民館、吉田総合体育館、粟生津体育文化センター、吉田北体育文化センター、吉田ふれあいセンター、燕市民交流センター（燕市社会福祉協議会）

【分水地区】 分水サービスコーナー（分水公民館）、分水総合体育館

□募集期間 平成30年1月10日（水）～1月24日（水）（必着）

□提出方法

意見を記載する様式に必要事項を記入し、次のいずれかの方法により提出してください。

○「第3次燕市地域福祉計画(素案)」及び「燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期燕市障がい児福祉計画(素案)」について

- ・持参または郵送 〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地 燕市役所 社会福祉課 宛
- ・FAX 0256-77-8138 ・メール shakaifukushi@city.tsubame.lg.jp

○「燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)」について

- ・持参または郵送 〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地 燕市役所 長寿福祉課 宛
- ・FAX 0256-77-8138 ・メール choju@city.tsubame.lg.jp

○「第3次燕市健康増進計画(素案)」について

- ・持参または郵送 〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地 燕市役所 健康づくり課 宛
- ・FAX 0256-92-2119 ・メール kenko@city.tsubame.lg.jp

○「燕市立地適正化計画(素案)」

- ・持参または郵送 〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地 燕市役所 都市計画課 宛
- ・FAX 0256-92-2118 ・メール toshikei@city.tsubame.lg.jp

□結果の公表

お寄せいただいたご意見は、市の考えとともにホームページで公表（氏名などは公表しません）しますが、お寄せいただいた意見に対する個別の回答はいたしません。

以上の内容でパブリックコメントを実施いたしましたが、寄せられたご意見はありませんでした。

燕 市
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
第 7 期 介 護 保 険 事 業 計 画

平成 30 年度～平成 32 年度
(2018) (2020)

(案)

平成 30 年 2 月

燕 市

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 第7期に向けた介護保険制度の改正点	3
5 計画の策定体制	4
第2章 高齢者を取りまく現状	6
1 高齢者人口等の推移	6
（1）高齢者人口	6
（2）高齢者の世帯	7
（3）高齢者の疾病・医療	8
（4）死亡順位	9
2 実態調査にみる高齢者の状況	10
（1）調査概要	10
（2）介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果	12
（3）在宅介護実態調査結果	18
3 介護保険事業の状況	24
（1）認定者等の状況	24
（2）介護保険サービスの利用状況及び給付費	26
（3）介護予防サービスの利用状況及び給付費	41
（4）介護給付費と予防給付費の合計	49
（5）1人当たりの費用費	50
4 前期計画の現状と課題	51
第3章 計画の基本的考え方	52
1 基本理念	52
2 基本目標	53
3 施策の体系	55
4 地域包括ケアシステムの深化・推進と重点施策	56
5 日常生活圏域と地域包括支援センター	61
（1）日常生活圏域の考え方	61
（2）地域包括支援センターの機能強化	62
（3）地域共生社会の実現	63

第4章 保健福祉事業の推進	64
1 健康づくりの推進	64
(1) 健康づくりの推進	64
2 いきいきと活躍できる地域社会づくり	75
(1) 高齢者の社会参加と活動の場の整備	75
3 地域全体で支える基盤整備	79
(1) 安心して暮らせる地域づくり	79
(2) 在宅サービスと施設サービスの提供	80
(3) 介護人材の確保・育成	87
4 地域における相互支援システムづくり	88
(1) 高齢者の家族への支援	88
第5章 地域支援事業の推進	90
1 地域支援事業の概要	90
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	91
(2) 包括的支援事業	98
(3) 権利擁護の充実	105
(4) 任意事業	106
第6章 介護保険サービス等の推進	107
1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計	108
(1) 高齢者等の人口推計	108
(2) 要介護認定者数の推計	110
2 介護保険サービス事業量等の見込み	111
(1) 介護サービス見込み量	111
(2) 介護サービス・介護予防サービスの給付費等	119
(3) 地域支援事業費の見込み	119
(4) 介護保険事業費の見込み	120
(5) その他の給付費の見込み	120
3 介護サービス見込み量確保のための方策	121
(1) 居宅サービスの確保策	121
(2) 施設整備の確保策	121
(3) 地域支援事業の確保策	121
(4) 保険者機能の強化	122
4 介護保険料の推計	122
(1) 介護保険料の考え方	122
(2) 第1号被保険者の保険料推計	123

第7章 事業の円滑な運営と推進体制	125
1 計画実現のための体制づくり	125
(1) 介護サービス等の質的向上	125
(2) 広報活動の充実	125
(3) サービス情報の提供	125
(4) 庁内体制の整備	125
(5) 地域福祉の体制の整備	125
2 サービスの円滑な提供	126
(1) サービス等の円滑な提供	126
3 介護給付費適正化事業	127
(1) 要介護認定の適正化	127
(2) ケアマネジメント等の適正化	127
(3) 住宅改修の適正化	127
(4) 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	127
4 計画の進行管理	128
資料編	129
用語解説	129
燕市介護保険運営協議会委員名簿	136
燕市介護保険運営協議会の開催経過	136

※本計画内の平成31年以降の元号表記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものといたします。

第1章 計画の策定について

1 計画策定の目的

国は、平成30年度の介護保険制度の改正に向けて、地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律を公布し、順次施行します。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組みです。

今後、高齢化が進展していく中において、特に、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も増加することが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となってきます。

本計画に基づき、とりわけ、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携を推進し、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進します。

また、計画については、PDCA サイクルに基づく必要な見直しを行い、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みである「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していきます。

本市では、第6期までの計画において、施設・居住系サービスの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）をより重点的に整備するとともに、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などの整備を行い、高齢者が住み慣れた地域で、快適な生活が営めるよう、総合的な施策展開を図ってきました。

これまでの成果や課題、それに国の動向を踏まえ、本市の地域包括ケアシステムのさらなる構築を目指すため、燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

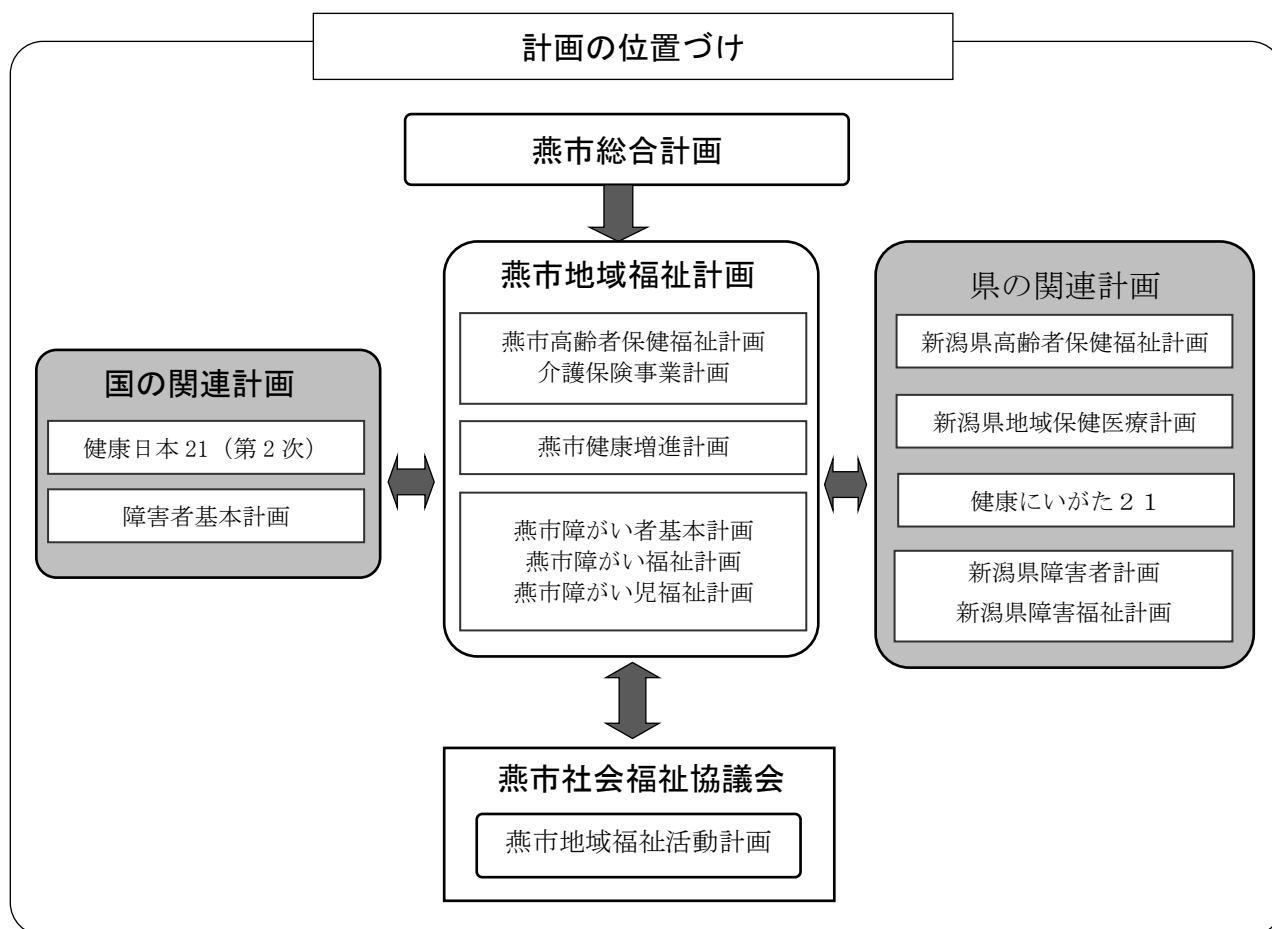
燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画は、「燕市総合計画」の下、高齢者に対する保健福祉分野に関する燕市の指針をとりまとめるものです。

また、燕市地域福祉計画並びに関連計画として燕市健康増進計画などの保健関連計画、燕市障がい者基本計画などの福祉関連計画等との整合性を図っています。

『高齢者保健福祉計画』は、老人福祉法第20条の8に基づき策定しています。

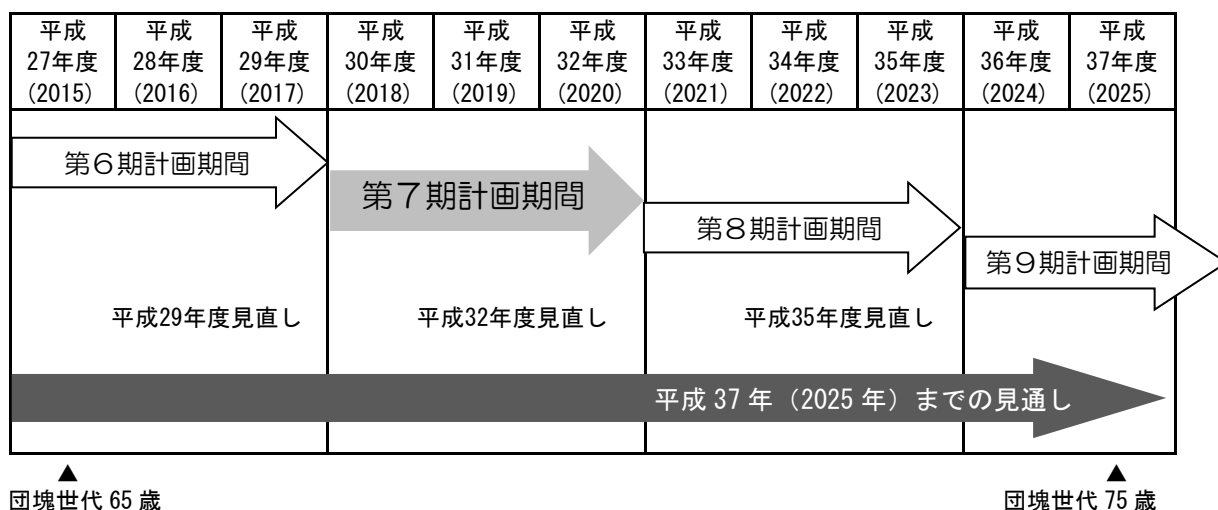
『介護保険事業計画』は、介護保険法第117条第1項に基づいた計画であり、高齢者保健福祉計画の一部として位置づけられ、両計画は一体的に策定されています。

本計画では保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止に向けた取り組みの推進に係る事項を市内全体で検討することが重要であるため、関連各課の事業・施策・計画の中で課題解決に向け相互に連携し、問題意識を共有し計画策定を進めました。



3 計画期間

計画期間は、平成30年度から、平成32年度までの3年計画とします。



4 第7期に向けた介護保険制度の改正点

国は、介護保険制度の改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されるようにすることとしています。

◆ 地域包括ケアシステム等の深化・推進等

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

◆ 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル（※）」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

◆ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

5 計画の策定体制

（1）燕市介護保険運営協議会

本計画の策定にあたっては、長寿福祉課が事務を担当し、保健、医療及び福祉の関係者、学識経験者並びに被保険者代表の15名で構成する燕市介護保険運営協議会において、現状の確認など、審議・検討を通してまとめ、県との調整を行いました。

（2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所参入意向調査

被保険者の市民を中心に、高齢者保健福祉サービス、介護保険サービスに関する利用意向や希望するサービスを把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施し、市民の要望・意見を収集するとともに市内介護事業所等に対して将来的な参入意向調査を実施しました。

（3）パブリックコメント（※）

本計画案について、市民から幅広い意見を聴取するために平成30年1月10日（水）から1月24日（水）まで、パブリックコメントを実施（予定）しました。

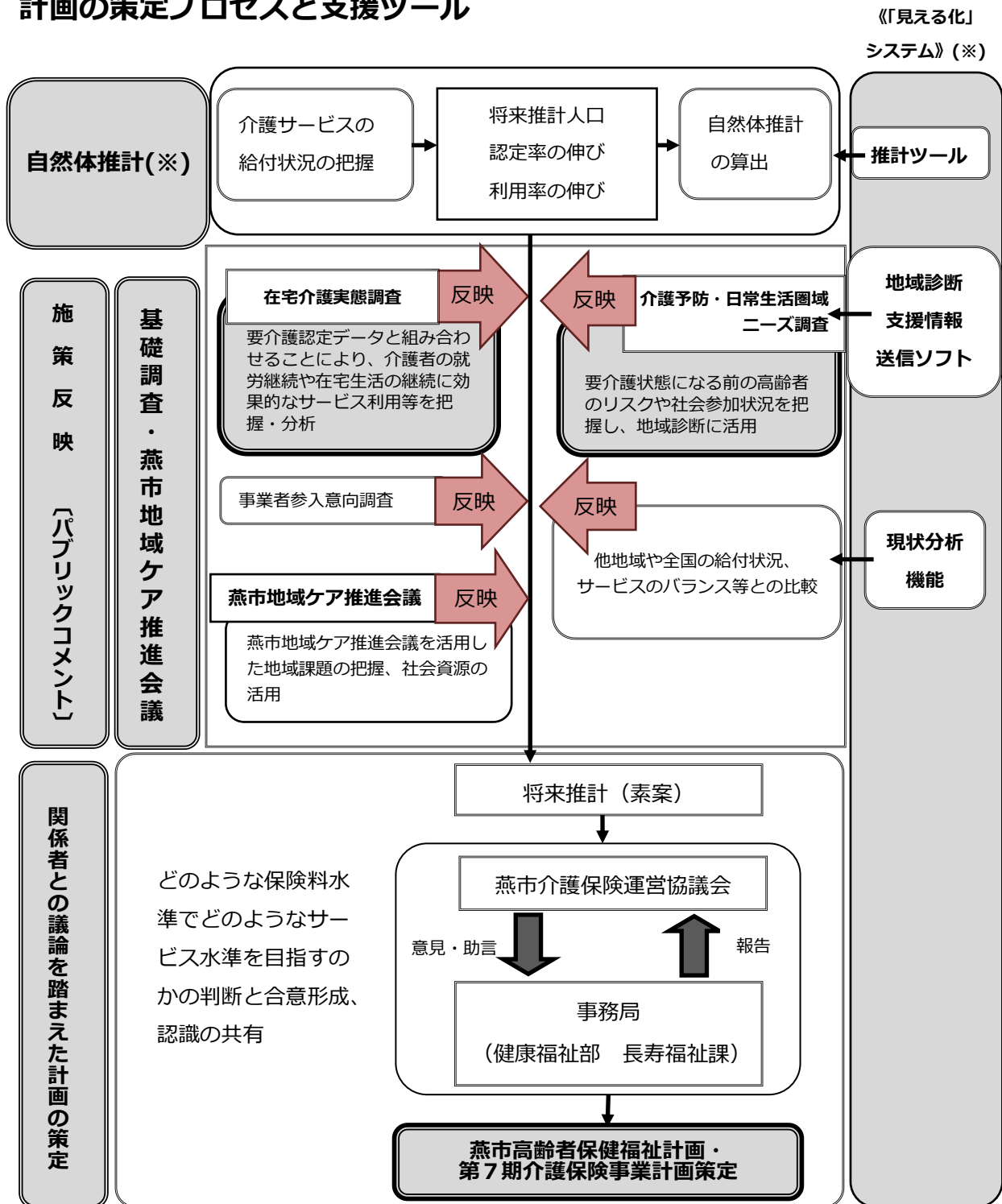
※ターミナル

人生の終末期で、余命がわずかな状態のこと。

※パブリックコメント

行政が政策、制度等を決定する際に、市民などに意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

計画の策定プロセスと支援ツール



※自然体推計

自然体推計の計算過程を確認、把握可能とすることを目的とし、全国値を用いてシステム上の推計を再現したファイルで、適切な将来推計作業を支援したものです。

※「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

第2章 高齢者を取りまく現状

1 高齢者人口等の推移

(1) 高齢者人口

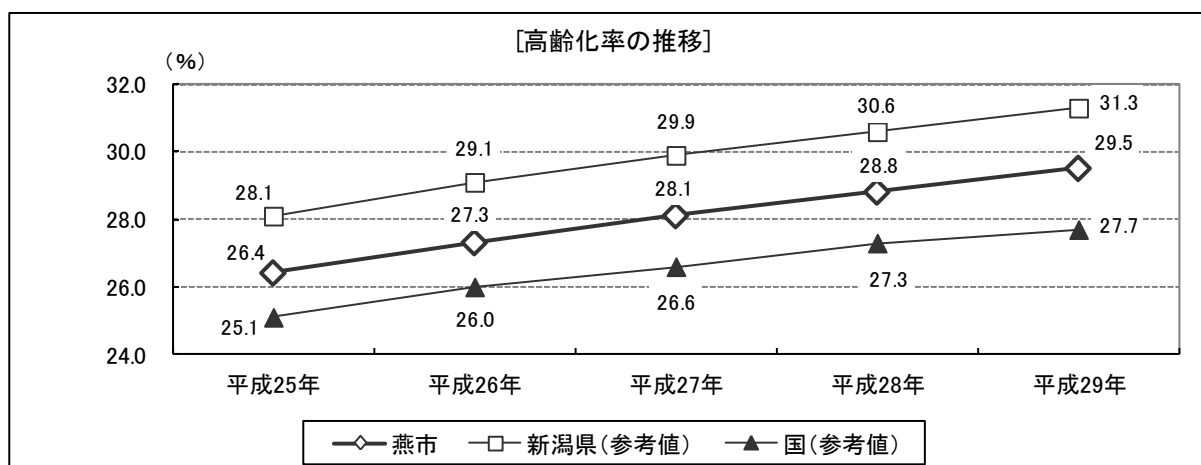
本市の平成29年10月1日の住民基本台帳人口は80,716人となっています。このうち高齢者数は23,797人で総人口に占める割合は29.5%、また、前期高齢者数は11,568人（14.3%）、後期高齢者数は12,229人（15.2%）となっており、後期高齢者が多くなっています。平成29年の高齢化率を国、県と比較すると、市の29.5%に対し、国は27.7%、県は31.3%となっており、県平均よりも低いものの、国平均より高くなって推移しています。

【人口及び高齢化率の推移】

(単位：人、%)

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口		82,711	82,305	81,802	81,350	80,716
0～39歳		32,795	32,101	31,338	30,597	29,824
第2号被保険者 40～64歳		28,116	27,771	27,516	27,298	27,095
第1号 被保険者	前期高齢者 (65～74歳)	10,813	11,243	11,418	11,528	11,568
	後期高齢者 (75歳以上)	10,987	11,190	11,530	11,927	12,229
	合計	21,800	22,433	22,948	23,455	23,797
高齢化率	燕市	26.4	27.3	28.1	28.8	29.5
	新潟県(参考値)	28.1	29.1	29.9	30.6	31.3
	国(参考値)	25.1	26.0	26.6	27.3	27.7

* 県・国の高齢化率は県福祉保健部福祉課「高齢者の現況」より
各年10月1日現在の住民基本台帳より



(2) 高齢者の世帯

平成27年の国勢調査結果では、施設等の世帯を除く一般世帯の数は27,494世帯と なっています。このうち65歳以上の親族のいる世帯は14,454世帯、全体の52.6%で 半数を越えています。また、高齢者の単身世帯は2,314世帯で、全世帯の8.4%を占 めています。高齢夫婦世帯は2,909世帯で10.6%となっており、高齢者のひとり暮 らし・夫婦のみの世帯が増加してきています。

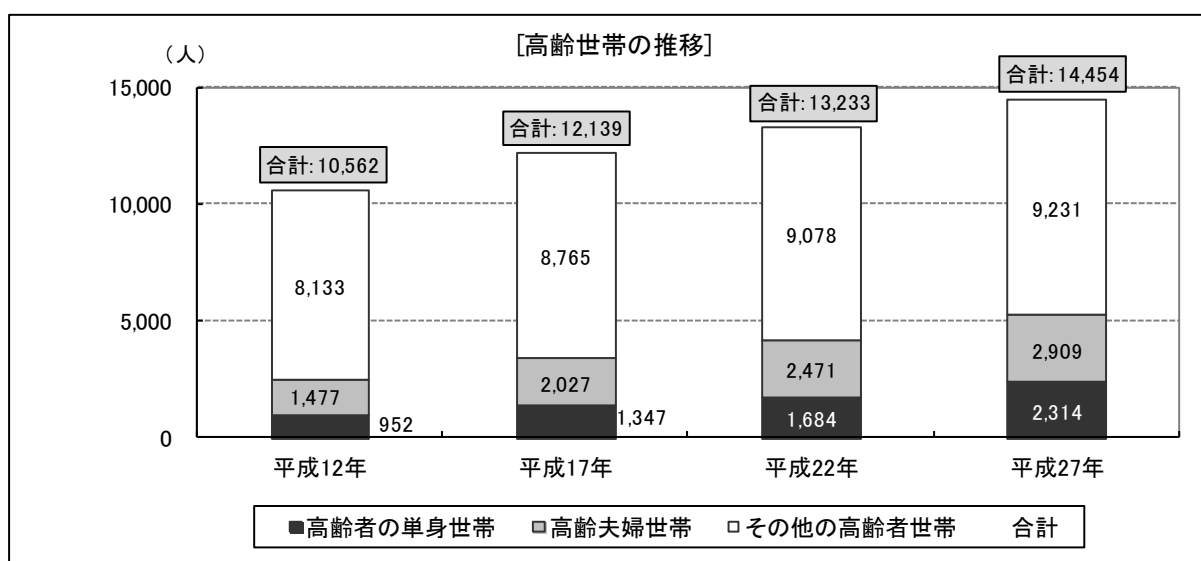
[65歳以上の高齢者親族のいる世帯の状況]

(単位：世帯、%)

区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総世帯 A	24,845	25,820	26,653	27,537
一般世帯 B	23,804	25,698	26,617	27,494
65歳以上親族のいる世帯 C	10,562	12,139	13,233	14,454
比率 (%) C/B	44.4	47.2	49.7	52.6
高齢者の単身世帯 D	952	1,347	1,684	2,314
比率 (%) D/B	4.0	5.2	6.3	8.4
高齢夫婦世帯 E	1,477	2,027	2,471	2,909
比率 (%) E/B	6.2	7.9	9.3	10.6
その他の高齢者世帯 F	8,133	8,765	9,078	9,231
比率 (%) F/B	34.2	34.1	34.1	33.6

* 比率は、一般世帯を100とした場合の対比

資料：国勢調査結果



（３）高齢者の疾病・医療

高齢者の疾病状況を、平成29年5月診療分からみると、「高血圧性疾患」が第1位、次いで「う蝕」「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」「糖尿病」「歯肉炎及び歯周疾患」となっており、生活習慣病に係わる疾病や歯の疾患が多くなっています。

〔国民健康保険平成29年5月診療分 65歳以上の件数及び構成比（上位15位）〕

順位	疾病名称	平成29年5月診療分		平成25年5月診療分 (参考)	
		件数	構成比	件数	構成比
1	高血圧性疾患	1,801	17.66%	1,887	17.97%
2	う蝕	1,108	10.86%	—	—
3	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	617	6.05%	661	6.29%
4	糖尿病	515	5.05%	529	5.04%
5	歯肉炎及び歯周疾患	401	3.93%	—	—
6	その他の眼及び付属器の疾患	302	2.96%	314	2.99%
7	関節症	283	2.77%	293	2.79%
8	脊椎障害（脊椎症を含む）	246	2.41%	277	2.64%
9	脳梗塞	239	2.34%	255	2.43%
10	椎間板障害	190	1.86%	173	1.65%
11	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査 所見で他に分類されないもの	189	1.85%	—	—
12	その他の神経系の疾患	184	1.80%	168	1.60%
13	その他の消化器系の疾患	173	1.70%	182	1.73%
14	屈折及び調節の障害	171	1.68%	—	—
15	その他の心疾患	167	1.64%	179	1.70%

※順位2、5、11、14は、平成25年5月診療分の疾病名称の変更等により15位以内となっておりません。

(4) 死亡順位

各年の死因の状況をみると、第1位は平成26年、平成27年、平成28年共に悪性新生物となっており、死亡率も2位以下と比べて非常に高くなっています。第2位は、平成26年では脳血管疾患、平成27年、平成28年では心疾患となっています。

[死亡順位、死亡者数の状況]

(単位：人)

区 分		燕市			新潟県
		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年
第 1 位	死因	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	死亡数	260	272	281	7,876
	死亡率	323.3	340.9	354.2	346.5
第 2 位	死因	脳血管疾患	心疾患	心疾患	心疾患
	死亡数	133	137	151	4,155
	死亡率	165.4	171.7	190.3	182.8
第 3 位	死因	心疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
	死亡数	129	109	109	2,875
	死亡率	160.4	136.6	137.4	126.5
第 4 位	死因	老衰	老衰	老衰	老衰
	死亡数	93	89	73	2,639
	死亡率	115.7	111.6	92.0	116.1
第 5 位	死因	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎
	死亡数	85	51	73	2,278
	死亡率	105.7	63.9	92.0	100.2

※死亡率は人口10万対の率である。

※死因「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」である。

※燕市平成28年の死因第4位老衰と第5位肺炎は同数である。

※資料「人口動態調査」

2 実態調査にみる高齢者の状況

(1) 調査概要

①調査目的

第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の適切な策定に向けた基礎情報を得ることを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の二つの調査を実施しました。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、高齢者の日常生活や心身の状況を正確に把握し、生活支援サービスや介護保険サービス、介護予防事業等の取り組み、サービス量の見込みを検討するための調査であり、「在宅介護実態調査」は要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方等を検討するための調査です。

②調査内容

- 調査期間：平成28年12月14日～12月末日
- 調査基準日：平成28年11月21日
- 配布・回収方法：郵送による配布回収

調査名	対象者	調査 対象者数	回収数	回収率	有効 回答数
介護予防・ 日常生活圏域 ニーズ調査	抽出による一般高齢者 (要介護認定を受けていない 方)	1,500人	1,059件	70.6%	1,059件
在宅介護実態調査	65歳以上の方の要介護認定者 の中から無作為に抽出した 800名の方	800人	477人	59.6%	470人

③調査結果の見方

1. 「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
2. 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
3. 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答(「あてはまるものすべてに○」等)の設問については、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

4. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では介護認定を受けていない高齢者（非認定者）に調査を実施しました。高齢者（非認定者）における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下 総合事業）の対象者（旧二次予防事業対象者としてしました。）の選定は、基本チェックリストによる判定項目の「運動器機能の低下」「低栄養の傾向」「口腔機能の低下」「虚弱」を用いて行い、4項目の生活機能いずれかにリスクありと判定された方を総合事業対象者とし、それ以外の方を一般高齢者としてしました。（表・グラフについては総合事業対象者を「総合」と表記しています。）

(2) 介護予防・日常生活圏域二一ス調査結果

<回答者の属性>

◇年齢構成

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答	合計
全体		260 24.6	267 25.2	266 25.1	232 21.9	34 3.2	0 0.0	1,059 100.0
性別	男性	124 24.5	121 23.9	127 25.0	117 23.1	18 3.6	0 0.0	507 100.0
	女性	136 24.6	146 26.4	139 25.2	115 20.8	16 2.9	0 0.0	552 100.0

上段:人数 下段:割合(%)

◇リスク該当者の状況

		非認定者		無回答	合計	
		一般	総合			
全体		1059 100.0	736 69.5	323 30.5	0 0.0	1,059 100.0
性別	男性	507 100.0	362 71.4	145 28.6	0 0.0	507 100.0
性別・ 年齢別	男-65～69歳	124 100.0	102 82.3	22 17.7	0 0.0	124 100.0
	男-70～74歳	121 100.0	89 73.6	32 26.4	0 0.0	121 100.0
	男-75～79歳	127 100.0	86 67.7	41 32.3	0 0.0	127 100.0
	男-80～84歳	117 100.0	73 62.4	44 37.6	0 0.0	117 100.0
	男-85歳以上	18 100.0	12 66.7	6 33.3	0 0.0	18 100.0
	性別	女性	552 100.0	374 67.8	178 32.2	0 0.0
性別・ 年齢別	女-65～69歳	136 100.0	113 83.1	23 16.9	0 0.0	136 100.0
	女-70～74歳	146 100.0	112 76.7	34 23.3	0 0.0	146 100.0
	女-75～79歳	139 100.0	85 61.2	54 38.8	0 0.0	139 100.0
	女-80～84歳	115 100.0	59 51.3	56 48.7	0 0.0	115 100.0
	女-85歳以上	16 100.0	5 31.3	11 68.8	0 0.0	16 100.0

上段:人数 下段:割合(%)

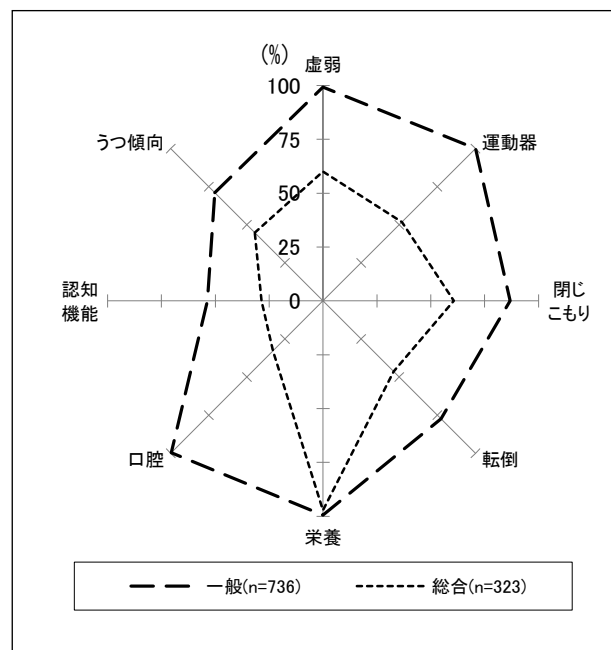
＜調査結果の概要＞

◇機能

○項目別評価結果

生活機能の評価項目ごとの非該当者（リスクなし）の割合をみると、ほぼすべての項目で総合事業の対象にもならない一般高齢者の割合が高くなっていますが、総合事業対象者選定の直接の条件になっていない閉じこもり傾向、転倒リスク、認知機能の低下、うつ傾向については、総合事業対象者に比べて率は低いものの、一般高齢者の中にも該当者（リスク者）がいることが考えられます。

図表 生活機能（非該当・リスクなしの割合）

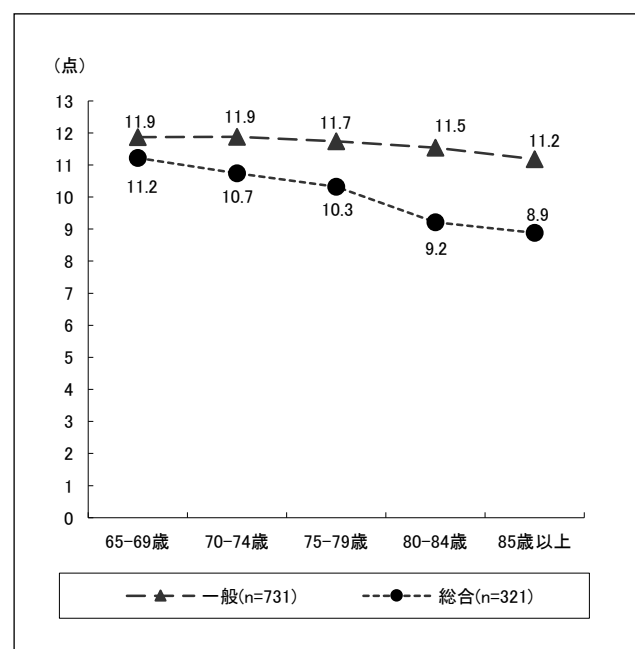


◇日常生活

○老研式活動能力指標

IADLを中心とした高齢者の比較的高次の生活機能の指標として定着している老研式活動能力指標（13項目）について、その生活機能得点（平均）をみると、すべての年代で総合事業対象者より一般高齢者が高くなっており、年齢が上がるほどその得点は低下する傾向にあります。

図表 リスク該当状況別生活機能得点

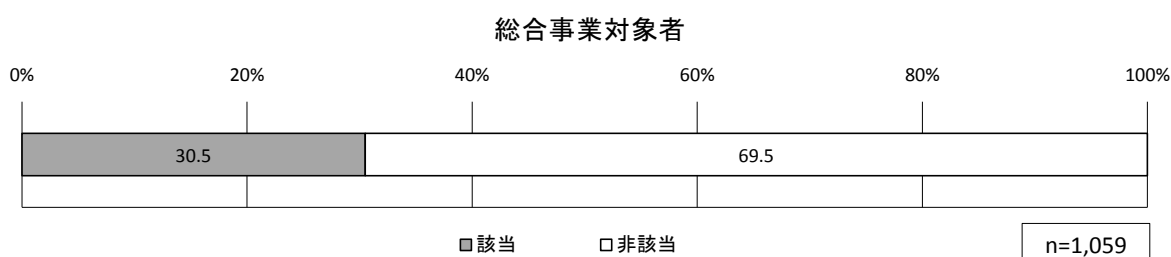


<評価項目別の結果>

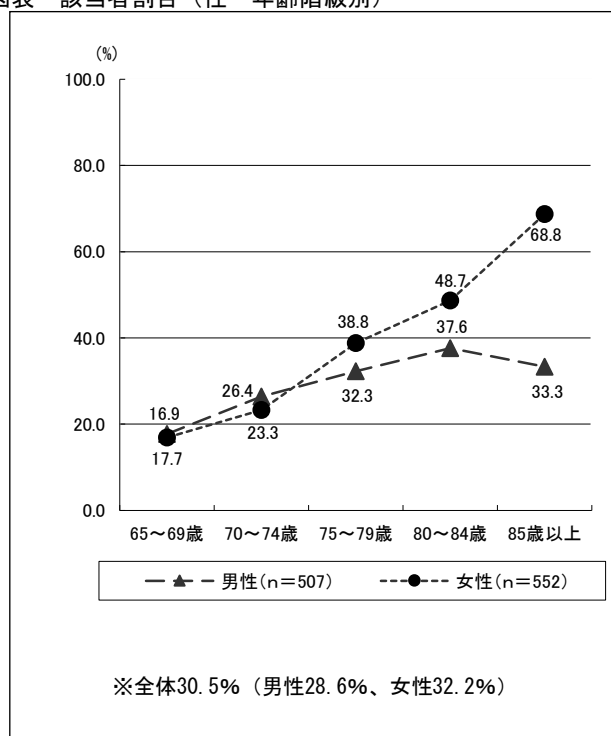
◇総合事業対象者

○評価と該当状況

- ・「運動器機能の低下」「低栄養の傾向」「口腔機能の低下」「虚弱」のいずれかにひとつでも該当する場合は総合事業対象者となります。
- ・総合事業対象者については、複数の評価項目で重複して該当している場合があるため、こうした重複を除いて該当者割合を求めたのが下の図表となっています。
- ・該当者割合は、女性のほうが高く、また年齢が上がるほどその割合は高くなっています。



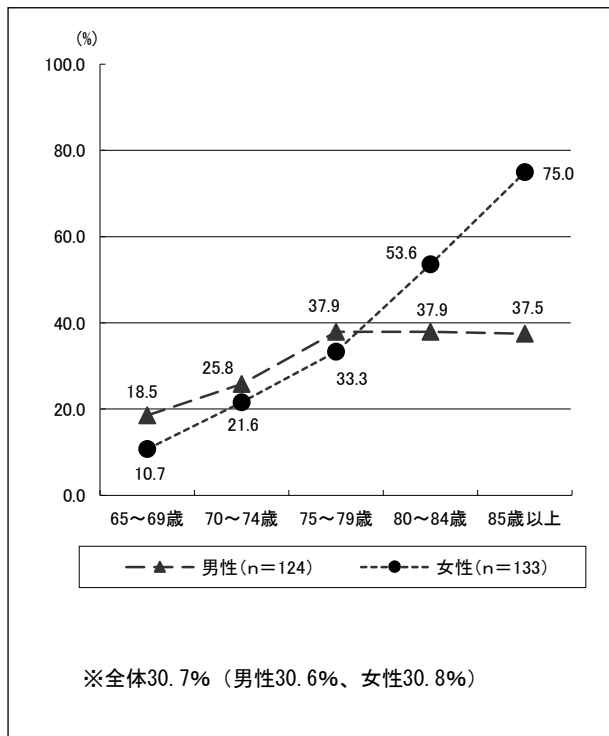
図表 該当者割合（性・年齢階級別）



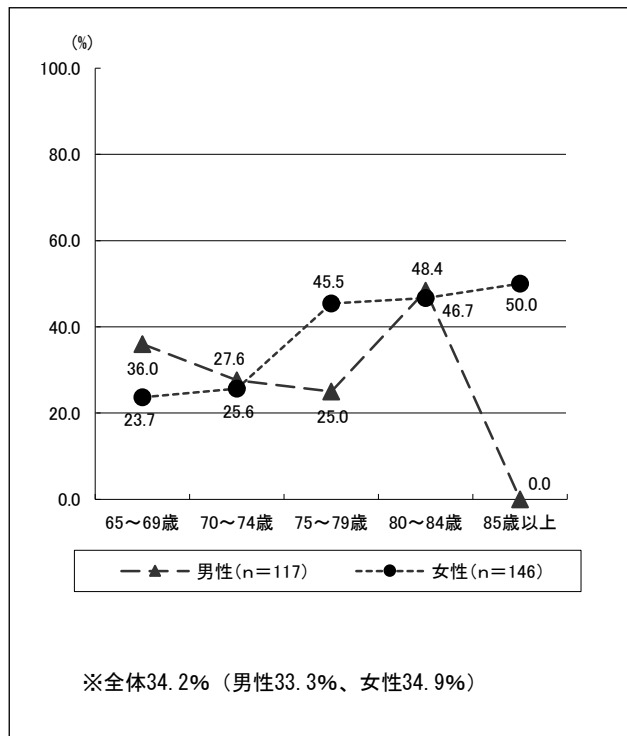
[地区別] 総合事業対象者

該当者割合（性・年齢階級別）

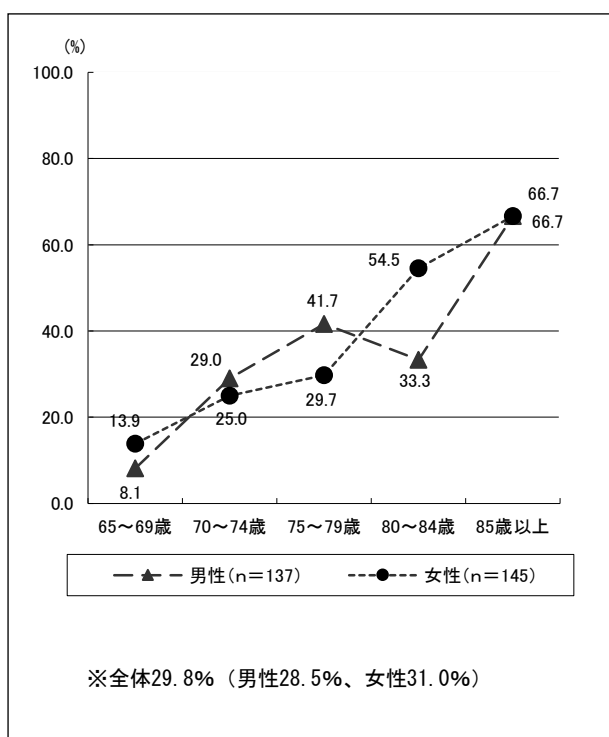
（燕A地区〔おおまがり包括〕）



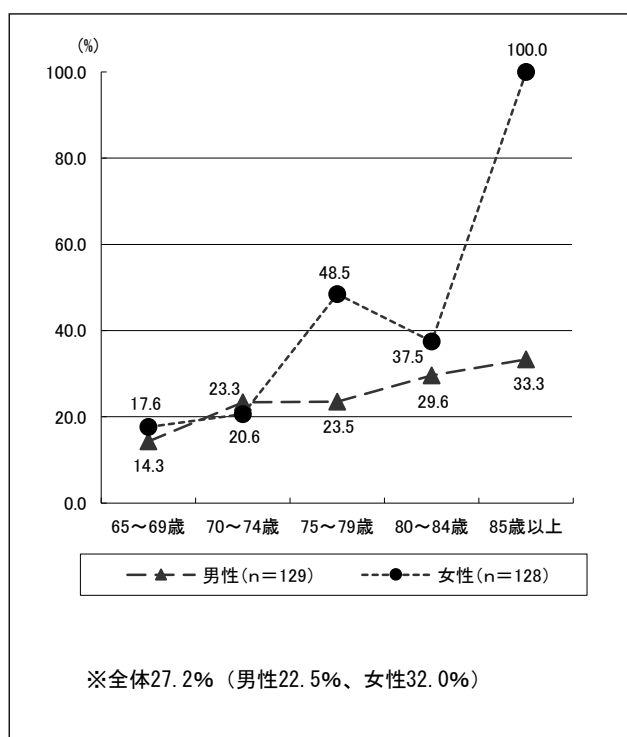
（燕B地区〔さわたり包括〕）



（吉田地区〔吉田包括〕）



（分水地区〔分水包括〕）

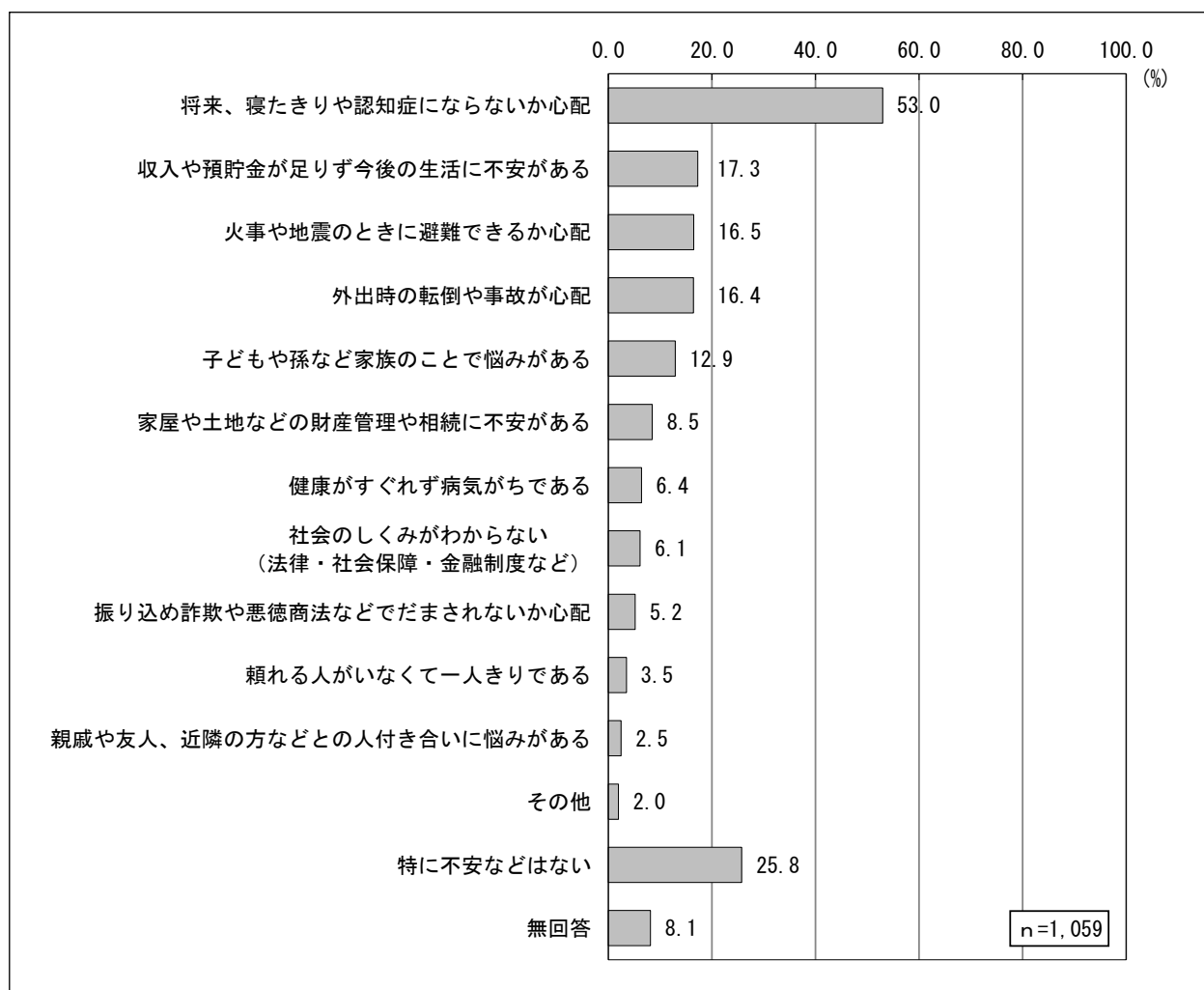


<日常生活上の不安や介護に対する意識について>

あなたは、日常生活で特に不安や心配に思っていることがありますか(いくつでも)

- ・日常生活で特に不安に思っていることは「将来、寝たきりや認知症にならないか心配」が特に多く 53.0%となっています。

図表 日常生活で特に不安に思っていること



<介護保険料について>

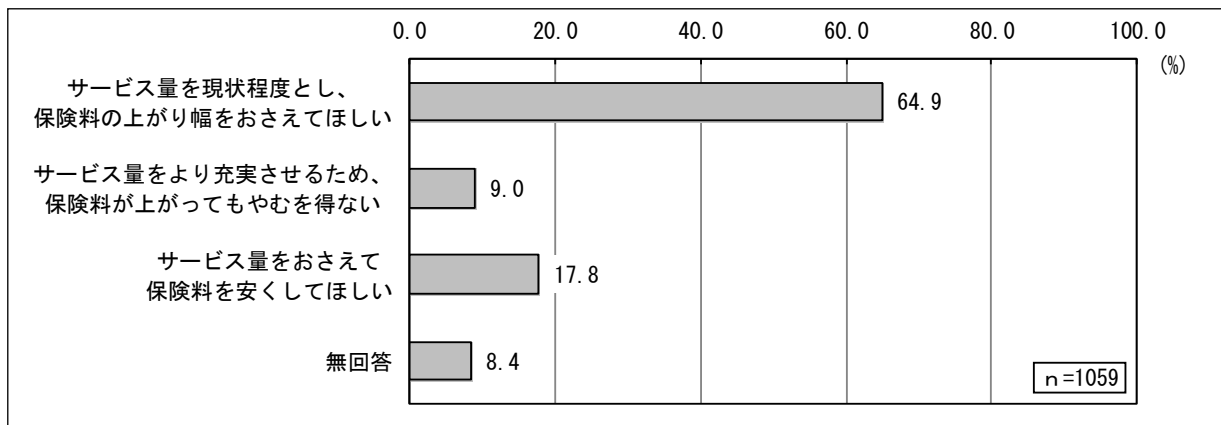
介護保険の利用者の増加と高齢化の進行により、サービス量を現状程度に保つていくためには、介護保険料も高くなっていきます。あなたは介護保険のサービスと保険料の関係について、おおよそどのように考えていますか

※この設問は「在宅介護実態調査」にも含まれているため、ここで2つの調査結果を記載します。

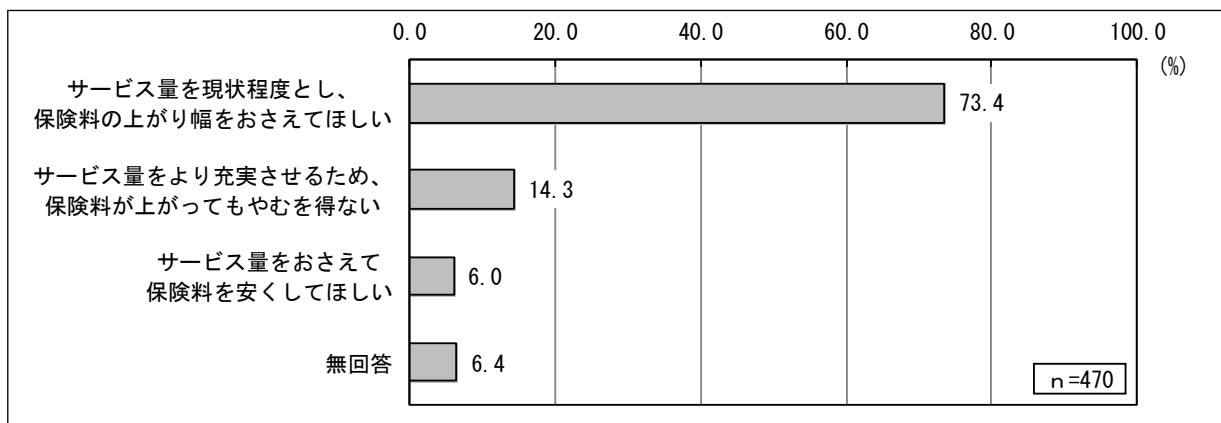
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果としては、介護保険料について「サービス量を現状程度とし、保険料の上がり幅を抑えてほしい」と考えている方の割合が特に高く 64.9%となっています。
- ・在宅介護実態調査における同じ設問の結果は、「サービス量を現状程度とし、保険料の上がり幅をおさえてほしい」が最も多く 73.4%、次いで「サービス量をより充実させるため、保険料が上がってもやむを得ない」が 14.3%となっています。

図表 介護保険料とサービスの関係について

《介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答結果》



《在宅介護実態調査における回答結果》



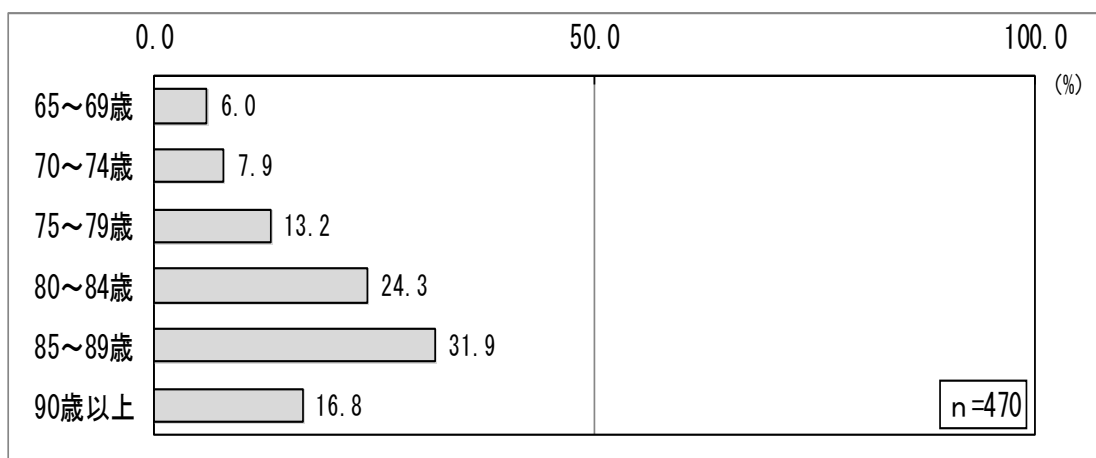
（３）在宅介護実態調査結果

<調査対象者様ご本人について>

◇年齢・介護度

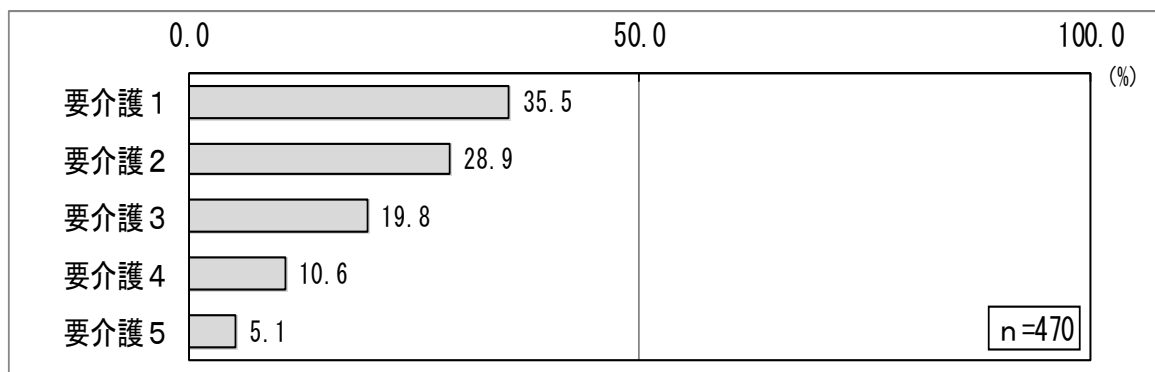
- ・ご本人（調査対象者）の年齢（平成28年11月21日現在）について、ご回答ください。（1つを選択）

調査対象者の年齢は「85～89歳」が最も多く31.9%、次いで「80～84歳」が24.3%となっています。



- ・ご本人（調査対象者）の要介護度について、ご回答ください。（1つを選択）

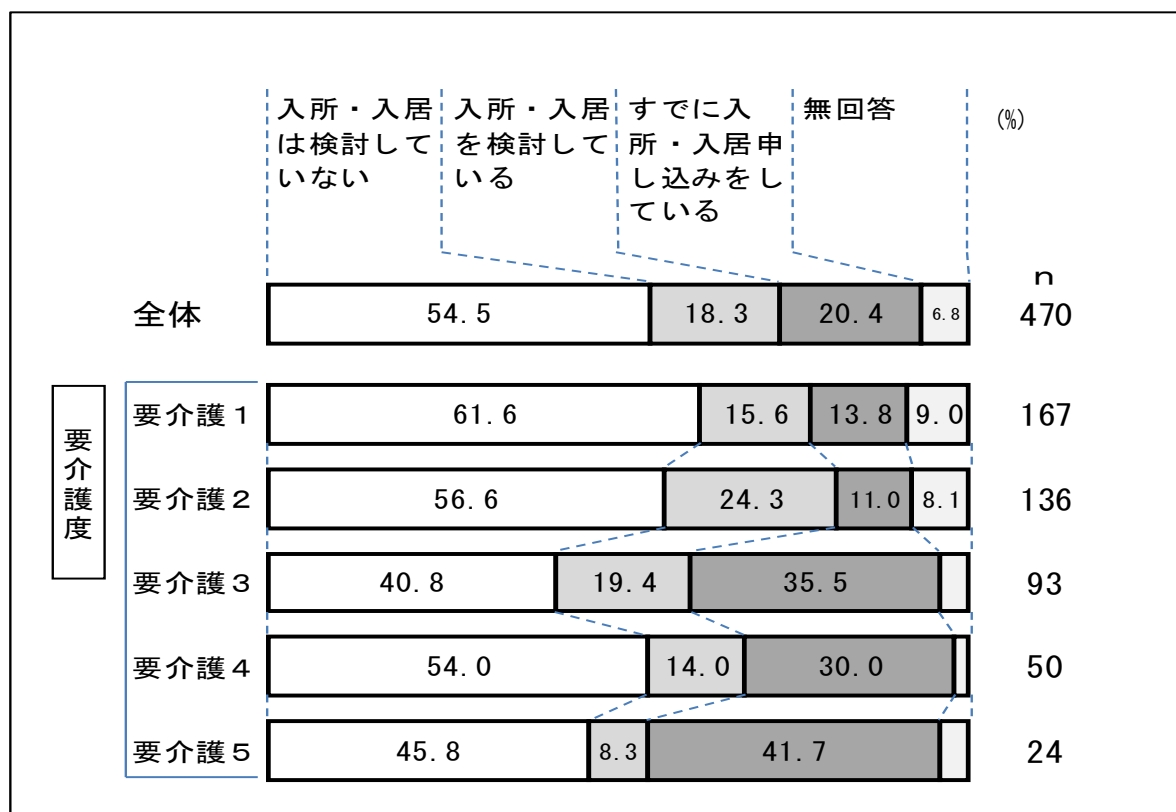
調査対象者の介護度は「要介護1」が最も多く35.5%、次いで「要介護2」が28.9%となっています。



◇施設等への入所・入居の検討状況

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。（1つを選択）

「入所・入居は検討していない」が54.5%、「入所・入居を検討している」が18.3%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が20.4%となっています。



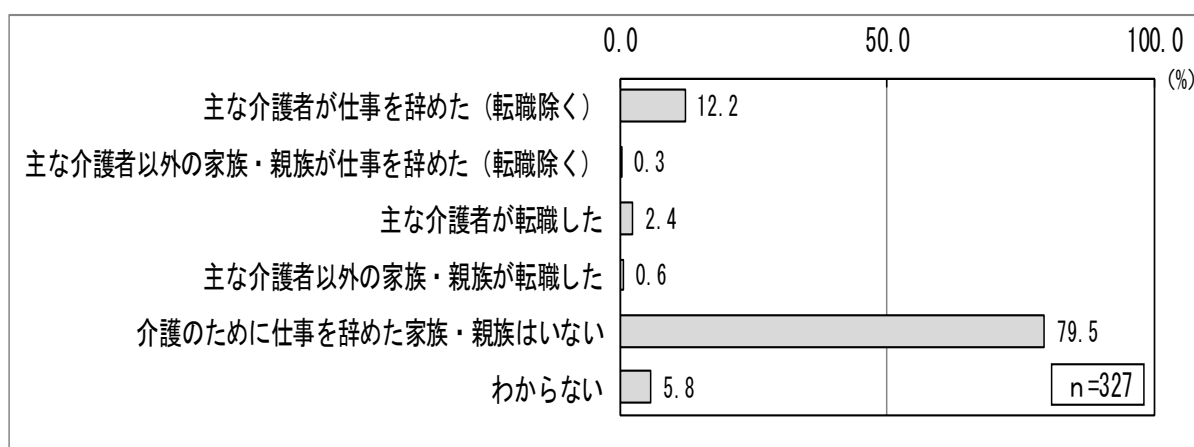
<主な介護者の方について>

◇介護のための離職の有無

ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか。（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が79.5%、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が12.2%となっています。

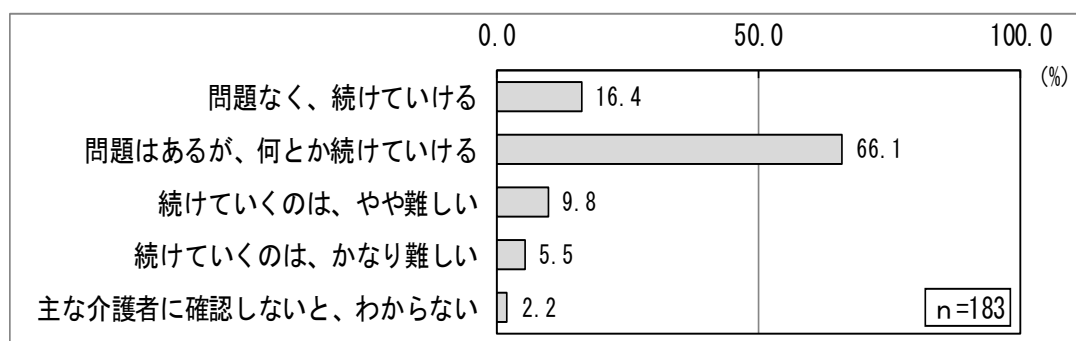


◇主な介護者の就労継続の可否に係る意識

主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。（1つを選択）

※フルタイムまたはパートタイムで働いている方への設問。

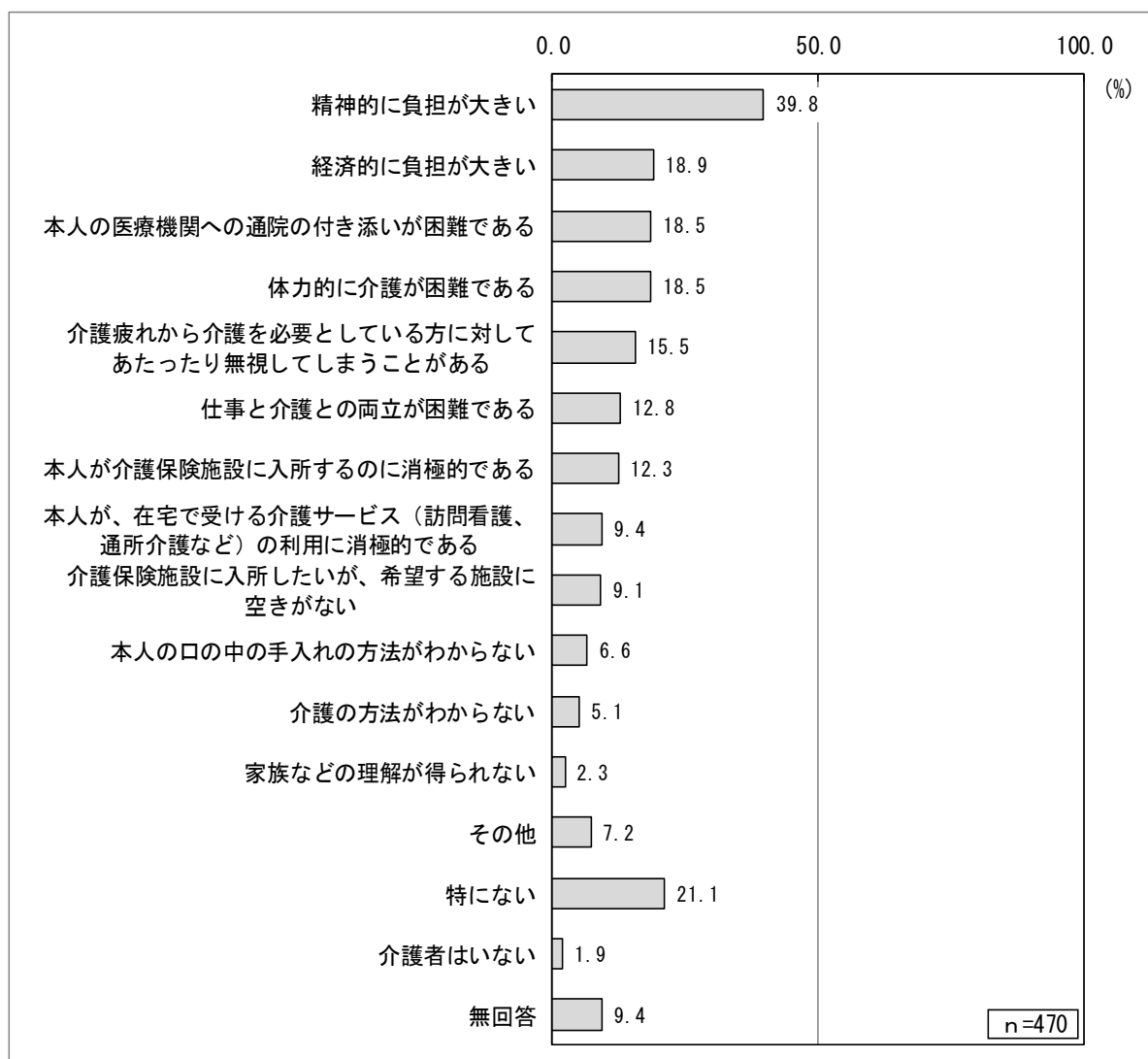
「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多く66.1%、次いで「問題なく、続けていける」が16.4%となっています。



◇介護の困り事

介護者の方が介護を行う上で困っていることは何ですか。（複数選択可）

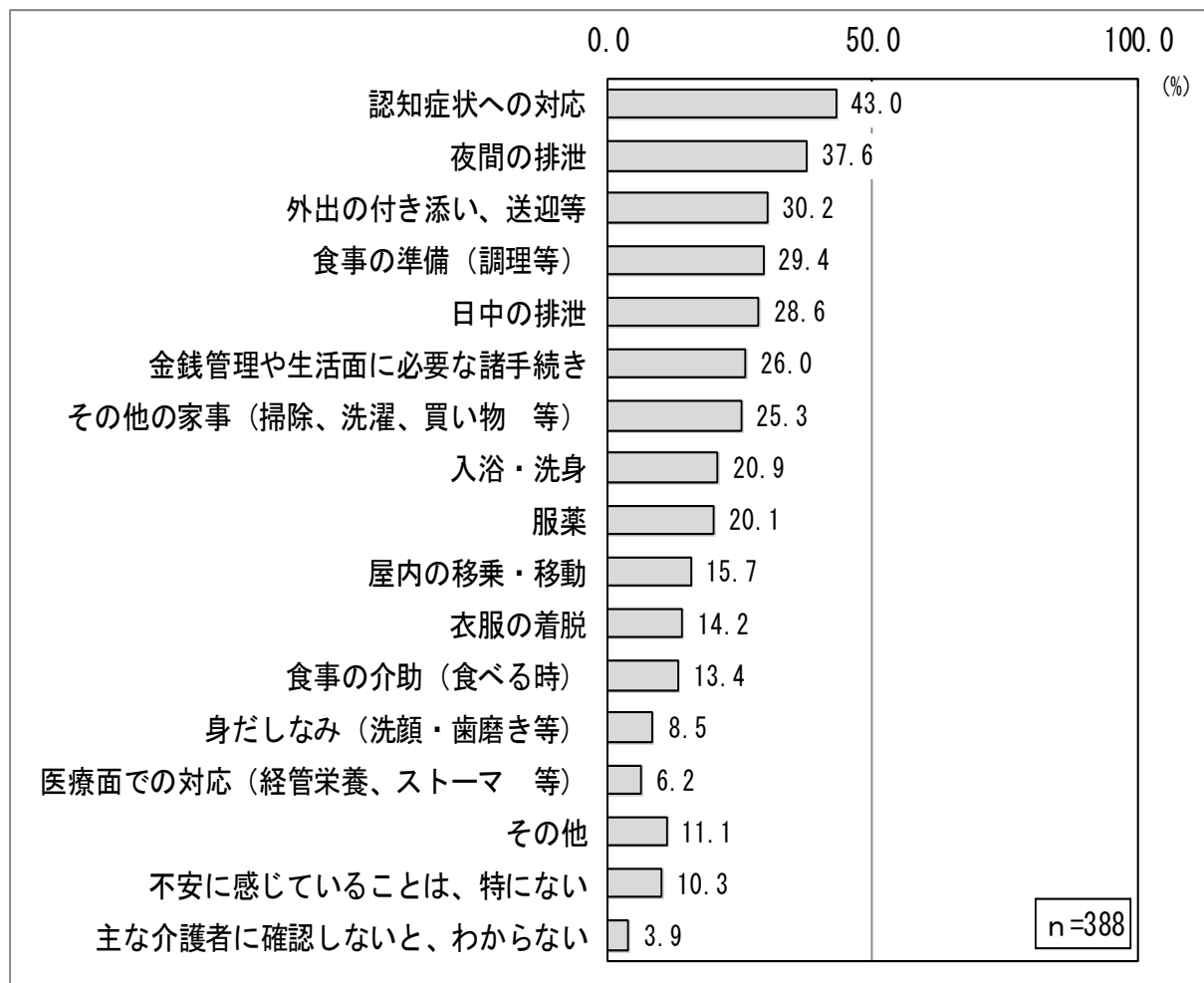
「精神的に負担が大きい」が最も多く 39.8%、次いで「経済的に負担が大きい」が 18.9%となっています。



◇主な介護者が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてご回答ください。(現状で行っているか否かは問いません。)(3つまで選択可)

「認知症状への対応」が最も多く 43.0%、次いで「夜間の排泄」が 37.6%となっています。

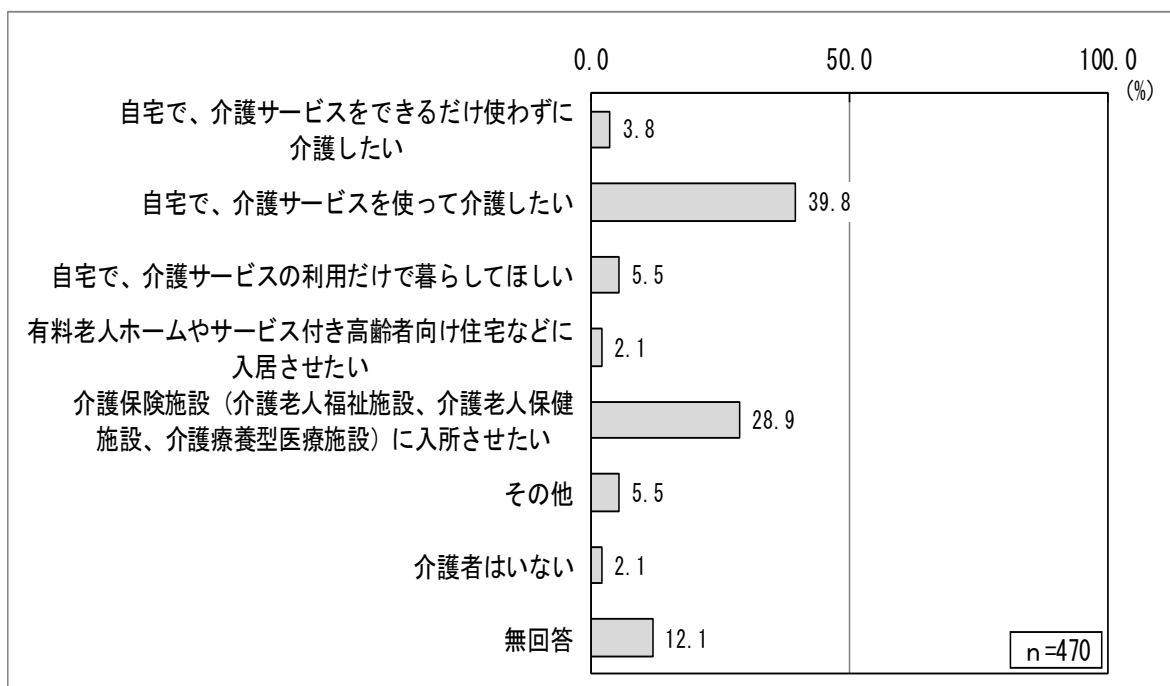


<今後の要望等について>

◇今後の介護への考え

介護者の方は、今後の介護をどのようにしていきたいとお考えですか。（1つを選択）

「自宅で、介護サービスを使って介護したい」が最も多く 39.8%、次いで「介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所させたい」が 28.9%となっています。



3 介護保険事業の状況

(1) 認定者等の状況

① 認定者等の推移（計画と実績の比較）

要支援・要介護認定者は、平成27年は4,217人、平成28年は4,337人、平成29年は4,414人となっています。平成27年と平成29年を比較すると197人の増加となっています。また、高齢者人口に対する認定率は、平成29年では18.1%となっています。

区 分	平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年		
	計画 (人)	実績 (人)	(実績/ 計画)	計画 (人)	実績 (人)	(実績/ 計画)	計画 (人)	実績 (人)	(実績/ 計画)
高齢者人口	22,942	22,995	100.2%	23,360	23,500	100.6%	23,711	23,797	100.4%
認定者数	4,303	4,217	98.0%	4,538	4,337	95.6%	4,796	4,414	92.0%
(65歳以上認定者数)	(4,203)	(4,112)	(97.8%)	(4,441)	(4,238)	(95.4%)	(4,703)	(4,319)	(91.8%)
認定率	18.3%	17.9%	—	19.0%	18.0%	—	19.8%	18.1%	—
要支援 1	274	273	99.6%	278	258	92.8%	283	292	103.2%
要支援 2	552	533	96.6%	598	573	95.8%	649	557	85.8%
要介護 1	1,003	939	93.6%	1,095	928	84.7%	1,188	985	82.9%
要介護 2	723	776	107.3%	738	746	101.1%	750	760	101.3%
要介護 3	717	662	92.3%	779	711	91.3%	856	732	85.5%
要介護 4	510	543	106.5%	506	568	112.3%	506	583	115.2%
要介護 5	525	491	93.5%	543	553	101.8%	565	505	89.4%

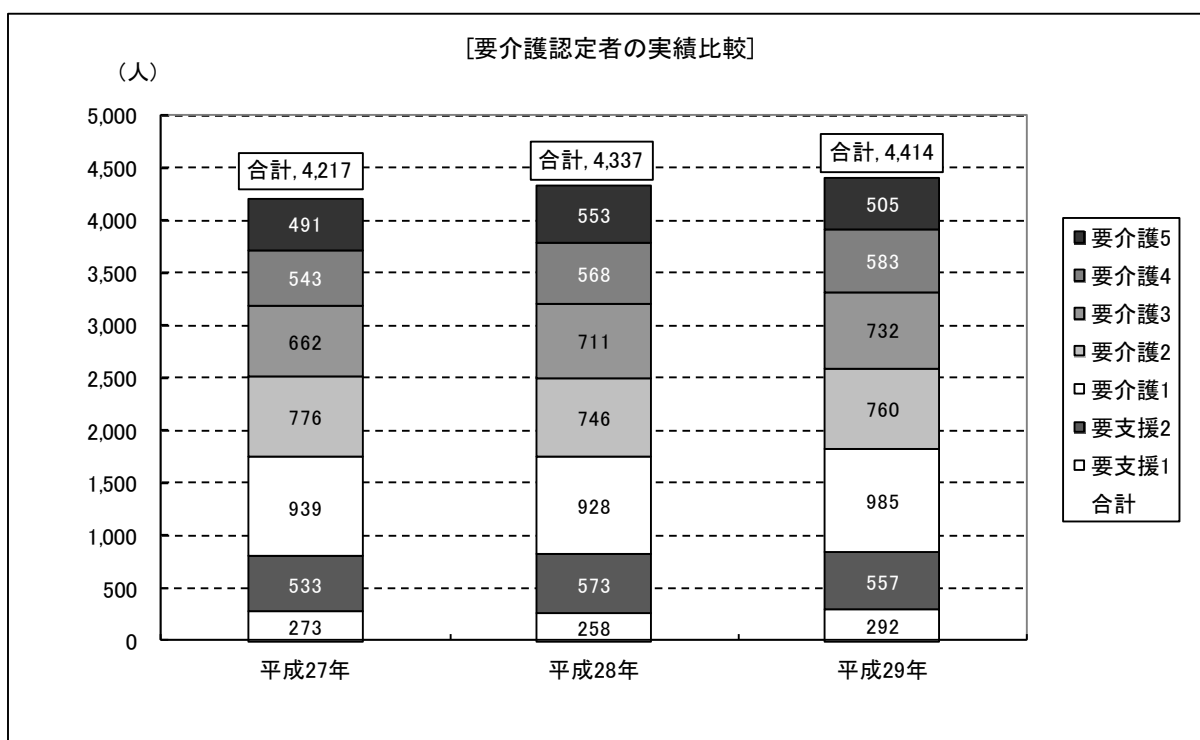
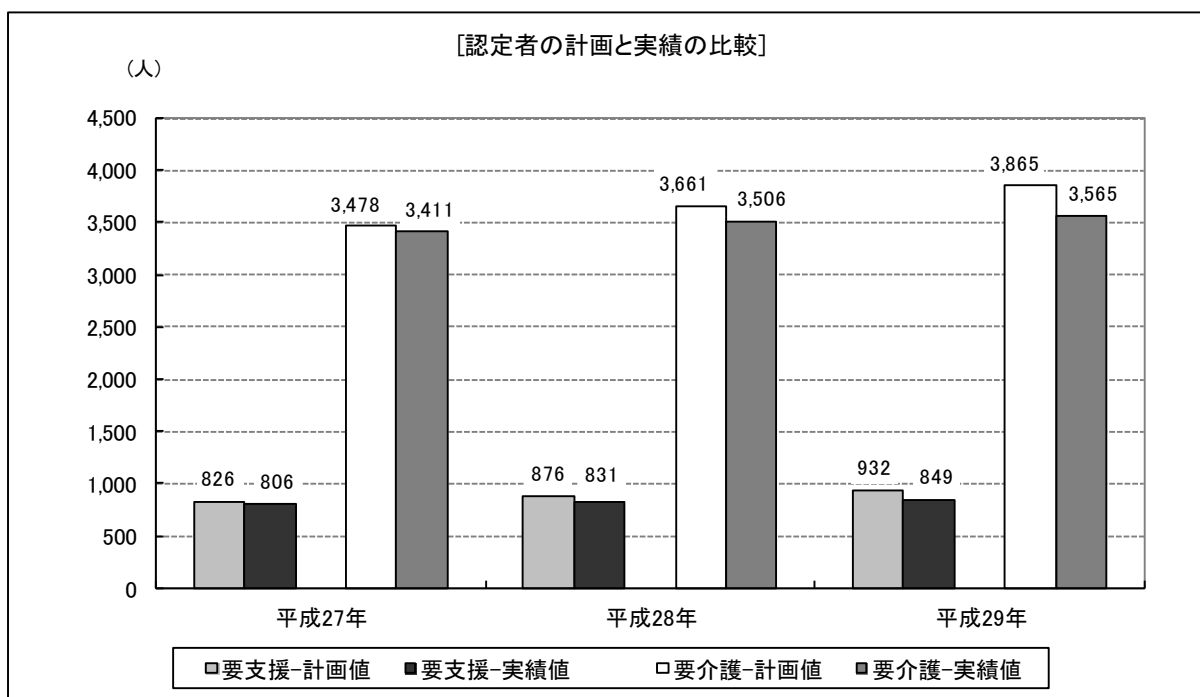
※各年認定者は9月末現在

※介護度別認定者数の計画値は、端数を含んでいるため、下表の計と一致しない部分があります。

区 分	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	計画(人)	実績(人)	計画(人)	実績(人)	計画(人)	実績(人)
要支援認定者数	826	806	876	831	932	849
要介護認定者数	3,478	3,411	3,661	3,506	3,865	3,565
認定者計	4,304	4,217	4,537	4,337	4,797	4,414

※各年認定者は9月末現在

※第2号被保険者含む、



(2) 介護保険サービスの利用状況及び給付費

サービス受給者全体については、平成27年から平成29年をみると、増加しています。

居宅サービスは、訪問看護、短期入所生活介護、福祉用具貸与等において、利用者が増加しています。

地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備に伴い増加しています。

施設サービスの利用者数は微増ですが、平成29年度中に介護老人福祉施設の整備を進めています。

(単位：人)

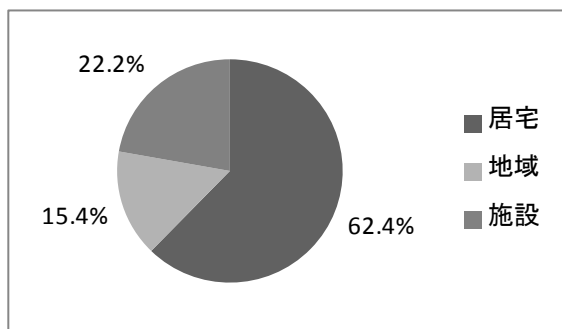
サービス受給者の推移	平成27年	平成28年	平成29年
居宅サービス	2,399	2,442	2,385
地域密着型サービス	396	555	617
施設サービス	827	850	847

※各年介護保険事業状況報告10月月報値より

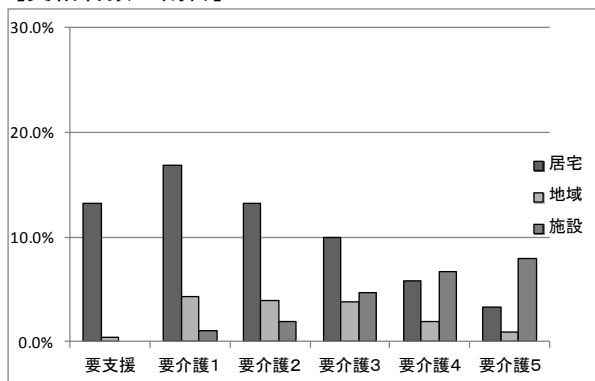
【要介護度別にみた受給者数及び給付費について県との比較】

【 燕 市 】
 受給者数 3,847 人
 75 歳以上認定率 31.4%

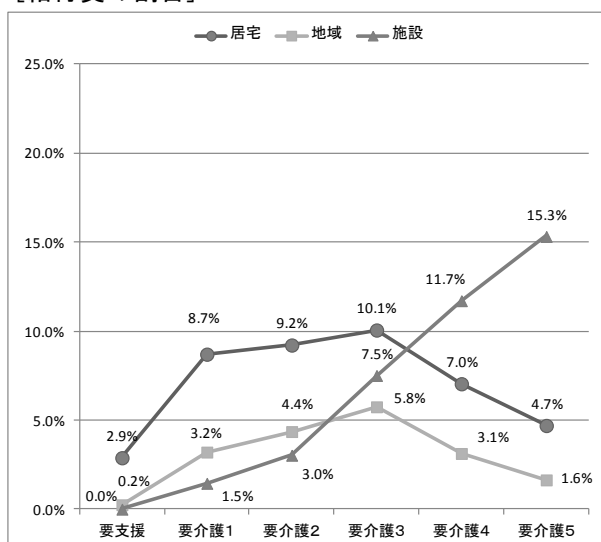
[サービス受給の割合]



[受給者数の割合]

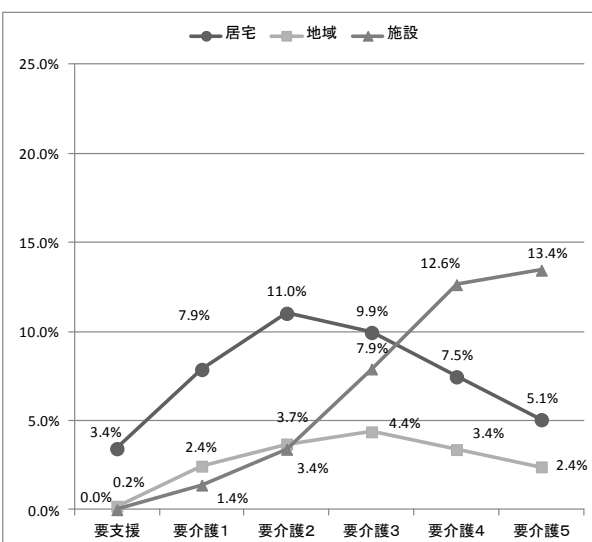
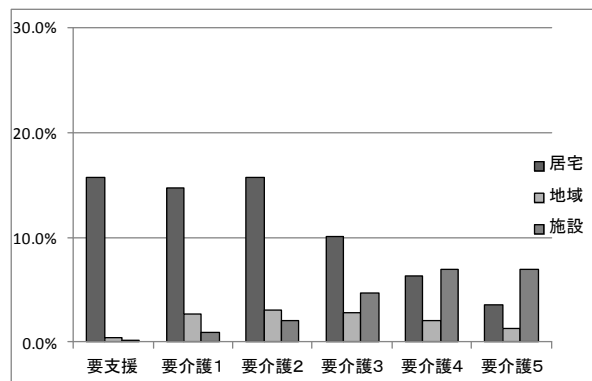
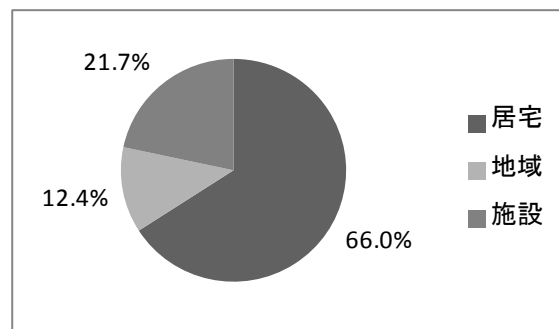


[給付費の割合]



【 参考 新潟県 】

75 歳以上認定率 32.3%



※介護保険事業状況報告月報（平成29年8月サービス分）

①介護保険サービス見込量（人数・回数）

1) 居宅サービス

居宅サービスの利用回数や利用人数については、第6期計画値の見込みを下回っているサービスが多くなっていますが、訪問介護の回数及び福祉用具購入費の人数等が計画値を上回っています。

【平成29年度は見込み】

第6期計画における介護事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
居宅サービス					
① 訪問介護	回数	平成27年度	46,148	60,480	131.1%
		平成28年度	46,776	66,361	141.9%
		平成29年度	47,895	64,609	134.9%
	人数	平成27年度	3,564	3,874	108.7%
		平成28年度	4,236	3,900	92.7%
		平成29年度	4,488	3,643	81.2%
② 訪問入浴介護	回数	平成27年度	3,188	2,116	66.4%
		平成28年度	3,517	2,206	62.7%
		平成29年度	4,310	1,965	45.6%
	人数	平成27年度	492	388	78.9%
		平成28年度	492	403	81.9%
		平成29年度	552	410	74.3%
③ 訪問看護	回数	平成27年度	19,848	19,464	98.1%
		平成28年度	22,924	21,666	94.5%
		平成29年度	27,984	24,709	88.3%
	人数	平成27年度	2,148	2,183	101.6%
		平成28年度	2,328	2,359	101.3%
		平成29年度	2,688	2,867	106.7%
④ 訪問 リハビリテーション	回数	平成27年度	5,370	2,531	47.1%
		平成28年度	5,170	2,232	43.2%
		平成29年度	5,382	2,166	40.2%
	人数	平成27年度	396	175	44.2%
		平成28年度	408	155	38.0%
		平成29年度	468	139	29.7%
⑤ 居宅療養管理指導	人数	平成27年度	1,260	981	77.9%
		平成28年度	1,320	1,027	77.8%
		平成29年度	1,512	980	64.8%

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
居宅サービス					
⑥ 通所介護	回数	平成 27 年度	154,152	140,889	91.4%
		平成 28 年度	160,600	130,188	81.1%
		平成 29 年度	164,898	126,317	76.6%
	人数	平成 27 年度	15,180	14,412	94.9%
		平成 28 年度	15,504	13,138	84.7%
		平成 29 年度	15,600	12,718	81.5%
⑦ 通所 リハビリテーション	回数	平成 27 年度	35,362	28,865	81.6%
		平成 28 年度	38,650	28,001	72.4%
		平成 29 年度	42,607	28,184	66.1%
	人数	平成 27 年度	4,104	3,411	83.1%
		平成 28 年度	4,500	3,320	73.8%
		平成 29 年度	4,992	3,217	73.8%
⑧ 短期入所生活介護	日数	平成 27 年度	52,753	56,576	107.2%
		平成 28 年度	53,858	59,687	110.8%
		平成 29 年度	54,439	61,263	112.5%
	人数	平成 27 年度	4,956	5,097	102.8%
		平成 28 年度	4,992	5,255	105.3%
		平成 29 年度	4,884	5,616	115.0%
⑨ 短期入所療養介護	日数	平成 27 年度	4,528	2,855	63.1%
		平成 28 年度	4,048	2,254	55.7%
		平成 29 年度	4,039	1,012	25.1%
	人数	平成 27 年度	516	313	60.7%
		平成 28 年度	528	227	43.0%
		平成 29 年度	612	135	22.1%
⑩ 特定施設入居者 生活介護	人数	平成 27 年度	708	705	99.6%
		平成 28 年度	744	737	99.1%
		平成 29 年度	828	784	94.7%
⑪ 福祉用具貸与	人数	平成 27 年度	14,976	12,935	86.4%
		平成 28 年度	15,864	13,329	84.0%
		平成 29 年度	17,748	13,620	76.7%
⑫ 福祉用具購入費	人数	平成 27 年度	168	212	126.2%
		平成 28 年度	144	200	138.9%
		平成 29 年度	132	287	217.4%

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
居宅サービス					
⑬ 住宅改修費	人 数	平成 27 年度	204	217	106.4%
		平成 28 年度	216	165	76.4%
		平成 29 年度	240	245	102.1%
⑭ 居宅介護支援	人 数	平成 27 年度	22,500	21,072	93.7%
		平成 28 年度	22,704	20,976	92.4%
		平成 29 年度	24,072	20,790	86.4%

2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護の回数が見込みを大きく上回りました。

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
地域密着型サービス					
① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人 数	平成 27 年度	564	72	12.8%
		平成 28 年度	684	99	14.5%
		平成 29 年度	780	111	14.2%
② 夜間対応型訪問介護	人 数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—
③ 認知症対応型 通所介護	回 数	平成 27 年度	2,683	3,061	114.1%
		平成 28 年度	2,847	4,133	145.2%
		平成 29 年度	3,744	5,585	149.2%
	人 数	平成 27 年度	264	229	86.7%
		平成 28 年度	288	306	106.3%
		平成 29 年度	384	398	103.6%
④ 小規模多機能型 居宅介護	人 数	平成 27 年度	2,328	1,663	71.4%
		平成 28 年度	2,820	1,940	68.8%
		平成 29 年度	3,864	2,192	56.7%
⑤ 認知症対応型 共同生活介護	人 数	平成 27 年度	2,064	1,932	93.6%
		平成 28 年度	2,292	2,106	91.9%
		平成 29 年度	2,556	2,206	86.3%
⑥ 地域密着型特定施設 入居者生活介護	人 数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
地域密着型サービス					
⑦ 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人 数	平成 27 年度	924	762	82.5%
		平成 28 年度	1,272	756	59.4%
		平成 29 年度	1,620	863	53.3%
⑧ 看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	人 数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—
⑨ 地域密着型通所介護	回 数	平成 27 年度	—	—	—
		平成 28 年度	0	8,090	—
		平成 29 年度	0	9,282	—
	人 数	平成 27 年度	—	—	—
		平成 28 年度	0	1,147	—
		平成 29 年度	0	1,500	—

3) 介護保険施設サービス

施設サービスは、介護老人福祉施設については、施設整備の状況から計画を下回りました。また、介護老人保健施設についても利用が伸びない状況となっています。

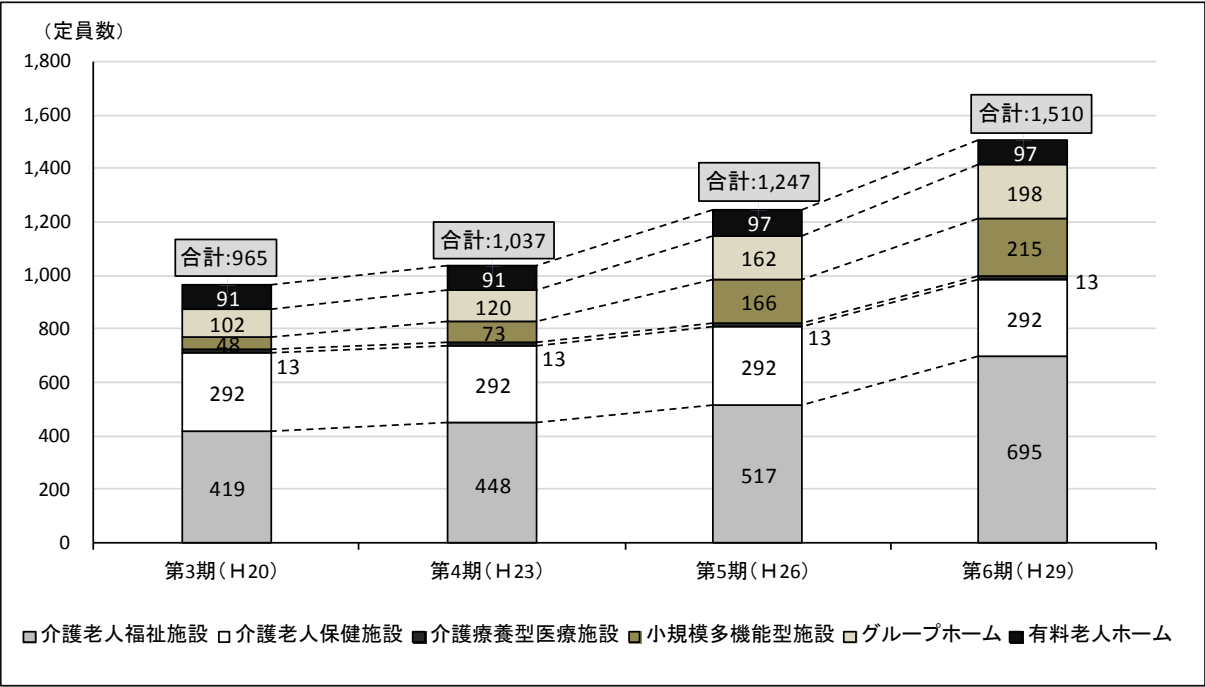
【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
介護保険施設サービス					
① 介護老人福祉施設	人 数	平成 27 年度	5,424	5,507	101.5%
		平成 28 年度	6,876	5,531	80.4%
		平成 29 年度	7,164	5,571	77.8%
② 介護老人保健施設	人 数	平成 27 年度	4,092	3,570	87.2%
		平成 28 年度	4,092	3,649	89.2%
		平成 29 年度	4,092	3,895	95.2%
③ 介護療養型医療施設	人 数	平成 27 年度	960	979	102.0%
		平成 28 年度	960	1,079	112.4%
		平成 29 年度	960	1,000	104.2%
④ 療養病床（医療保険 適用）からの転換分	人 数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—

4) これまでの施設整備状況

第3期以降の施設整備の状況は、在宅での介護が困難な方の要望に応えるため第3期から第6期にかけて介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）276床を計画的に整備するなど、施設入所待機者の解消に努めました。

また、在宅介護における多様なニーズに対応するため、小規模多機能型施設についても計画的に整備を進めてきました。



[施設整備状況（地区別）]

◇ 3期まで（平成20年度まで）

地区	施設種類	施設名	※（ ）内は定員数等	定員数
燕	1.介護老人福祉施設	つばめ福寿園（100）、白ふじの里（75）、さわたりの郷（64）		239
	2.介護老人保健施設	楽楽（100）		100
	3.介護療養型医療施設	富樫医院（13）		13
	5.グループホーム	楽楽（27）、白ふじ（9）		36
	6.有料老人ホーム	きらめき燕（51）、あいこう燕（40）		91
吉田	1.介護老人福祉施設	太陽の園（70）、吉田愛宕の園（60）		130
	2.介護老人保健施設	エバーグリーン（92）		92
	4.小規模多機能型施設	さわらび（24）、みなみよしだ（24）		48
	5.グループホーム	ひのくち（9）、まいらいふ吉田（9）、さわらび（6）、みなみよしだ（6）		30
分水	1.介護老人福祉施設	分水の里（50）		50
	2.介護老人保健施設	ぶんすい（100）		100
	5.グループホーム	我が家（18）、縁（18）		36
合計				965

◇ 4期（平成21年度～23年度）

地区	施設種類	施設名	※（ ）内は定員数等	定員数
燕	5.グループホーム	仲町（18）		18
分	1.介護老人福祉施設	はな広場しまかみ（29）		29
水	4.小規模多機能型施設	はな広場よこたの家（25）		25
合計				72

◇ 5期（平成24年度～26年度）

地区	施設種類	施設名	※（ ）内は定員数等	定員数
燕	1.介護老人福祉施設	白ふじの里（短期入所からの転換20床増）		20
	4.小規模多機能型施設	白山町（25）、ほうえんの里（25）		50
	5.グループホーム	白山町（18）		18
	6.有料老人ホーム	あいこう燕（6増床）		6
吉田	1.介護老人福祉施設	太陽の園（短期入所からの転換20床増）		20
	4.小規模多機能型施設	あさひ（18）		18
	5.グループホーム	あさひ（6）		6
分水	1.介護老人福祉施設	いちごの実（29）		29
	4.小規模多機能型施設	つどい（25）		25
	5.グループホーム	つどい（18）		18
合計				210

◇ 6期（平成27年度～29年度）

地区	施設種類	施設名	※（ ）内は定員数等	定員数	累計
燕	1.介護老人福祉施設	ときわ燕（29）、燕愛宕の園（100）、遊生の町（29）		158	417
	2.介護老人保健施設				100
	3.介護療養型医療施設				13
	4.小規模多機能型施設	白山町（定員4増）		4	54
	5.グループホーム	まいらいふ燕（18）		18	90
	6.有料老人ホーム				97
	計			180	771
吉田	1.介護老人福祉施設	吉田愛宕の園（短期入所からの転換20増）		20	170
	2.介護老人保健施設				92
	4.小規模多機能型施設	長善のさと（24）、あさひ（定員7増）、ひのくち（6）		37	103
	5.グループホーム	みなみよしだ、あさひ、さわらび（各3増床）、長善のさと（9）		18	54
	計			75	419
分水	1.介護老人福祉施設				108
	2.介護老人保健施設				100
	4.小規模多機能型施設	はな広場よこたの家（定員4増）、つどい（定員4増）		8	58
	5.グループホーム				54
	計			8	320
合計				263	1,510

②介護給付費

1) 居宅サービス

居宅サービスの給付費については、計画値を大きく上回っているサービスは、訪問介護・福祉用具購入等となっています。また、その他のサービスについては計画を下回っているサービスが多くなっています。

【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

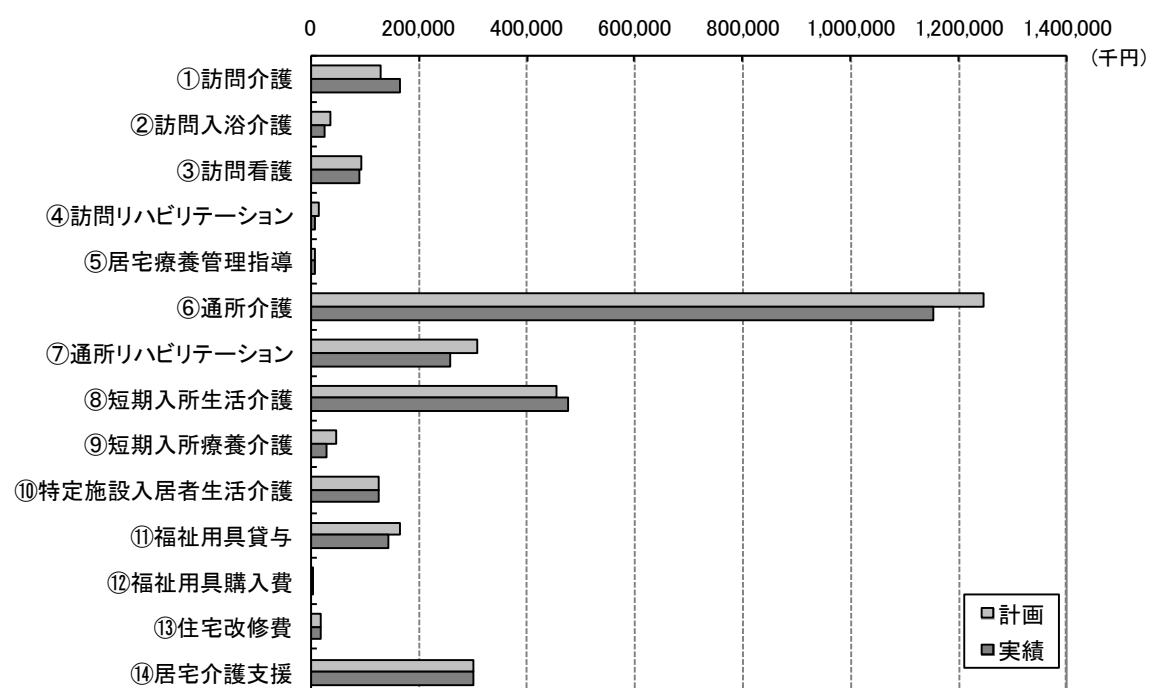
第 6 期計画における介護給付事業量の 計画比			計画	実績	計画比 (%)
居宅サービス					
① 訪問介護	給 付 費	平成 27 年度	131,075,000	164,624,855	125.6%
		平成 28 年度	132,509,000	177,288,682	133.8%
		平成 29 年度	137,375,000	176,313,028	128.3%
② 訪問入浴介護	給 付 費	平成 27 年度	35,776,000	24,310,409	68.0%
		平成 28 年度	39,860,000	25,247,961	63.3%
		平成 29 年度	49,340,000	22,797,779	46.2%
③ 訪問看護	給 付 費	平成 27 年度	95,509,000	91,778,389	96.1%
		平成 28 年度	108,053,000	99,576,464	92.2%
		平成 29 年度	131,257,000	115,912,635	88.3%
④ 訪問 リハビリテーション	給 付 費	平成 27 年度	14,565,000	7,273,739	49.9%
		平成 28 年度	13,851,000	6,323,987	45.7%
		平成 29 年度	14,341,000	6,344,008	44.2%
⑤ 居宅療養管理指導	給 付 費	平成 27 年度	9,143,000	8,909,974	97.5%
		平成 28 年度	9,494,000	8,675,509	91.4%
		平成 29 年度	10,856,000	8,369,232	77.1%
⑥ 通所介護	給 付 費	平成 27 年度	1,246,937,000	1,153,381,451	92.5%
		平成 28 年度	1,280,545,000	1,094,834,297	85.5%
		平成 29 年度	1,308,707,000	1,077,788,411	82.4%
⑦ 通所 リハビリテーション	給 付 費	平成 27 年度	307,084,000	256,927,010	83.7%
		平成 28 年度	331,754,000	251,603,805	75.8%
		平成 29 年度	365,715,000	252,621,619	69.1%
⑧ 短期入所生活介護	給 付 費	平成 27 年度	457,151,000	475,402,396	104.0%
		平成 28 年度	461,730,000	491,819,532	106.5%
		平成 29 年度	466,415,000	508,559,675	109.0%
⑨ 短期入所療養介護	給 付 費	平成 27 年度	46,947,000	30,976,697	66.0%
		平成 28 年度	42,189,000	24,058,737	57.0%
		平成 29 年度	42,684,000	10,574,171	24.8%

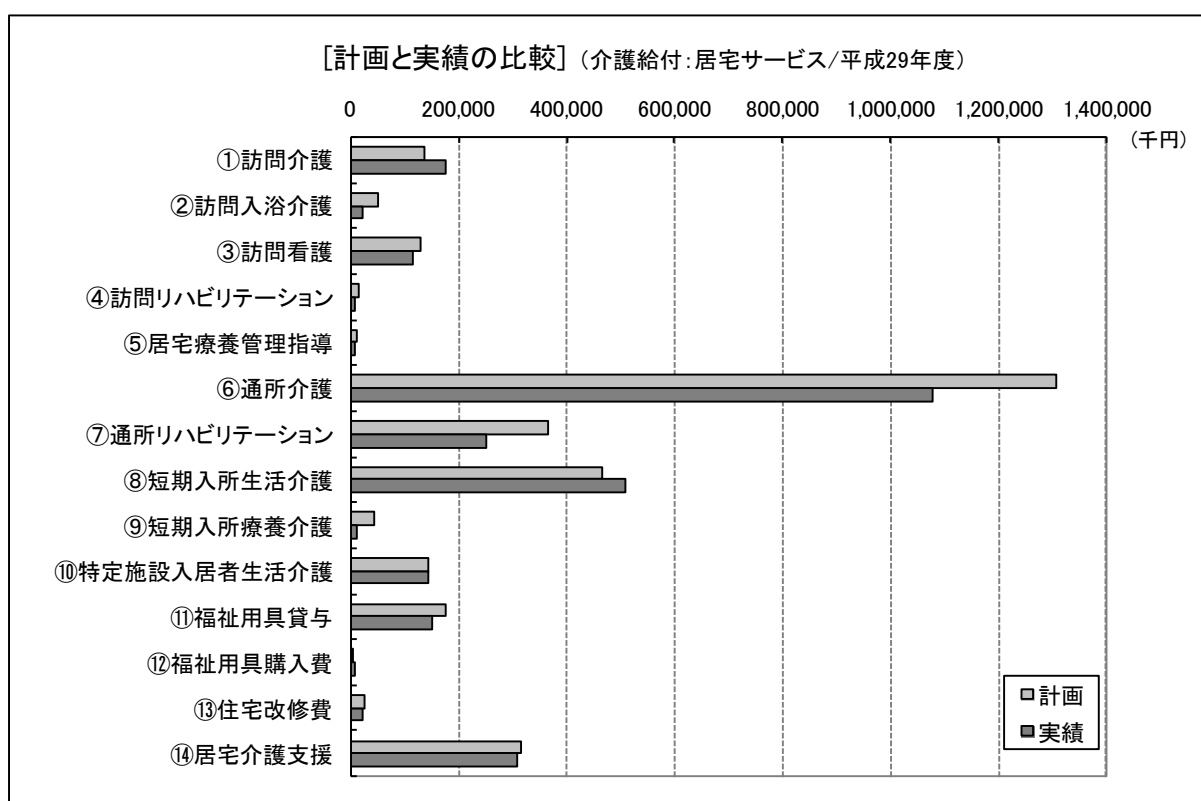
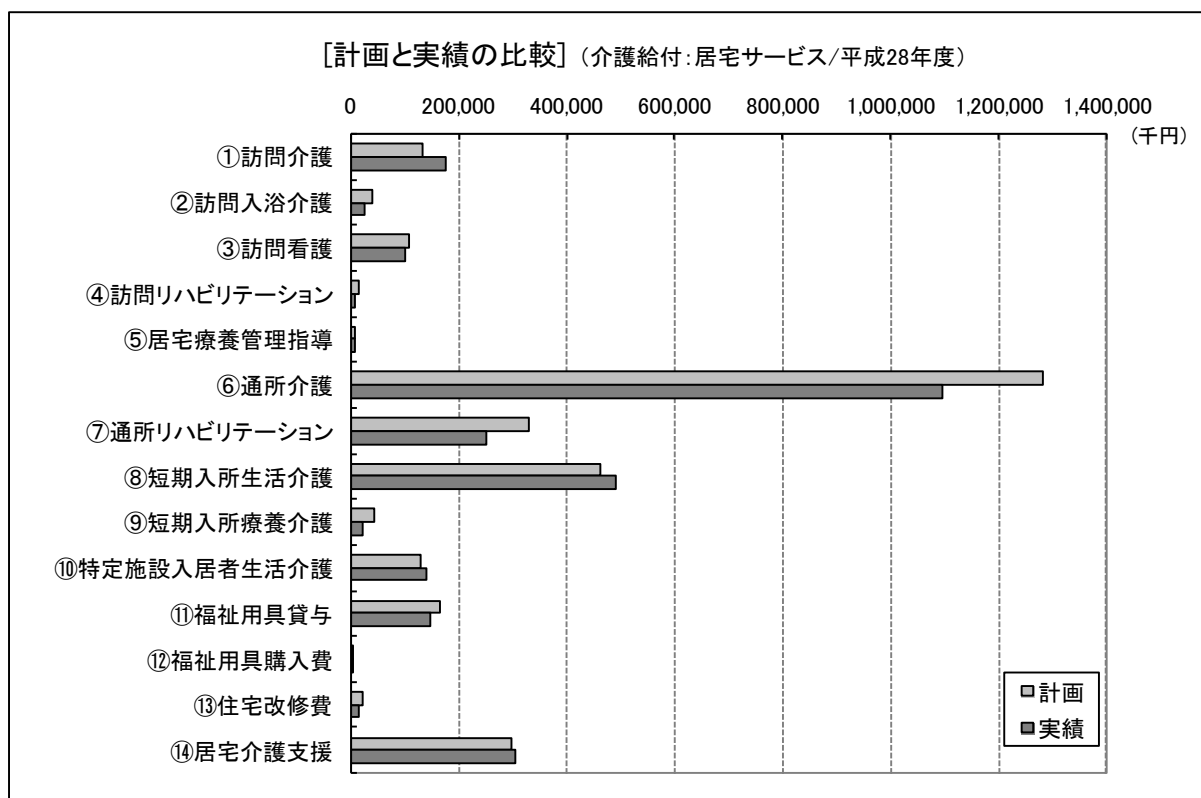
【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

第6期計画における介護給付事業量の 計画比			計画	実績	計画比 (%)
居宅サービス					
⑩ 特定施設入居者 生活介護	給 付 費	平成27年度	125,215,000	127,257,484	101.6%
		平成28年度	129,960,000	139,124,649	107.1%
		平成29年度	143,203,000	145,549,158	101.6%
⑪ 福祉用具貸与	給 付 費	平成27年度	165,416,000	144,234,318	87.2%
		平成28年度	164,302,000	148,365,881	90.3%
		平成29年度	177,999,000	151,736,798	85.2%
⑫ 福祉用具購入費	給 付 費	平成27年度	5,310,000	5,836,133	109.9%
		平成28年度	4,476,000	5,365,394	119.9%
		平成29年度	3,927,000	7,390,299	188.2%
⑬ 住宅改修費	給 付 費	平成27年度	20,307,000	20,195,618	99.5%
		平成28年度	21,946,000	14,681,103	66.9%
		平成29年度	25,337,000	20,782,503	82.0%
⑭ 居宅介護支援	給 付 費	平成27年度	300,436,000	303,154,045	100.9%
		平成28年度	299,344,000	306,562,006	102.4%
		平成29年度	316,863,000	307,231,162	97.0%

〔計画と実績の比較〕（介護給付：居宅サービス/平成27年度）





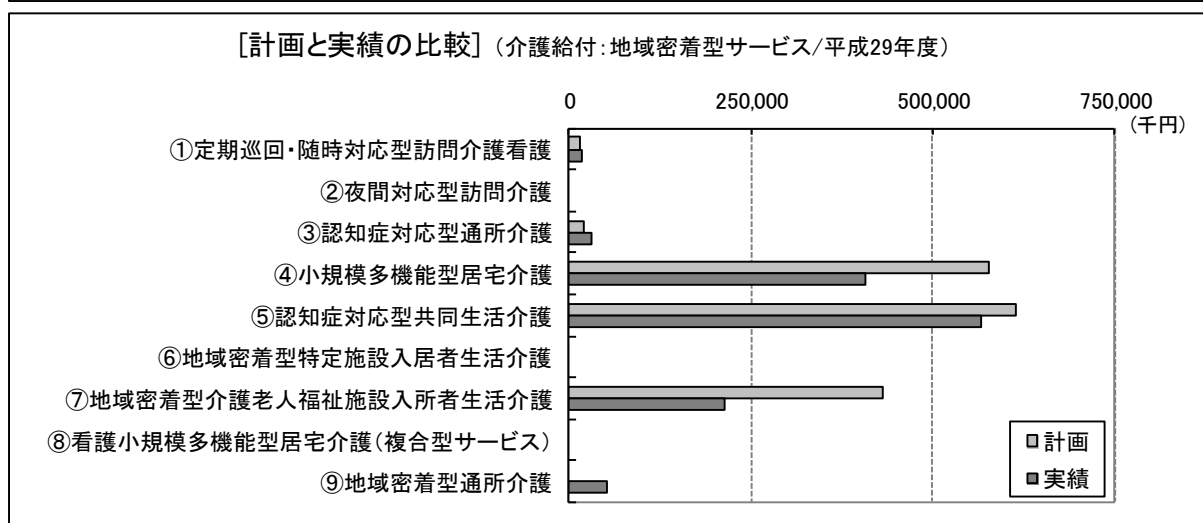
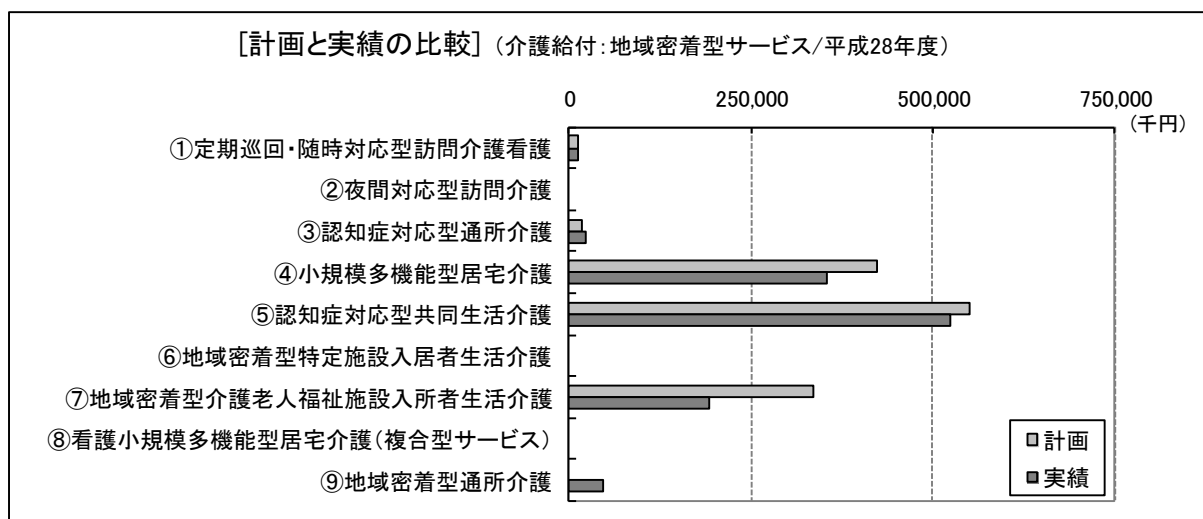
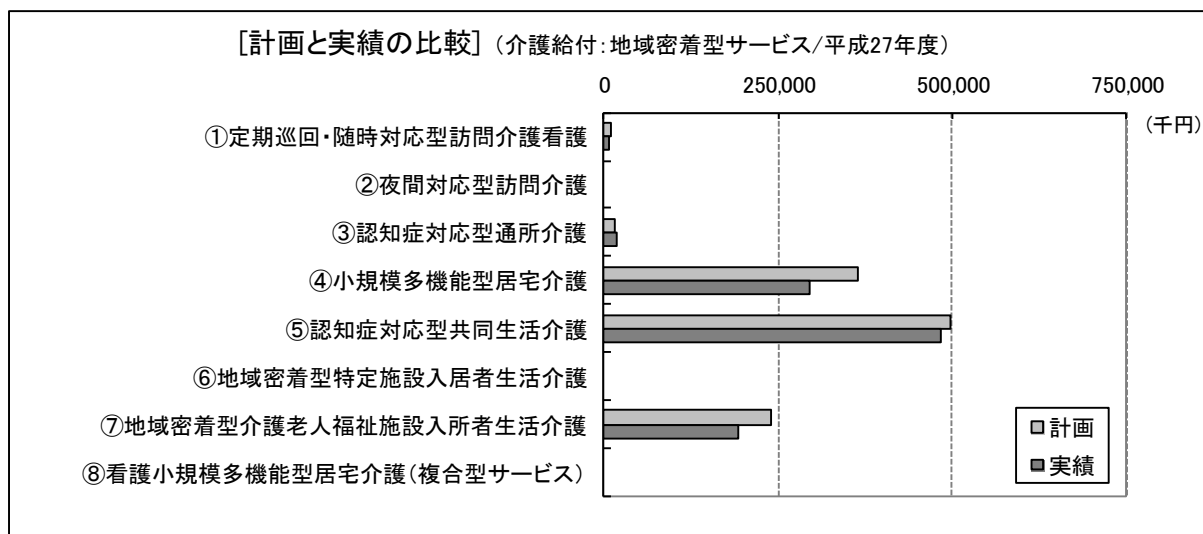
2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの給付費については、認知症対応型通所介護が計画値を大きく上回っています。

【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

第 6 期計画における介護給付事業量の 計画比			計画	実績	計画比 (%)
地域密着型サービス					
① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給 付 費	平成 27 年度	10,215,000	7,571,936	74.1%
		平成 28 年度	11,834,000	12,358,021	104.4%
		平成 29 年度	13,301,000	16,542,437	124.4%
② 夜間対応型訪問介護	給 付 費	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—
③ 認知症対応型 通所介護	給 付 費	平成 27 年度	15,461,000	16,714,287	108.1%
		平成 28 年度	16,226,000	22,185,243	136.7%
		平成 29 年度	21,212,000	30,547,999	144.0%
④ 小規模多機能型 居宅介護	給 付 費	平成 27 年度	363,211,000	296,594,118	81.7%
		平成 28 年度	423,791,000	353,790,328	83.5%
		平成 29 年度	577,203,000	406,327,130	70.4%
⑤ 認知症対応型 共同生活介護	給 付 費	平成 27 年度	498,586,000	482,662,145	96.8%
		平成 28 年度	550,564,000	523,059,457	95.0%
		平成 29 年度	613,687,000	567,335,135	92.4%
⑥ 地域密着型特定施設 入居者生活介護	給 付 費	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—
⑦ 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	給 付 費	平成 27 年度	240,278,000	191,376,252	79.6%
		平成 28 年度	335,970,000	191,309,457	56.9%
		平成 29 年度	432,083,000	213,836,001	49.5%
⑧ 看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	給 付 費	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—
⑨ 地域密着型通所介護	給 付 費	平成 27 年度	—	—	—
		平成 28 年度	0	46,795,914	—
		平成 29 年度	0	51,383,423	—



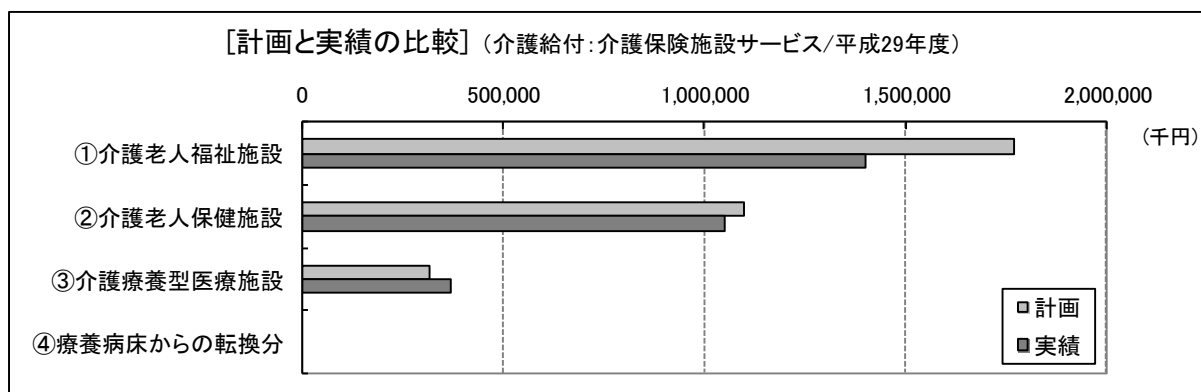
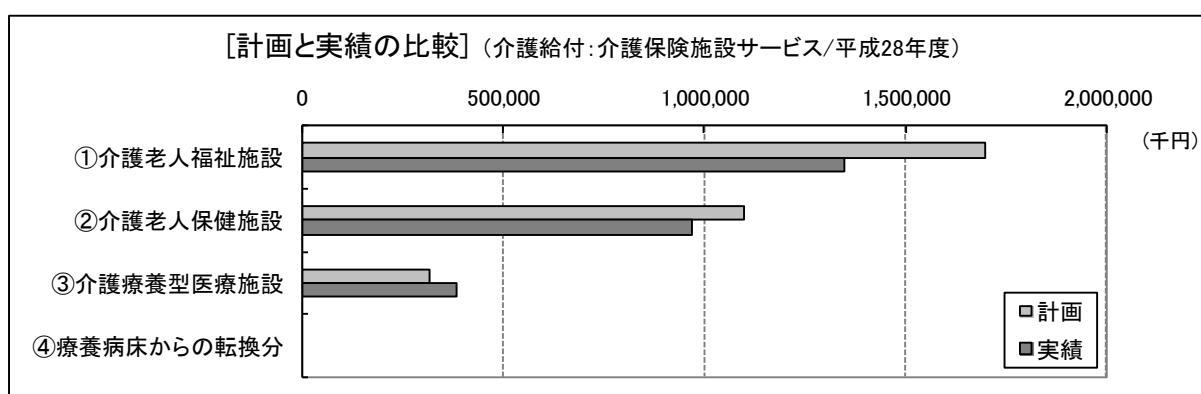
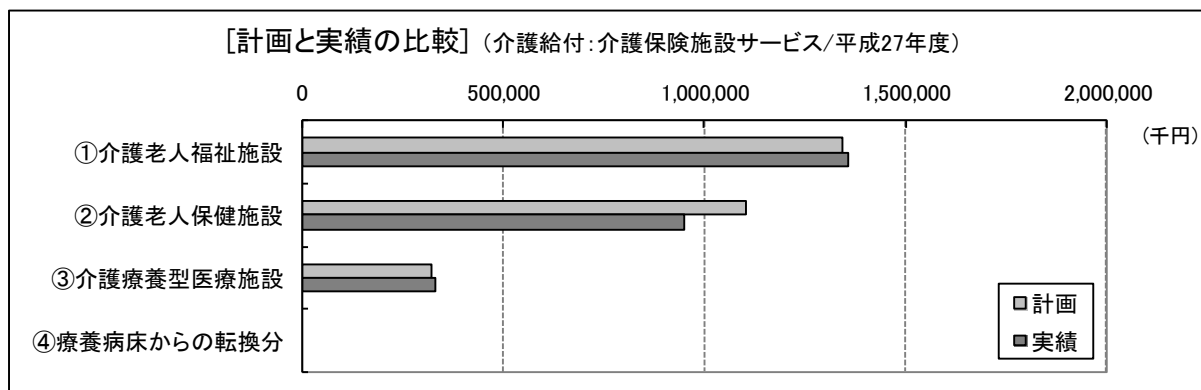
3) 介護保険施設サービス

介護保険施設サービスの給付費については、介護老人福祉施設・介護老人保健施設では概ね計画を下回っています。また、介護療養型医療施設では、計画値を上回っている状況となっています。

【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

第6期計画における介護給付事業量の計画比			計画	実績	計画比(%)
介護保険施設サービス					
① 介護老人福祉施設	給付費	平成 27 年度	1,342,045,000	1,357,189,844	101.1%
		平成 28 年度	1,697,311,000	1,347,009,878	79.4%
		平成 29 年度	1,771,573,000	1,400,495,595	79.1%
② 介護老人保健施設	給付費	平成 27 年度	1,103,504,000	950,794,302	86.2%
		平成 28 年度	1,101,372,000	969,685,060	88.0%
		平成 29 年度	1,101,372,000	1,049,888,659	95.3%
③ 介護療養型医療施設	給付費	平成 27 年度	320,037,000	331,362,812	103.5%
		平成 28 年度	319,419,000	382,796,776	119.8%
		平成 29 年度	319,419,000	370,565,827	116.0%
④ 療養病床（医療保険適用）からの転換分	給付費	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	0	—
		平成 29 年度	0	0	—



（３）介護予防サービスの利用状況及び給付費

①介護予防サービス見込量（人数・回数）

１）介護予防サービス

介護予防サービスの利用回数や利用人数については、介護予防居宅療養管理指導については、サービス利用見込みの人数が少なかったため、実績が大きく見込みを上回る結果となりました。

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護予防事業量の 計画比			計画	実績	計画比 (%)
介護予防サービス					
① 介護予防訪問介護	人 数	平成 27 年度	1,224	1,062	86.8%
		平成 28 年度	1,644	1,160	70.6%
		平成 29 年度	2,076	917	44.2%
② 介護予防 訪問入浴介護	回 数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	38	—
		平成 29 年度	0	0	—
	人 数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	4	—
		平成 29 年度	0	0	—
③ 介護予防訪問看護	回 数	平成 27 年度	3,164	3,245	102.6%
		平成 28 年度	4,447	4,340	97.6%
		平成 29 年度	5,972	4,802	80.4%
	人 数	平成 27 年度	336	343	102.1%
		平成 28 年度	444	486	109.5%
		平成 29 年度	564	643	114.0%
④ 介護予防 訪問リハビリテーション	回 数	平成 27 年度	1,453	24	1.7%
		平成 28 年度	2,124	24	1.1%
		平成 29 年度	2,895	0	0.0%
	人 数	平成 27 年度	48	3	6.3%
		平成 28 年度	60	3	5.0%
		平成 29 年度	60	0	0.0%
⑤ 介護予防 居宅療養管理指導	人 数	平成 27 年度	24	42	175.0%
		平成 28 年度	24	68	283.3%
		平成 29 年度	24	152	633.3%
⑥ 介護予防通所介護	人 数	平成 27 年度	3,756	3,395	90.4%
		平成 28 年度	4,272	3,440	80.5%
		平成 29 年度	4,716	3,008	63.8%
⑦ 介護予防 通所リハビリテーション	人 数	平成 27 年度	972	703	72.3%
		平成 28 年度	1,140	656	57.5%
		平成 29 年度	1,224	700	57.2%

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護予防事業量の 計画比			計画	実績	計画比 (%)
介護予防サービス					
⑧ 介護予防 短期入所生活介護	日 数	平成 27 年度	927	694	74.9%
		平成 28 年度	2,851	658	23.1%
		平成 29 年度	3,400	1,552	45.6%
	人 数	平成 27 年度	120	131	109.2%
		平成 28 年度	360	111	30.8%
		平成 29 年度	408	182	44.6%
⑨ 介護予防 短期入所療養介護	日 数	平成 27 年度	72	5	6.9%
		平成 28 年度	109	4	3.7%
		平成 29 年度	154	0	0.0%
	人 数	平成 27 年度	24	1	4.2%
		平成 28 年度	36	1	2.8%
		平成 29 年度	48	0	0.0%
⑩ 介護予防特定施設 入居者生活介護	人 数	平成 27 年度	96	78	81.3%
		平成 28 年度	108	60	55.6%
		平成 29 年度	120	48	40.0%
⑪ 介護予防 福祉用具貸与	人 数	平成 27 年度	2,940	2,624	89.3%
		平成 28 年度	3,588	2,738	76.3%
		平成 29 年度	4,308	2,989	69.4%
⑫ 介護予防 福祉用具購入費	人 数	平成 27 年度	24	62	258.3%
		平成 28 年度	24	72	300.0%
		平成 29 年度	36	67	186.1%
⑬ 介護予防住宅改修費	人 数	平成 27 年度	72	86	119.4%
		平成 28 年度	72	85	118.1%
		平成 29 年度	72	77	106.9%
⑭ 介護予防支援	人 数	平成 27 年度	6,876	5,913	86.0%
		平成 28 年度	7,836	6,091	77.7%
		平成 29 年度	8,940	6,181	69.1%

2) 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスでは、介護予防小規模多機能型居宅介護が計画値を上回っています。

【平成 29 年度は見込み】

第 6 期計画における介護予防事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
地域密着型介護予防サービス					
① 介護予防認知症対応型 通所介護	回数	平成 27 年度	72	150	208.3%
		平成 28 年度	110	104	94.5%
		平成 29 年度	308	107	34.7%
	人数	平成 27 年度	24	16	66.7%
		平成 28 年度	36	12	33.3%
		平成 29 年度	96	12	12.5%
② 介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数	平成 27 年度	132	145	109.8%
		平成 28 年度	180	203	112.8%
		平成 29 年度	240	264	110.0%
③ 介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	14	—
		平成 29 年度	0	42	—

②介護予防給付費

1) 介護予防サービス

介護予防サービスの給付費については、各サービスとも概ね計画値を下回っています。

【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

第 6 期計画における介護予防給付事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
介護予防サービス					
① 介護予防訪問介護	給付費	平成 27 年度	25,736,000	20,327,260	79.0%
		平成 28 年度	35,006,000	21,995,797	62.8%
		平成 29 年度	44,467,000	18,243,371	41.0%
② 介護予防 訪問入浴介護	給付費	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	294,921	—
		平成 29 年度	0	0	—

【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

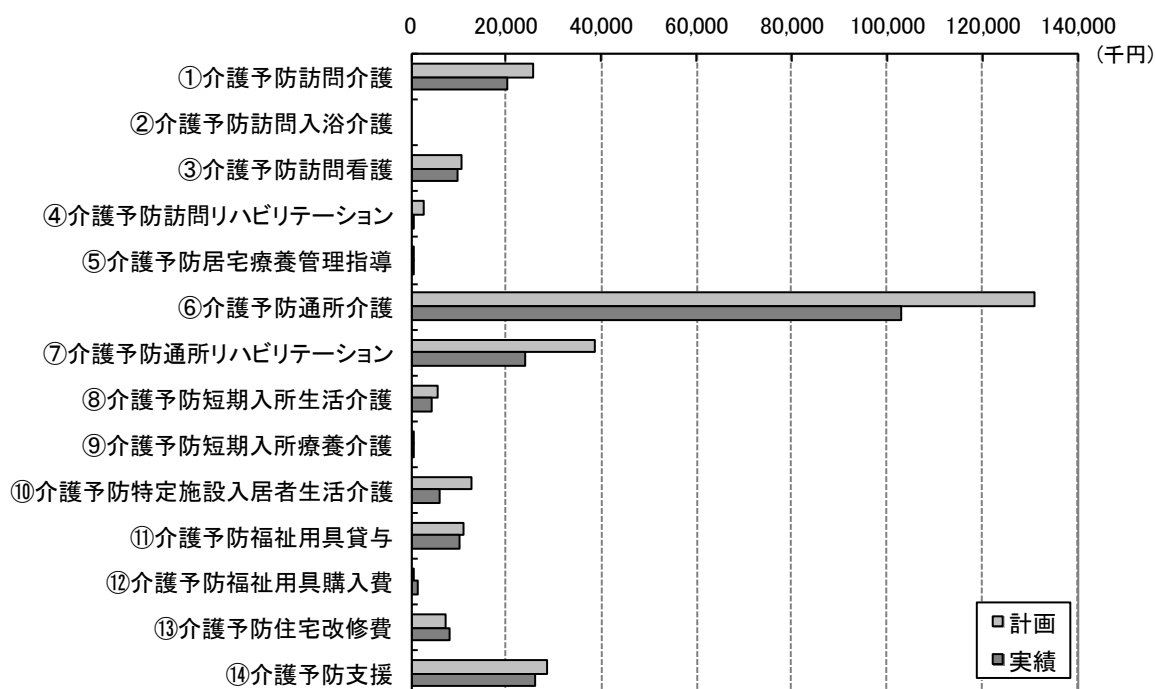
第 6 期計画における介護予防給付事業量の 計画比			計画	実績	計画比 (%)
介護予防サービス					
③ 介護予防訪問看護	給 付 費	平成 27 年度	10,554,000	9,808,316	92.9%
		平成 28 年度	14,706,000	13,529,806	92.0%
		平成 29 年度	19,651,000	16,046,751	81.7%
④ 介護予防 訪問リハビリテーション	給 付 費	平成 27 年度	2,863,000	65,682	2.3%
		平成 28 年度	3,733,000	66,528	1.8%
		平成 29 年度	4,570,000	0	0.0%
⑤ 介護予防 居宅療養管理指導	給 付 費	平成 27 年度	773,000	337,311	43.6%
		平成 28 年度	785,000	505,174	64.4%
		平成 29 年度	823,000	1,304,346	158.5%
⑥ 介護予防通所介護	給 付 費	平成 27 年度	131,048,000	103,027,460	78.6%
		平成 28 年度	151,217,000	101,699,535	67.3%
		平成 29 年度	170,026,000	86,836,714	51.1%
⑦ 介護予防 通所リハビリテーション	給 付 費	平成 27 年度	38,641,000	24,048,634	62.2%
		平成 28 年度	44,605,000	22,222,047	49.8%
		平成 29 年度	47,676,000	24,372,399	51.1%
⑧ 介護予防 短期入所生活介護	給 付 費	平成 27 年度	5,600,000	4,489,488	80.2%
		平成 28 年度	17,437,000	3,969,394	22.8%
		平成 29 年度	20,859,000	10,240,348	49.1%
⑨ 介護予防 短期入所療養介護	給 付 費	平成 27 年度	626,000	47,304	7.6%
		平成 28 年度	957,000	35,343	3.7%
		平成 29 年度	1,350,000	0	0.0%
⑩ 介護予防特定施設 入居者生活介護	給 付 費	平成 27 年度	12,607,000	6,235,387	49.5%
		平成 28 年度	14,930,000	5,173,416	34.7%
		平成 29 年度	18,129,000	4,431,176	24.4%
⑪ 介護予防 福祉用具貸与	給 付 費	平成 27 年度	10,859,000	10,197,360	93.9%
		平成 28 年度	13,249,000	11,786,315	89.0%
		平成 29 年度	15,957,000	13,632,519	85.4%
⑫ 介護予防 福祉用具購入費	給 付 費	平成 27 年度	2,730,000	1,253,103	45.9%
		平成 28 年度	2,760,000	1,845,115	66.9%
		平成 29 年度	3,090,000	1,722,488	55.7%

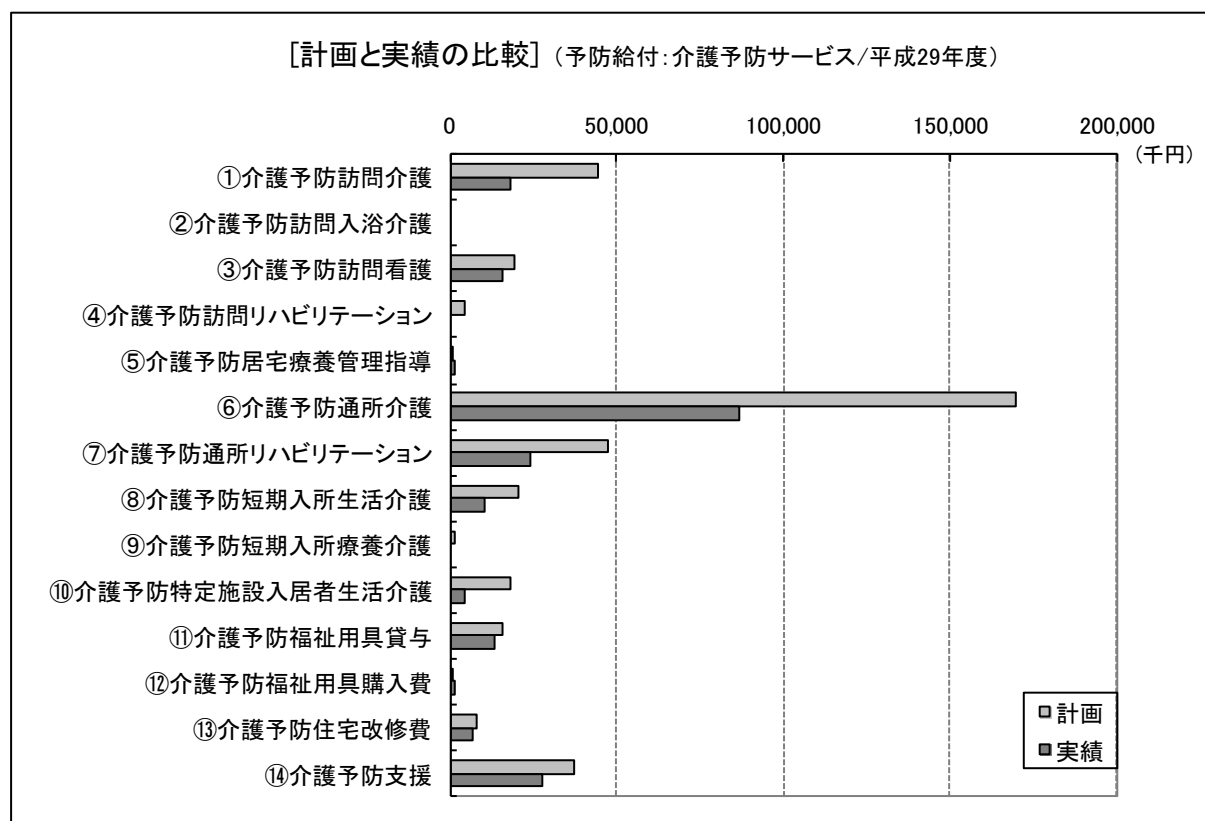
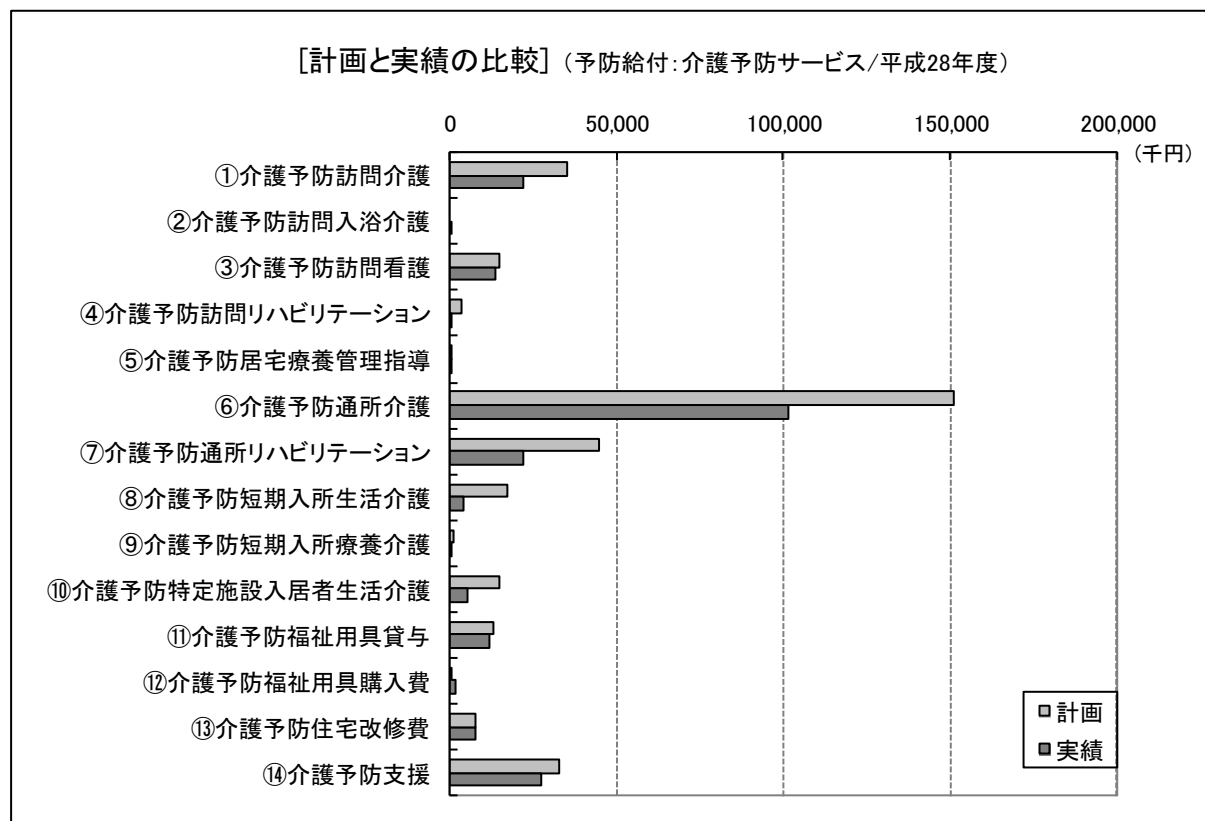
【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

第 6 期計画における介護予防給付事業量の計画比			計画	実績	計画比 (%)
介護予防サービス					
⑬ 介護予防住宅改修費	給付費	平成 27 年度	7,320,000	8,029,855	109.7%
		平成 28 年度	7,743,000	7,527,376	97.2%
		平成 29 年度	8,247,000	6,953,445	84.3%
⑭ 介護予防支援	給付費	平成 27 年度	28,627,000	26,244,686	91.7%
		平成 28 年度	32,587,000	27,194,820	83.5%
		平成 29 年度	37,126,000	27,606,015	74.4%

【計画と実績の比較】（予防給付：介護予防サービス/平成27年度）





2) 地域密着型介護予防サービス

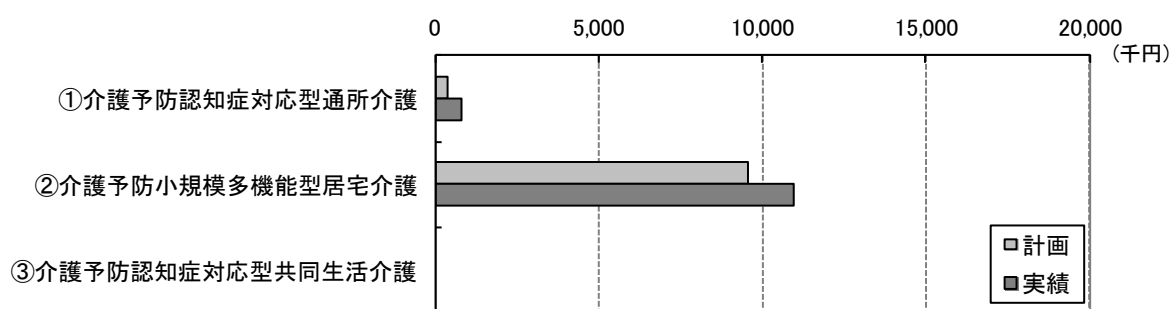
地域密着型介護予防サービスの給付費については、介護予防認知症対応型通所介護は平成 27 年度から平成 29 年度全体の計画値でみると実績は下回っています。介護予防小規模多機能型居宅介護が計画値を上回っています。また、介護予防認知症対応型共同生活介護については、計画を見込んでいませんでしたが実績が上がっています。

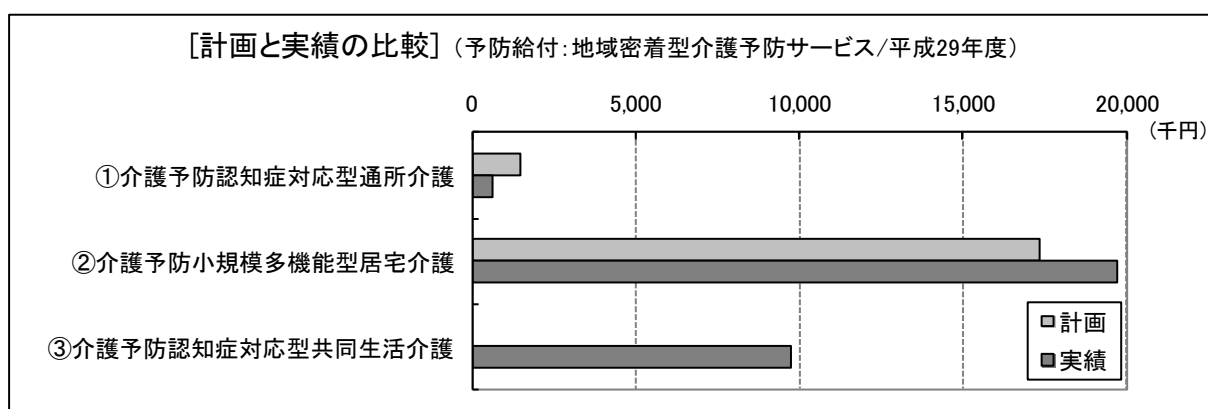
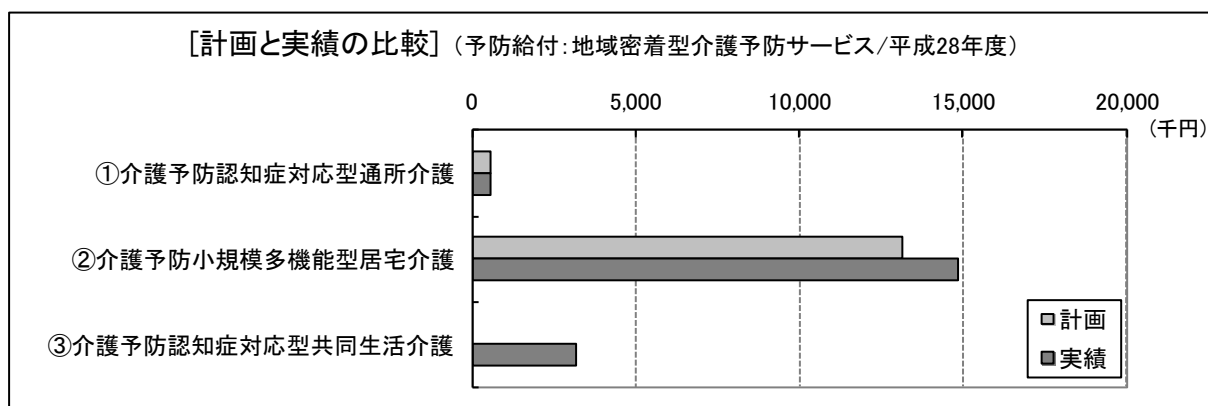
【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

第 6 期計画における介護予防給付事業量の 計画比		計画	実績	計画比 (%)	
地域密着型介護予防サービス					
① 介護予防認知症対応型 通所介護	給 付 費	平成 27 年度	354,000	803,547	227.0%
		平成 28 年度	541,000	562,833	104.0%
		平成 29 年度	1,504,000	594,926	39.6%
② 介護予防小規模 多機能型居宅介護	給 付 費	平成 27 年度	9,545,000	10,939,482	114.6%
		平成 28 年度	13,150,000	14,879,387	113.2%
		平成 29 年度	17,345,000	19,728,471	113.7%
③ 介護予防認知症対応型 共同生活介護	給 付 費	平成 27 年度	0	0	—
		平成 28 年度	0	3,159,045	—
		平成 29 年度	0	9,766,008	—

〔計画と実績の比較〕（予防給付：地域密着型介護予防サービス/平成27年度）





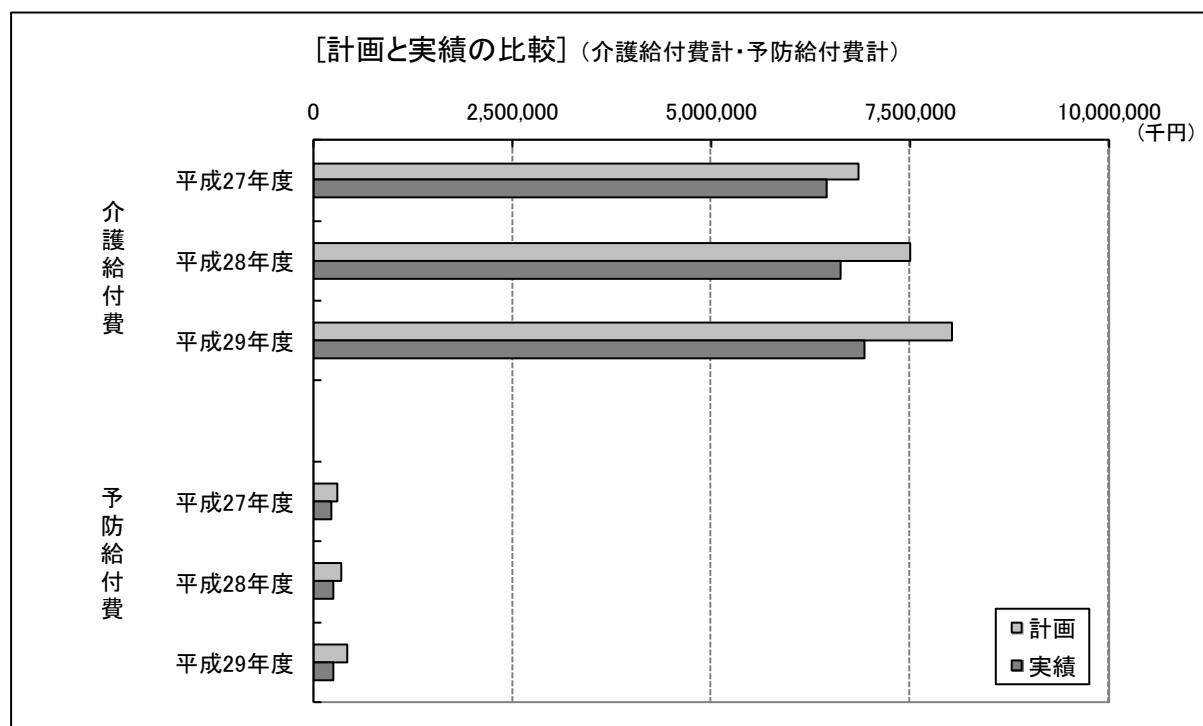
(4) 介護給付費と予防給付費の合計

介護給付費と予防給付費の合計については、介護給付費・予防給付費共に計画数値を下回っており、全体でも計画値を下回っています。

【平成 29 年度は見込み】

(単位：円)

		計画	実績	計画比 (%)
介護給付費計	平成 27 年度	6,854,208,000	6,448,528,214	94.1%
	平成 28 年度	7,496,500,000	6,642,518,141	88.6%
	平成 29 年度	8,043,869,000	6,918,892,684	86.0%
予防給付費計	平成 27 年度	285,426,000	225,854,875	79.1%
	平成 28 年度	350,922,000	236,446,852	67.4%
	平成 29 年度	408,039,000	241,478,977	59.2%
給付費合計	平成 27 年度	7,139,634,000	6,674,383,089	93.6%
	平成 28 年度	7,847,422,000	6,878,964,993	87.8%
	平成 29 年度	8,451,908,000	7,160,371,661	84.7%



(5) 1人当たりの費用額

受給者1人あたりの費用額は、平成27年度で25,994円、平成28年度で26,438円となっており、比較すると444円増加しました。

また、県と比較してみると平成27年度は市が低く、平成28年度は県が低くなりました。

		(円)	
費用額		平成27年度	平成28年度
	在宅サービス	3,559,221,641	3,665,094,133
	居住系サービス	686,660,984	748,517,784
	施設サービス	3,149,361,073	3,221,439,738
	計	7,395,243,698	7,635,051,655
第1号被保険者1人1月あたり費用額		25,994	26,438
第1号被保険者1人1月あたり費用額（県）		26,294	26,335
第1号被保険者1人1月あたり費用額（国）		22,927	23,008

※厚生労働省「介護保険事業状況報告」より

4 前期計画の現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所参入意向調査及び燕市地域ケア推進会議や燕市介護保険運営協議会による協議により、第6期計画での取り組みに対して見えてきた課題を踏まえて第7期計画を策定します。

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

現 状 ・ 課 題

健康づくり・介護予防に関すること

[現状]○調査では、現在治療中、または後遺症のある病気は「高血圧」「目の病気」「筋骨格の病気」「糖尿病」が多い。

○調査では、健康についてほしい情報は「認知症の予防」「がんや高血圧などの生活習慣病予防」「腰痛予防」が多い。

[課題]●介護予防等に関する知識の普及や意識の啓発を行う講演会等が必要

●フレイル予防・対策が必要

高齢者の社会参加に関すること

[現状]○調査では、今後学習してみたいことは、「趣味的なもの」「健康・スポーツ」「家庭生活の役立つ技能」が多い。

[課題]●高齢者の生きがいづくりについて、個人や団体での参加を促進するための情報提供が必要

介護サービスに関すること

[現状]○調査では、現在抱えている傷病は「認知症」「脳血管疾患（脳卒中）」が多い。

○調査では、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」「見守り、声かけ」が多い。

○調査では、家族や親族の中で介護を主な理由で仕事を辞めた方は12.2%であった。

○特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の介護施設を整備した。

○医師会、弥彦村と燕・弥彦医療介護センターを設置した。

○介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始した。

[課題]●在宅医療・介護連携体制の充実が必要

●外出支援に対する事業の拡大が必要

●家族介護者への相談支援の充実及び介護離職防止のための介護保険サービスの組合せへの支援が必要

認知症に関すること

[現状]○調査では、日常生活で特に不安や心配に思っていることは、「将来、寝たきりや認知症にならないか心配」が最も多い。

○調査では、「認知症に関する相談相手や情報がほしい」が支援内容として挙げられている。

○認知症ケアパス（つばめ認知症あんしんガイド）を作成した。

○認知症カフェ（オレンジリングカフェ）、認知症の人と介護者のつどいを開催した。

○認知症高齢者等見守り事業（おかえりつばめ〜ル）を開始した。

[課題]●認知症支援のさらなる周知・啓発が必要

●認知症高齢者への早期対応と地域全体で支える仕組みづくりが必要

●若年性認知症患者、家族を支援する仕組みが必要

高齢者の見守りに関すること

[現状]○地震や火災、相談事があったとき近所に頼れる人がいないなど、何かあったときに心配だ。

[課題]●地域包括支援センターの機能強化・充実が必要

●地域が主体的に課題解決に取り組むための支援が必要

●住民が担い手として参加する住民主体の活動の体制づくりが必要

介護給付費に関すること

[現状]○調査では、「サービス量を現状程度とし、保険料の上り幅をおさえてほしい」が多い。

○自立に向けたケアプラン作成のための研修会を開催した。

[課題]●自立に資する適切なケアプランの作成支援が必要

●介護サービス給付の適正化

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

計画では、第6期からを「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年(平成37年)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

今後も、75歳以上の高齢者が増加することから、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、在宅における医療と介護を一体的に提供するための体制づくりや、高齢者の社会参加・健康づくり等の施策を推進し、地域で可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを一層進展させるとともに、地域包括ケアシステムをより深化・推進していきます。

第6期計画では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始時期であったため、事業の構築を課題としていましたが、第7期計画においては、基盤整備や担い手の確保を含めた支援体制づくりに努め、高齢者が自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み、「地域包括ケアシステム」を構築し、より深化・推進していくことにより、介護保険制度の持続可能性を維持します。

■ ■ ■ 基本理念 ■ ■ ■

高齢者が住み慣れた地域で、
快適な生活が営める総合的な福祉の増進

2 基本目標

平均寿命の延伸により長くなった高齢期を生きがいを持って生活することが、健康を保持していくためにも重要となっています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査結果では、日常生活で特に不安に思っていることは「将来、寝たきりや認知症にならないか心配」が特に多く、「収入や預貯金が足りず今後の生活に不安がある」「火事や地震のときに避難できるか心配」と続いています。

主な介護者が不安に感じる介護についても、「認知症状への対応」が最も多く、次いで「夜間の排泄」等となっています。

今後、介護者の方が介護をどのようにしていきたいかについては、「自宅で、介護サービスを使って介護したい」が最も多く、次いで「介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所させたい」となっています。

このようなことから、住み慣れた地域で、認知症の人を介護している家族等への支援を行うとともに、介護保険施設の整備を検討していきます。

さらに、介護家族者の就労継続を促進できるようショートステイサービスや在宅サービスの組み合わせたによる利用を推進します。

そして、基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、快適な生活が営める総合的な福祉の増進」に基づき、重度な要介護状態になっても、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、必要な施策に取り組みます。

1 健康づくりの推進

健康寿命を延ばして永く健やかに暮らせるよう健康の維持・増進のための各種支援策を充実するとともに保健事業の推進を図ります。

2 いきいきと活躍できる地域社会づくり

元気な高齢者が働く意欲や活躍の場を持ち、豊富な知識と経験を活かしていきいきと活動できるよう、地域社会で活動できる場や機会づくりを積極的に推進していきます。

3 地域全体で支える基盤整備

高齢者が、介護を必要とする状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、在宅医療と介護の連携強化や介護サービス基盤の整備に努めます。

4 地域における相互支援システムづくり

人々がよりよい環境で共存・共栄できる社会を目指し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

要支援・要介護者や認知症の人がいる家族などの介護者を地域で支えるため、住民参加による支え合いや見守りの活動を支援し、「地域共生社会」の実現に向けた福祉のまちづくりに取り組みます。

5 地域支援事業の推進

将来、寝たきりや認知症になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進します。

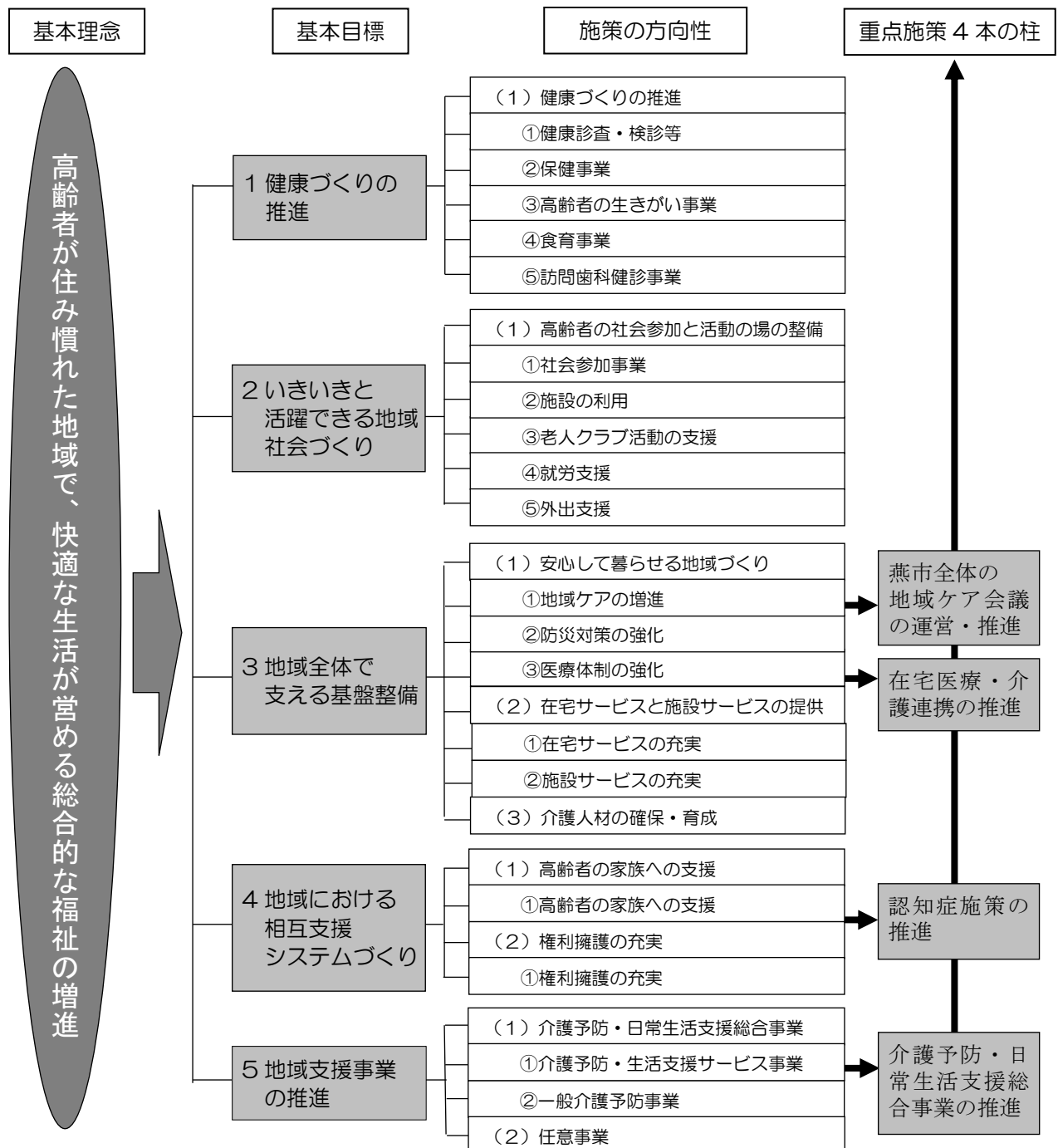
住民主体の多様なサービスの充実による、要支援者の状態等に応じた住民主体のサービス利用を促進するとともに、高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業を充実させ、認定に至らないよう推進します。

また、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による重度化予防を推進します。

3 施策の体系

この計画では、第6期計画の基本理念や基本目標を踏襲するとともに、高齢者が住み慣れた地域で快適な生活が続けられるよう前期計画で体系化されている施策の方向性を、継続して推進していきます。

2025年（平成37年度）を目途に構築を進める地域包括ケアシステムについては、重点施策として、引き続き取り組みます。

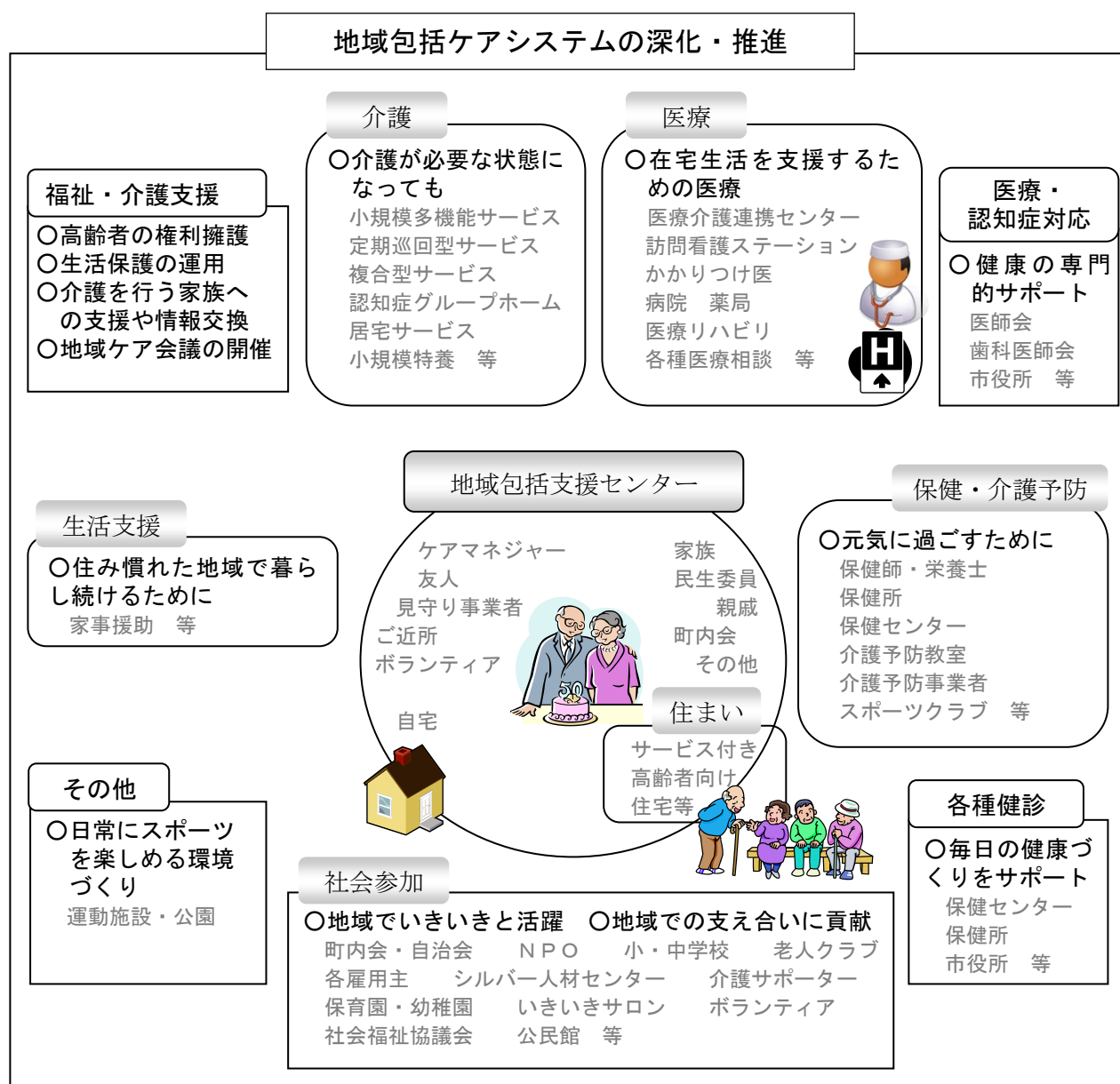


4 地域包括ケアシステムの深化・推進と重点施策

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査などの生活実態やニーズを踏まえると、多様な生活支援の充実や高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、介護予防の推進等が求められています。そのため、引き続き地域包括ケアシステムの深化、構築に向け、取り組みを進めます。

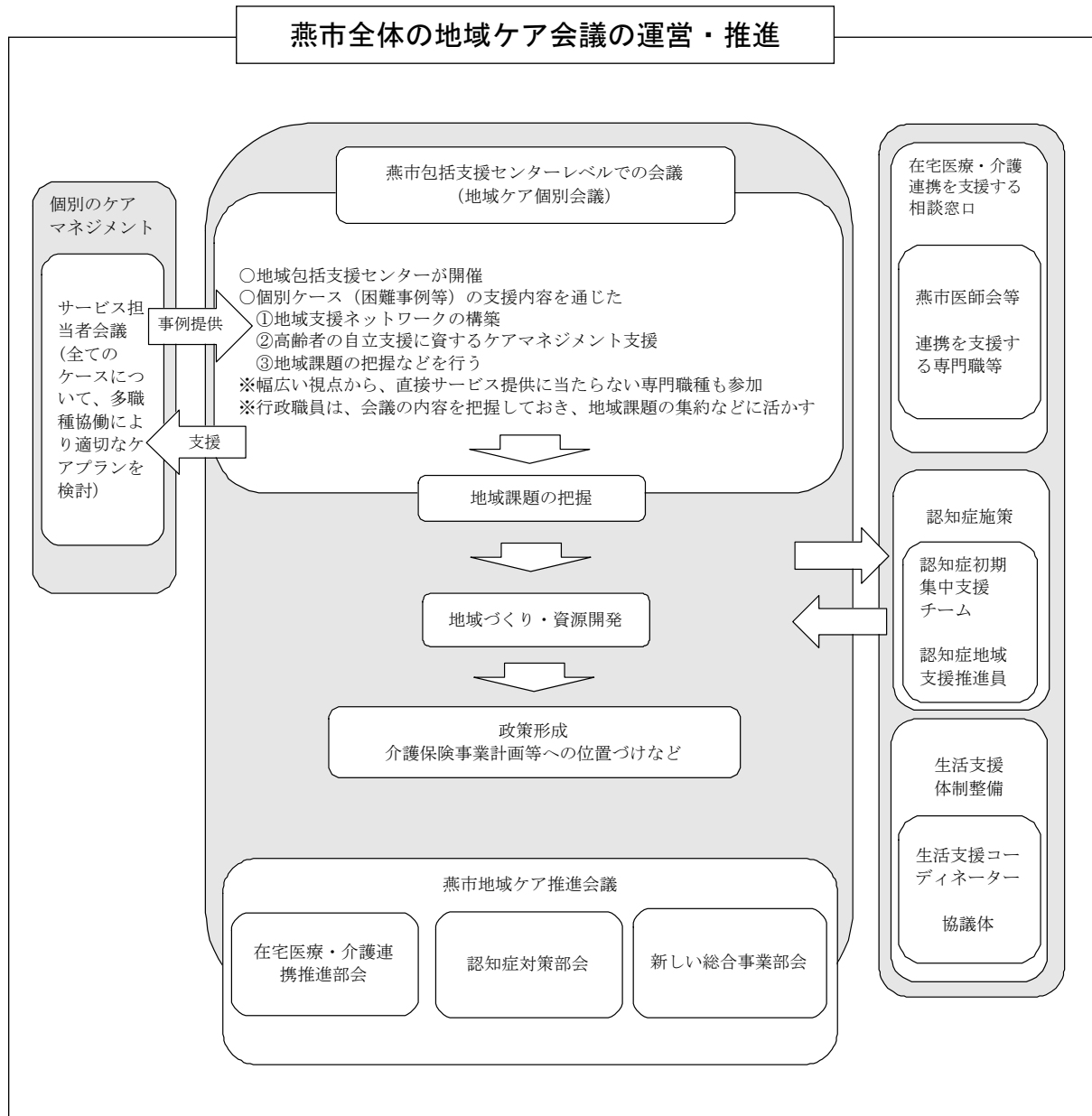
また、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることや、その家族等の生活の質の向上や維持・改善を実現するため4つの取り組みを重点施策に設定しました。

地域包括ケアシステムのイメージ



① 燕市全体の地域ケア会議の運営・推進（重点施策1）

医療・介護等の関係機関と連携を強化し、認知症対策や日常生活支援への取り組みを進めて、地域の課題解決機能の向上を図ります。一般的な地域ケア会議の取り組みにはない燕市の医療・介護全般にわたる課題の検討集団として位置付け、地域包括ケアシステム構築を推進します。

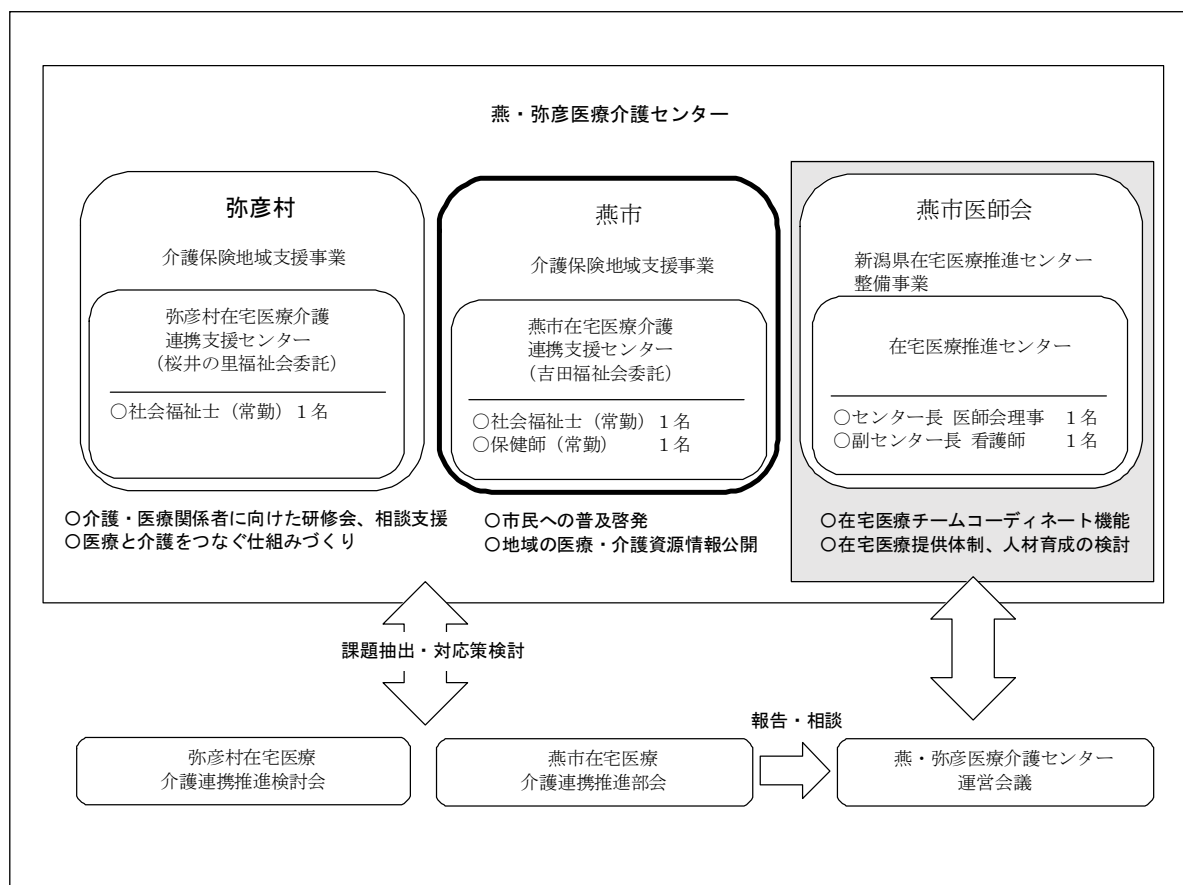


② 在宅医療・介護連携の推進（重点施策2）

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを切れ目なく、一体的に提供するために関係する医療機関と介護サービス事業所などの連携を推進するため、燕市在宅医療介護連携支援センターを運営し、下表にあげる取組を行います。

在宅医療・介護連携推進事業

①地域の医療・介護サービスの把握
②在宅医療・介護サービス等の情報の共有・支援
③在宅医療・介護関係者の研修
④在宅医療・介護連携支援センターの運営
⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
⑥市民への普及啓発
⑦在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
⑧二次医療圏内における医師会及び関係市町村との連携



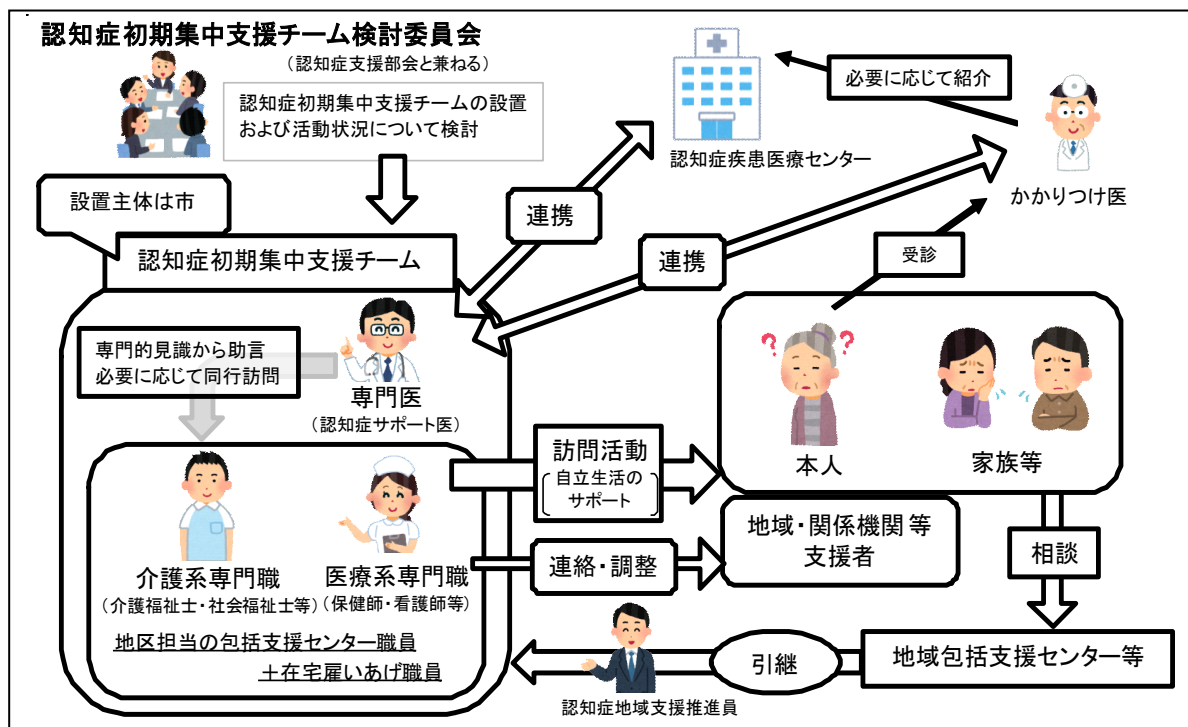
③ 認知症施策の推進（重点施策3）

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「認知症に関する相談相手や情報がほしい」「認知症にならないか心配」などが多く挙げられています。そのため、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関や地域住民等の協力を得ながら、地域の状況に応じたネットワーク体制の構築を図るとともに、新オレンジプラン（※）の7つの柱に沿った認知症に関する相談やその対応、認知症についての正しい知識の普及などに努めます。

また、認知症サポート医と専門職による「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げ、相談の初期段階での支援体制の充実に努めます。

新オレンジプラン 7つの柱

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
3. 若年性認知症施策の強化
4. 認知症の人の介護者への支援
5. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
6. 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及促進
7. 認知症の人やその家族の視点の重視



※新オレンジプラン

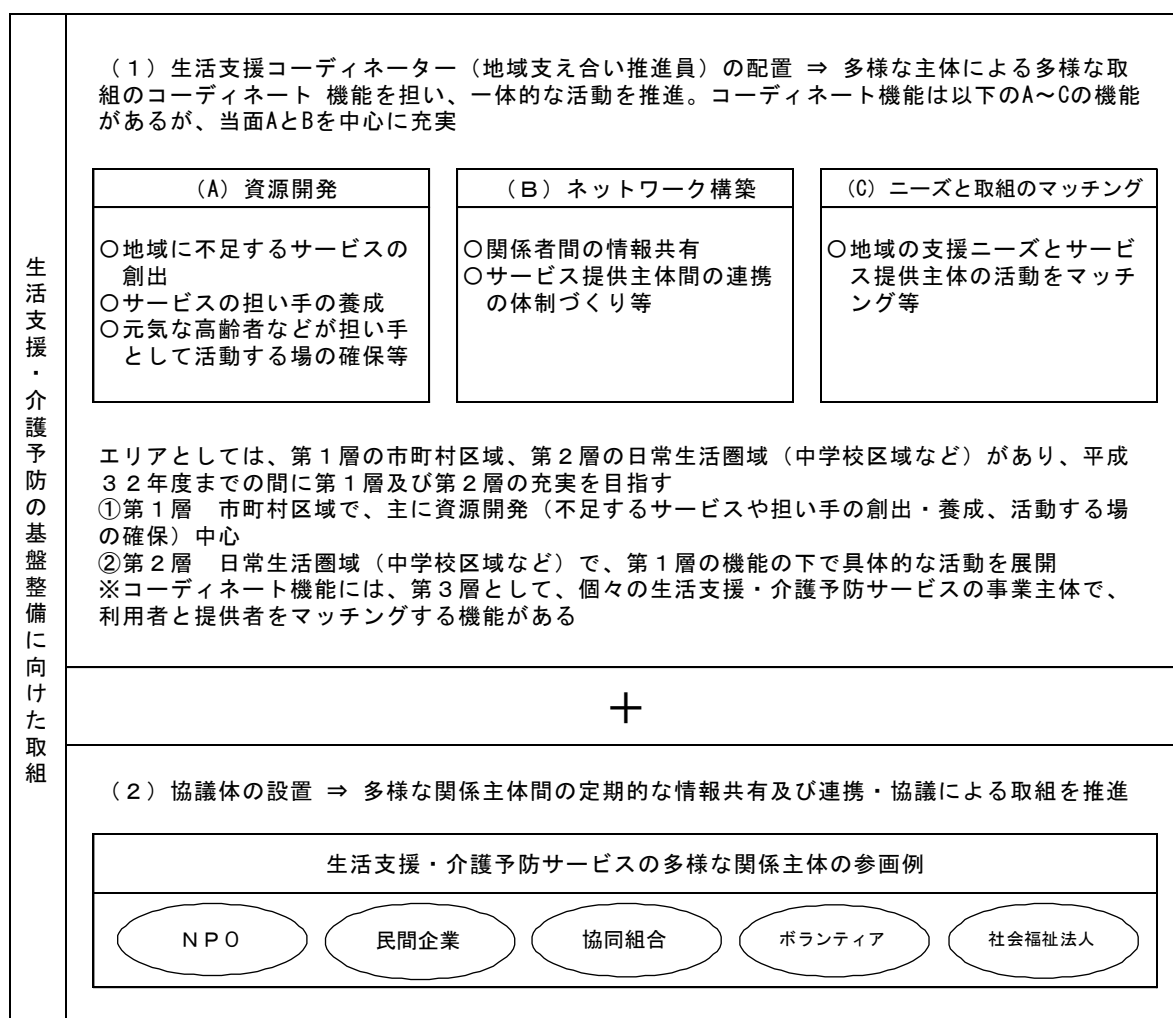
厚生労働省が「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する」ために、「認知症施策推進5か年計画」（2012年9月公表のオレンジプラン）を改め、2015年1月に策定したものを「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」といいます。

④ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（重点施策4）

介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられました。今後は協議体を設置し、ボランティア、NPO、民間企業などと多様なサービスの創出に向け連携し、地域の社会資源やニーズに即したサービスの提供体制づくりを進めます。

要支援者などの軽度の高齢者には、生活機能の低下に対応した多様な支援が求められるため、元気な高齢者を含めた地域住民の力を活用して、多様な介護予防・生活援助サービスの充実を図ります。

■生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



5 日常生活圏域と地域包括支援センター

(1) 日常生活圏域の考え方

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本市では、第7期計画においても、燕圏域を2圏域と吉田圏域、分水圏域の4つの圏域を単位として日常生活圏域を設定します。

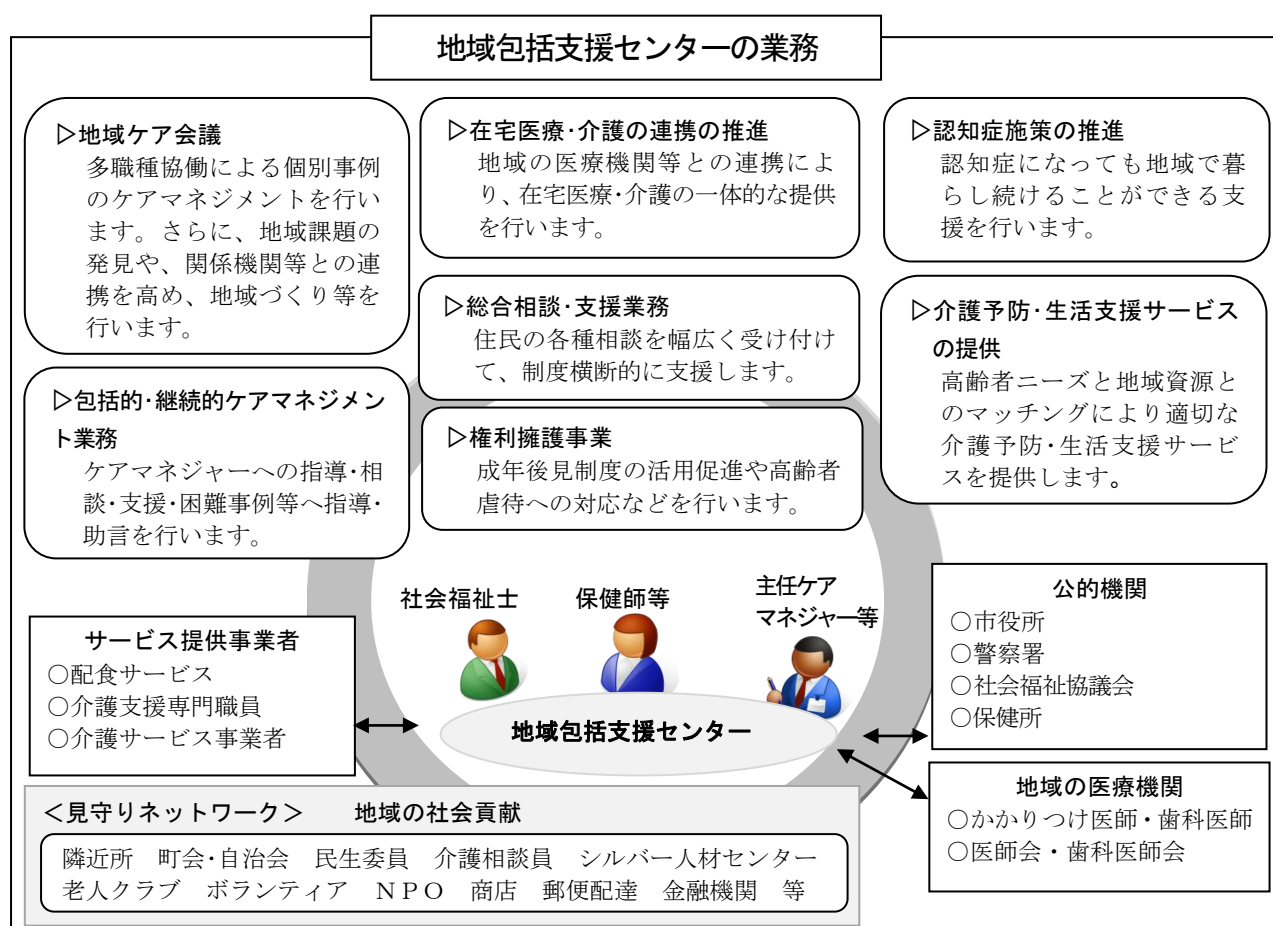


(2) 地域包括支援センターの機能強化

本市では、地域包括支援センターを各日常生活圏域に1箇所ずつ設置しており、合わせて4箇所設置しています。

地域包括支援センターの業務の要点の明確化を通じた質の底上げや、地域全体を対象としたケアマネジメント支援の実施、介護離職防止のための相談支援の充実等の業務に関する強化を行います。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの重要な役割を担うため、複合的な機能強化と体制強化を図っていきます。相談件数の増加などに対応するため、人員体制の強化や配置の適正化を進め、実施事業の評価項目の精査を行うとともに、適切な運営・業務の実施に向けた取り組みを推進します。



（３）地域共生社会の実現

住民が主体的に地域課題を把握して解決できる体制づくりを進めていくことが重要です。そのための体制づくりの支援として、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能及び地域課題を「丸ごと」受け止めることができるよう地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

地域包括支援センターでは、これまでの総合相談支援業務として、各種相談・支援を行っていますが、障がい者も含めた全ての人々を対象とする地域共生社会の実現に向け、住民に身近な圏域において、分野を越えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行うための包括的な支援体制づくりに努めます。

また、公的福祉サービスは、高齢者・障がい者といった対象者ごとにサービスを提供していましたが、利用者の利便の観点やサービスの提供に当たる人材の確保の観点などで課題が生じています。

このような状況を踏まえ、介護保険に「共生型サービス」が創設され、介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業者がサービス提供できることから、障がい福祉担当課と情報を共有し、連携して整備を進めていきます。

第4章 保健福祉事業の推進

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康づくりの支援は、第2次燕市健康増進計画に基づき、特定健康診査や各種がん検診等による早期発見と生活習慣病の予防の推進を図り、生活習慣の改善に努めてきました。

近年では地域の介護予防として介護予防・日常生活支援総合事業が動き始めるなど、高齢者自身がサービスの受け手ではなく、担い手として活躍しており、家庭や地域で若い世代の元気づくりにも活躍されています。今後も高齢者がいきいきと自分らしく生活できることを目指し、関係機関と連携を図り、健康づくりを進めていくとともに医師会と連携した生活習慣病予防対策も引き続き進めていきます。

①健康診査・検診等

■特定健康診査

生活習慣病の予防及び疾病の早期発見・早期治療を目的として、40歳から74歳の市民を対象に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査について、積極的に受診勧奨を進め、計画的な実施に努めていきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
対象者(人)		13,827	13,359	12,684	12,203
目標	受診者(人)	8,017	8,120	8,358	7,322
	受診率(%)	53.0	55.0	58.0	60.0
実績	受診者(人)	7,135	7,035	6,704	6,590
	受診率(%)	51.6	52.7	52.9	54.0
計画比	受診率(%)	-1.4	-2.3	-5.1	-6.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受診者(人)	6,321	6,161	6,017
受診率(%)	54.0	55.0	56.0

【実績】

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
メタボリック シンдрーム 予備群	男性	健診受診者(人)	3,257	3,210	3,037	3,000
		予備群(人)	521	523	482	450
		目標(%)	13.9	12.6	11.3	10.0
		実績(%)	16.0	16.3	15.9	15.0
	女性	健診受診者(人)	3,878	3,825	3,667	3,590
		予備群(人)	211	213	197	190
		目標(%)	5.4	5.3	5.2	5.0
		実績(%)	5.4	5.6	5.4	5.3

【計画】

区分			平成30年度	平成31年度	平成32年度
メタボリック シンдрーム 予備群	男性	目標(%)	14.0	13.0	12.0
	女性	目標(%)	5.3	5.3	5.2

【実績】

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
メタボリック シンдрーム 該当者	男性	健診受診者(人)	3,257	3,210	3,037	3,000
		該当者(人)	892	926	915	870
		目標(%)	26.6	26.0	25.4	25.0
		実績(%)	27.4	28.8	30.1	29.0
	女性	健診受診者(人)	3,878	3,825	3,667	3,590
		該当者(人)	447	493	446	431
		目標(%)	11.0	10.6	10.2	10.0
		実績(%)	11.5	12.9	12.2	12.0

【計画】

区分			平成30年度	平成31年度	平成32年度
メタボリック シンдрーム 該当者	男性	目標(%)	28.0	27.5	27.0
	女性	目標(%)	11.5	11.0	10.5

■後期高齢者健診

75歳以上の高齢者を対象とした健康診査は、新潟県後期高齢者医療広域連合会から、燕市が委託を受けて実施していきます。

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
対象者(人)	11,223	11,447	11,768	12,148
受診者(人)	2,471	2,577	2,829	2,900
受診率(%)	22.0	22.5	24.0	23.9

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者(人)	12,535	12,793	12,635
受診者(人)	3,387	3,454	3,411
受診率(%)	27.0	27.0	27.0

■各種がん検診（65歳以上）

死亡率第1位であるがん対策として、がんに関する正しい知識の普及・啓発、がんの早期発見・早期治療等を目的としてがん検診を実施し、受診勧奨に努めていきます。（実績、計画の申込者数、受診者数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
肺がん検診	申込者(人)	8,077	8,290	8,356	8,348
	受診者(人)	6,841	7,085	7,147	7,093
	目標(%)	80.0	87.6	90.6	93.6
	実績(%)	84.7	85.5	85.5	85.0
	計画比(%)	105.9	97.6	94.4	90.8
胃がん検診	申込者(人)	4,570	4,682	4,781	4,498
	受診者(人)	2,866	3,005	2,915	2,761
	目標(%)	60.0	70.1	71.6	73.2
	実績(%)	62.7	64.2	61.0	61.4
	計画比(%)	104.5	91.6	85.2	83.9
大腸がん検診	申込者(人)	5,703	5,900	6,247	6,429
	受診者(人)	4,833	5,101	5,445	5,573
	目標(%)	80.0	89.0	89.5	90.0
	実績(%)	84.7	86.5	87.2	86.7
	計画比(%)	105.9	97.2	97.4	96.3
乳がん検診	申込者(人)	2,201	2,305	2,485	1,822
	受診者(人)	1,298	1,502	1,529	1,382
	目標(%)	60.0	63.5	69.2	75.0
	実績(%)	59.0	65.2	61.5	75.9
	計画比(%)	98.3	102.7	88.9	101.2
子宮がん検診	申込者(人)	2,254	2,358	2,559	2,569
	受診者(人)	1,368	1,522	1,582	1,602
	目標(%)	60.0	63.5	69.2	75.0
	実績(%)	60.7	64.5	61.8	62.4
	計画比(%)	101.2	101.6	89.3	83.2

*乳がん検診の「申込者」「受診者」は、平成28年度以前は集団検診でのマンモグラフィー検診と医療機関での視触診検診の合計ですが、平成29年度以降は集団検診でのマンモグラフィー検診のみへ変更されました。

【計画】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受診率(%)	肺がん検診	47.0	47.8	48.5
	胃がん検診	32.2	36.7	41.1
	大腸がん検診	40.7	43.0	45.3
	乳がん検診	41.9	43.9	45.9
	子宮がん検診	60.9	61.0	61.5

*受診率は第2次燕市総合計画に基づき平成30年度から変更されています。

＜肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診受診率の計算式＞

「当該年度の受診者数」/「当該年度の対象者数」×100

＜乳がん検診・子宮がん検診受診率の計算式＞

(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)/「当該年度の対象者数」×100

【当該年度の対象者数】

(国勢調査人口) - (就業者数) + (農林水産業者数) - (要介護4・5の者の数) - 調整値

■その他の健（検）診

各種健（検）診の受診率が向上するよう啓発活動を充実させ、骨粗しょう症検診、糖尿病検診、歯周疾患健診を実施し、健康管理を行っていきます。（実績、計画の申込者数、受診者数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
骨粗しょう症 検診（65歳～70 歳女性）	申込者(人)	1,145	1,238	1,303	442
	受診者(人)	738	781	853	278
	受診率(%)	64.5	63.1	65.5	62.9
糖尿病検診 (65歳～70歳)	対象者(人)	203	295	360	316
	受診者(人)	55	73	70	47
	受診率(%)	27.1	24.7	19.4	14.9
成人歯科健診 (65歳～70歳)	対象者(人)	712	834		
	受診者(人)	91	105		
	受診率(%)	12.8	12.6		
歯周疾患検診 (70歳)	対象者(人)			1,124	1,409
	受診者(人)			140	190
	受診率(%)			12.5	13.5
長寿歯科健診 (76歳、80歳)	対象者(人)			1,899	1,932
	受診者(人)			315	300
	受診率(%)			16.6	15.5

*骨粗しょう症検診：平成29年度から節目検診に変更（40・45・50・55・60・65・70歳女性）

*成人歯科検診は平成28年度から歯周疾患検診（個別検診）に変更（40・50・60・70歳）

*長寿歯科健診（個別健診：平成28年度から開始（76歳・80歳）

【計画】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
骨粗しょう症 検診（65歳、70 歳女性）	対象者（人）	1,287	1,263	1,148
	受診者（人）	270	278	264
	受診率（%）	21.0	22.0	23.0
糖尿病検診 （65歳～70歳）	対象者（人）	310	300	290
	受診者（人）	47	45	44
	受診率（%）	15.0	15.0	15.0
歯周疾患検診 （70歳）	対象者（人）	1,809	1,838	1,599
	受診者（人）	289	312	288
	受診率（%）	16.0	17.0	18.0
長寿歯科健診 （76歳、80歳）	対象者（人）	1,780	1,989	1,873
	受診者（人）	303	338	318
	受診率（%）	17.0	17.0	17.0

*骨粗しょう症検診：平成30年度から申込者を対象者に変更

②保健事業

■健康手帳の交付（65歳以上）

健康保持のために必要な事項を掲載し、自らの健康管理と適切な医療に役立つ健康手帳を特定健康診査・特定保健指導等の機会を活用して配布に努めてきました。今後は、つばめ元氣かがやきポイント手帳の利用を推進していきます。

（実績、計画の配布件数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
配付件数(件)	51	50	63	53

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配付件数(件)	4,400	4,800	5,720

* 平成30年度からは、つばめ元氣かがやきポイント手帳配布数

■特定保健指導（65歳～74歳）

特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を対象に特定保健指導を実施していきます。（実績、計画の対象者、実施者数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
対象者(人)	411	460	493	500
実施者(人)	199	242	280	285
目標(%)	45.0	45.0	50.0	60.0
実績(%)	48.4	52.6	56.8	57.0
計画比(%)	3.4	7.6	6.8	-3.0

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
指導率(%)	57.5	58.0	58.5

■健康教育（65歳以上）

市民を対象に、集団健康教育を実施しています。また、特定健康診査後の特定保健指導において、メタボリックシンドロームなどに関する健康教育を開催していきます。（実績、計画の延べ参加人数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施回数(回)	925	906	1,132	1,150
延べ参加人数(人)	13,580	15,510	18,074	19,000

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	1,160	1,170	1,180
延べ参加人数(人)	19,100	19,200	19,300

■健康相談（65歳以上）

市民を対象に、健康増進法に準じて、総合健康相談及び高血圧、脂質異常、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症等、病態別の各重点健康相談を実施しています。また、地域住民の身近な場を活用した相談事業も引き続き、実施していきます。（実績、計画の延べ参加人数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施回数(回)	310	254	193	200
延べ参加人数(人)	3,251	2,854	1,764	2,000

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	210	210	210
延べ参加人数(人)	2,100	2,100	2,100

■訪問事業（65歳以上）

各種健診の要指導者及び健康相談でフォローアップが必要な方や介護家族等を対象に、家庭訪問を実施し、生活習慣の改善指導や健康相談などを行っていきます。また、栄養指導や口腔衛生指導の充実を図っていきます。（実績、計画の延べ指導人数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
延べ被指導人数(人)	282	246	226	220

*生活習慣病予防指導・健康増進指導・介護予防指導・栄養指導・口腔衛生指導等

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ被指導人数(人)	220	220	220

■機能訓練事業（65歳以上）

障がいの有無にかかわらず、その人らしく生活できることを目指し、病気やけが、老化など心身の機能低下のある人、元気になりたい人、認知症を予防したい人などを対象に、機能の維持向上をはじめ、交流によりやる気や自信を増やすための事業を引き続き、実施していきます。（実績、計画の延べ参加人数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施回数(%)	49	46	37	15
延べ参加人数(人)	704	1,195	649	379

*活き生き教室はH28年度で終了

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	12	12	12
延べ参加人数(人)	300	300	300

③高齢者生きがい事業

高齢者が生きがいを持って継続的に参加できるよう、身近な社会資源を活用した場の確保を図るとともにプログラムを充実してきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に伴い、各事業を見直しました。

■生きがい活動支援通所事業

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、介護予防や生きがいづくりのために、日常動作訓練、趣味活動、健康教室などを行うデイサービス事業を実施してきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に伴い、当事業は廃止となりました。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
登録者数	目標(人)	84	90	97	103
	実績(人)	89	93	94	95
	計画比(%)	106.0	103.3	96.9	92.2

■高齢者交流ホーム事業

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、介護予防や生きがいづくりのために、体操やゲームなどを行う場を提供してきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に伴い、当事業は廃止となりました。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
登録者数	目標(人)	136	100	110	120
	実績(人)	77	71	75	60
	計画比(%)	56.6	71.0	68.2	50.0

④食育事業（65歳以上）

総合的な地域ぐるみの食育推進の視野を持ち、地産地消、食文化伝承、手作りの良さ、人とのふれあいを強化することにより、食を通して心と体が豊かになることを目指し、食育関係者（健康・教育・農林等）の協働のもと食育推進計画にもとづいた事業の展開を図っていきます。（実績、計画の延べ参加人数は65歳以上の数値となっています。）

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施回数(回)	37	42	46	50
延べ参加人数(人)	9,425	9,879	12,294	12,500

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	50	50	50
延べ参加人数(人)	13,000	13,000	13,000

⑤訪問歯科健診事業

在宅の要介護者等に対して、県の訪問歯科健診事業を実施しています。新たに、その事業を活用し、初めて要介護3に認定された在宅の方への「歯っぴー健診」を徹底することとし、口腔ケアで肺炎を予防し介護状態の悪化を防ぎ、そしゃく・えんげ機能を維持・回復することで、生活の質の向上を図っていきます。

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
歯科訪問受診者数(人)	51	54	29	28
歯っぴー健診受診者数(人)	10	10	8	10

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
歯科訪問受診者数(人)	30	32	34
歯っぴー健診受診者数(人)	12	14	16

2 いきいきと活躍できる地域社会づくり

(1) 高齢者の社会参加と活動の場の整備

高齢者が生涯学習やスポーツ活動、趣味活動等に積極的に参加するなど、生きがいを持って生活していけるよう、活動の場を提供します。

また、地域社会を支えるためには高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手になることが期待されています。

①社会参加事業

■敬老事業

75歳以上の高齢者を対象に、それぞれの地域において敬老会事業を開催していきます。なお、燕地区においては、公民館事業として実施し、吉田地区、分水地区においては、まちづくり協議会へ事業を委託して実施していきます。

また、100歳、95歳、米寿の方を対象に、敬老週間に記念品等を贈呈します。

【実績】

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
敬老会	参加者数	目標(人)	2,700	2,650	2,700	2,750
		実績(人)	2,687	2,933	2,889	2,900
		計画比(%)	99.5	110.7	107.0	105.5
敬老記念 品等贈呈	対象者数	目標(人)	600	650	680	700
		実績(人)	609	604	576	583
		計画比(%)	101.5	92.9	84.7	83.3

【計画】

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
敬老会	参加者数(人)	2,900	2,900	2,900
敬老記念品等贈呈	対象者数(人)	600	600	600

■高齢者の学習活動

高齢者及び一般市民が、気軽に参加できる「つばめ目耕塾」などの講座や教室を開催することで、学習の場を提供していきます。そして、生き生きとした人生を送るための手助けとなるように、その内容の充実にも努めていきます。

また、地域活動を活性化させるために、公民館で活動する高齢者や各種サークル等へ、情報提供など様々な面から支援していきます。

■高齢者のスポーツ活動

高齢者が健康でいきいきと暮らせるように、運動やスポーツをしたことの無い人にも、気軽にできる高齢者スポーツや健康維持に効果のある運動プログラムを紹介し、興味や関心を持ってもらうきっかけづくりをするとともに、体育協会や総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ推進団体、社会福祉協議会や老人クラブ連合会などの関係団体と協力して、高齢者にニーズに合ったスポーツ教室やスポーツイベントを開催していきます。

②施設の利用

■老人福祉センター

高齢者の健康増進とレクリエーションのために、老人福祉センターの運営や運営費の補助を行っていきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	50,000	35,000	35,000	35,000
	実績(人)	37,067	36,247	34,962	35,000
	計画比(%)	74.1	103.6	99.9	100.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	35,000	35,000	35,000

③老人クラブ活動の支援

■老人クラブ補助事業

単位老人クラブと老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、健康づくりや介護予防、高齢者の孤立防止や交通安全、防災など、広い範囲において社会貢献の担い手としての活動を支援していきます。

会員数が減少していることから、今後も事務局との連携を図りながら、魅力あるクラブづくりや会員の増加策についても積極的に支援していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
クラブ数	目標(クラブ)	94	84	84	84
	実績(クラブ)	84	84	85	85
	計画比(%)	89.4	100.0	101.2	101.2
会員数	目標(人)	5,200	4,300	4,300	4,300
	実績(人)	4,354	4,226	4,140	4,049
	計画比(%)	83.7	98.3	96.3	94.2

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
クラブ数(クラブ)	85	85	85
会員数(人)	4,100	4,100	4,100

④就労支援

■シルバー人材センター運営費補助事業

高齢者に向いている仕事を引き受け、会員の経験や技能に応じて仕事を提供する団体であるシルバー人材センターに対して、その運営費について補助金を交付し、シルバー人材センター事業を支援していきます。

また、シルバー人材センターの健全運営が維持できるよう、会員組織活動の強化や業務発注量の拡大などについても積極的に支援をしていきます。

⑤外出支援

■公共交通運行事業

高齢者の健康増進のため「生きがい活動」の支援や一般市民の公共施設の利便性を図るため、循環バス「スワロー号」を運行していきます。

また、高齢者ニーズへの更なる対応と、目的地へより行きやすく、使いやすいサービスを提供するため、予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」を運行していきます。

さらに、弥彦村とともに、交流人口の増加を図るため、弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」を運行していきます。

3 地域全体で支える基盤整備

(1) 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が支援や介護を要する状態となっても必要な相談や医療、介護サービス等が適切に受けられるよう、在宅医療・介護連携及び相談支援の充実とともに、高齢者等の安全確保のため、緊急時における連絡体制の整備に努めます。

①防災対策の強化

■避難行動要支援者名簿の整備

災害時に自力又は家族の支援だけで避難することが困難な方を、本人から同意を得たうえで避難行動要支援者名簿に登録し、災害時における安否確認、避難支援や、平時における地域での見守り活動に役立てるとともに、援護者に対する名簿情報の提供手続きについて周知を図ります。

また、名簿の更新などについては、自治会や民生委員児童委員などと連携を図りながら、効率的に推進していきます。

■福祉避難所の設置・運営

災害時に指定避難所での避難生活を送ることが困難な高齢者や、障がい者などの方が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成しました。今度、市の防災訓練等に合わせ、災害時を想定した関係者による情報伝達訓練など、災害発生時からの福祉避難所の開設までの訓練を実施します。

また、広域的な災害支援体制の構築については、燕市地域防災計画と整合性を図ります。

(2) 在宅サービスと施設サービスの提供

地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、また、生活支援サービスや施設サービス等を利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されるよう、生活支援サービス等の充実に努めます。

①在宅サービスの充実

■軽度生活支援事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な高齢者を対象に、介護予防や生活支援のために援助員を派遣しています。

また、軽易な日常生活上の援助につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に伴い移行しました。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	24	24	24	25
	実績(人)	15	17	14	2
	計画比(%)	62.5	70.8	58.3	8.0

■配食サービス事業

おおむね70歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯で世帯員全員が要支援・要介護認定を受けている人などを対象に、安否確認を目的にした配食サービスを週2回以内で実施していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	127	120	122	125
	実績(人)	105	99	95	99
	計画比(%)	82.7	82.5	77.9	79.2

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	110	110	110

■緊急通報システム設置事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病や災害時に迅速な対応を図るために、緊急通報装置を貸与していきます。

この事業については、広報等を通して周知を行いましたが、利用者数は横ばいのため、第6期からの利用ニーズに合わせ、平成27年度より新たに目標値設定しました。

今後も、高齢者がさらに安心して在宅で生活ができるよう支援していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	380	130	140	150
	実績(人)	115	123	139	140
	計画比(%)	30.3	94.6	99.3	93.3

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	138	139	140

■高齢者徘徊探知システム貸与事業

徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族を対象に、認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるようにするため、探知器（携帯GPS）を貸与していきます。

今後も、地域包括支援センターなどと連携して利用の促進を図ります。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	4	7	8	9
	実績(人)	5	3	3	2
	計画比(%)	125.0	42.9	37.5	22.2

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	2	2	2

■老人日常生活用具給付事業

65歳以上のひとり暮らしで、認知症や心身機能が低下している人を対象に、在宅生活における安全を図るために、火災警報器、自動消火器及び電磁調理器の給付を行っていきます。

今後も、利用しやすい制度内容を検討し、地域包括支援センターなどと連携して利用の促進を図ります。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	7	3	3	3
	実績(人)	2	1	0	1
	計画比(%)	28.6	33.3	0.0	33.3

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	5	5	5

■高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業

おおむね65歳以上の高齢者で、要支援・要介護認定を受けている人などを対象に、世帯の収入の状況に応じて、バリアフリーなど、自宅の改造に要する費用の一部を補助していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
申請件数	目標(件)	25	20	20	20
	実績(件)	18	19	17	20
	計画比(%)	72.0	95.0	85.0	100.0

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
申請件数(件)	20	20	20

■ 高齢長期入院精神障がい者への支援

精神障がい者については、約半数が65歳以上の高齢者となっていることを踏まえ、退院後に地域移行する精神障がい者にも高齢者が含まれると考えられます。

そのため、精神障がい者のニーズを把握し、地域生活への移行を促進するとともに、退院後の居住の場の確保や地域生活を支える介護保険サービス等を提供していきます。また、障がい福祉担当課との連携を図り適切に取り組んでいきます。

■ 福祉タクシー介護料金助成事業

要介護3、4、5の認定者で、福祉タクシーを利用の際、ストレッチャーを使用しなければ移動ができない方を対象に、ストレッチャー利用介護料金の一部を助成していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
延べ利用人数	目標(人)	10	19	19	19
	実績(人)	6	4	9	9
	計画比(%)	60.0	21.1	47.4	47.4

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用人数(人)	8	8	8

■寝具乾燥サービス事業

要介護3、4、5の認定者で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具乾燥・消毒及び丸洗いの費用を助成していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	44	40	40	40
	実績(人)	44	50	45	33
	計画比(%)	100.0	125.0	112.5	82.5

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	33	31	29

■紙おむつ支給事業

要介護1から要介護5の認定者で常時紙おむつを必要とする方を対象に、経済的負担の軽減を図るために、紙おむつ券を支給していきます。

今後も利用者の増加が見込まれることから、介護保険の地域支援事業と連携して、サービスの維持に努めます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	1,550	1,550	1,609	1,668
	実績(人)	1,555	1,517	1,545	1,550
	計画比(%)	100.3	97.9	96.0	92.9

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	1,550	1,550	1,550

■理髪サービス助成事業

要介護3、4、5の認定者を対象に、市内の理容店の出張理髪サービス費用の助成を行っていきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	75	45	45	45
	実績(人)	43	40	47	45
	計画比(%)	57.3	88.9	104.4	100.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	45	45	45

■社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業

市では市民税非課税世帯で一定の要件に該当する方を対象に、社会福祉法人等が提供するサービス費用の利用者負担額軽減制度を実施しています。

平成27年度に市の特例的な軽減制度から国の基準を適用した制度への見直しを行いました。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
目標	対象者数(人)	650	検討	実施	実施
	助成法人数(法人)	12	検討	実施	実施
実績	対象者数(人)	585	204	173	185
	助成法人数(法人)	11	9	10	11
計画比	対象者数(%)	90.0	—	—	—

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数(人)	190	194	199
助成法人数(法人)	12	12	12

■在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業

市民税非課税世帯で一定の要件を満たす生計困難者が在宅で自立した生活を営めるようにするために、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業」とは別に、在宅の介護保険サービス利用料の一部を軽減していきます。

【実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
対象者数	目標(人)	30	35	40
	実績(人)	22	20	15
	計画比(%)	73.3	57.1	37.5

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数(人)	20	20	20

②施設サービスの充実

■養護老人ホーム入所措置事業

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者等で環境上及び経済的理由により在宅での生活が困難な方を対象とした入所施設です。

今後も、近隣の市との連携により入所施設の確保を図るとともに入所者に対して必要な支援を行っていきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
入所者数	目標(人)	28	28	28	28
	実績(人)	24	26	28	30
	計画比(%)	85.7	92.9	100.0	107.1

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入所者数(人)	28	28	28

■生活支援ハウス運営事業

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの方で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため独立して生活することに不安な方を対象とした入所施設です。

生活支援員を配置し、介護機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
入居者数	目標(人)	10	9	9	9
	実績(人)	8	10	8	10
	計画比(%)	80.0	111.1	88.9	90.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入居者数(人)	10	10	10

(3) 介護人材の確保・育成

■介護人材確保育成事業

市内に住所がある介護事業所を対象に、事業所が負担する介護職員初任者研修・実務者研修受講費用及び介護福祉士資格取得に係る費用の一部を補助することにより、介護の現場で必要な資格の取得を支援し、市内の介護事業所に勤務する介護職員の処遇改善と離職防止に取り組めます。

平成30年度からは喀痰吸引等研修受講費用に対しても補助を行い、介護職員のスキルアップと定着促進を図ります。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	対象事業所数(事業所)	—	—	13	19
	対象職員数(人)	—	—	29	33

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象事業所数(事業所)	22	22	22
対象職員数(人)	80	80	80

4 地域における相互支援システムづくり

(1) 高齢者の家族への支援

認知症関連事業と地域の社会資源を活かした一体的な取り組みにより、認知症高齢者や家族等への支援の充実に努めます。

① 高齢者の家族への支援

■ 家族介護者交流事業

家族介護者を対象に、一時的に介護から解放し、心身の元気回復を図るために、旅行などの交流事業を実施してきました。現在は、各地域で開催される身近なオレンジリングカフェ等に役割を移行しました。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用者数	目標(人)	50	50	50	-
	実績(人)	87	53	37	-
	計画比(%)	174.0	106.0	74.0	-

■ 生活支援短期入所事業

介護者の急な事情などにより、一時的に自宅などでの介護が困難な高齢者を対象に、介護保険サービスとは別に、短期入所事業を実施していきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
延べ利用者数	目標(人)	54	55	57	60
	実績(人)	86	39	58	90
	計画比(%)	159.3	70.9	101.8	150.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数(人)	70	70	70

*事業の性質上、年度により利用数の変動があり、4か年の平均にしました。

■在宅介護手当支給事業

在宅で要介護3以上の認定を受けている人を介護する家族を対象に、介護者の精神的、経済的な負担の軽減を図るために、在宅介護手当を支給します。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
支給人数	目標(人)	620	740	747	754
	実績(人)	685	674	680	685
	計画比(%)	110.0	91.1	91.0	90.8

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給人数(人)	685	685	685

②家族等介護者の支援

家族等の介護者が抱えている問題は、精神面や体力での疲れなど自身の健康、仕事との両立、経済面等、多岐にわたっていることから、地域の中で孤立することなく、また、介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に努めます。

在宅介護の継続を支援するとともに、家族介護者の負担軽減を図るため、小規模多機能型居宅介護や短期入所生活介護（ショートステイ）の充実を図ります。

③地域で支えあう仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者が年々増加していることから、地域で支えあう仕組みづくりを更に進めていくことが必要となっています。

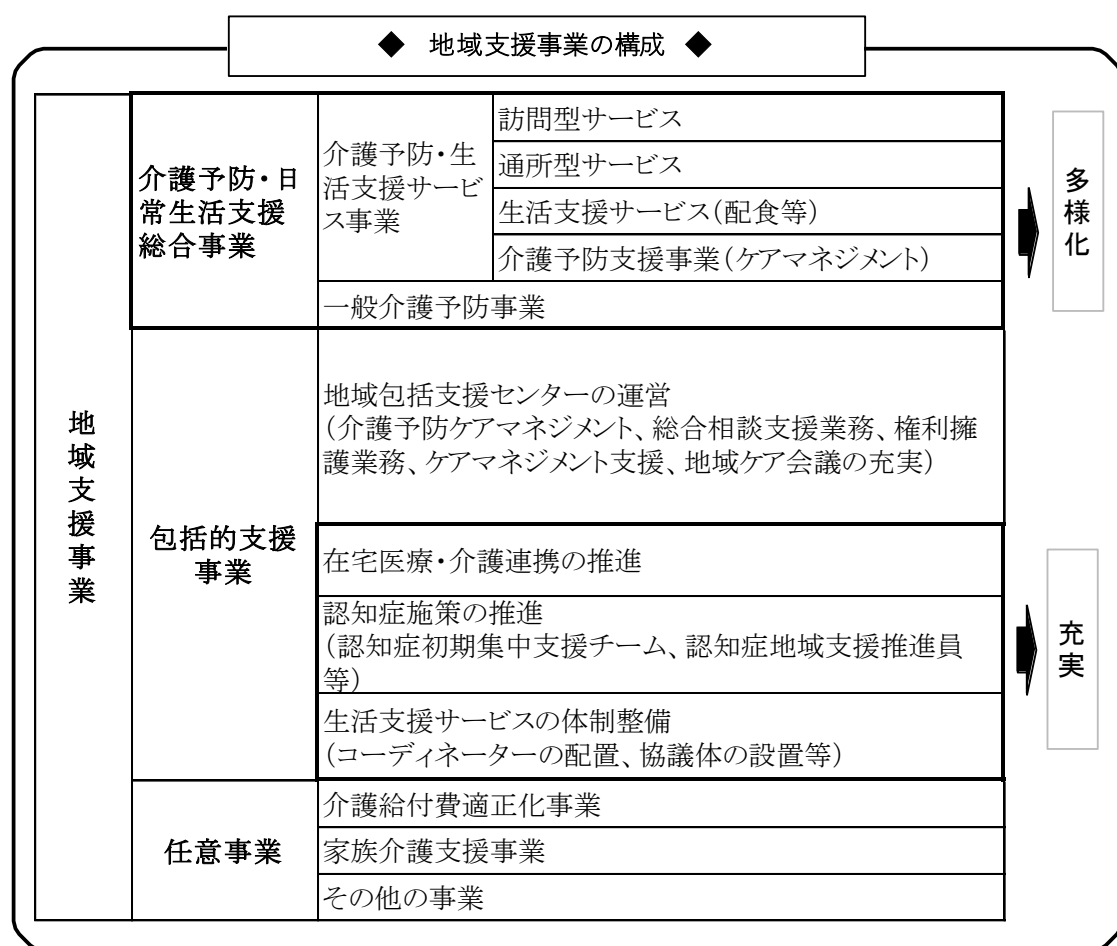
そのため、社会福祉協議会と連携し、ふれあい、いきいきサロンなど、住民相互の支えあい活動や見守りなど「地域共生社会」づくりを支援するとともに、福祉のまちづくりを推進します。

第5章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

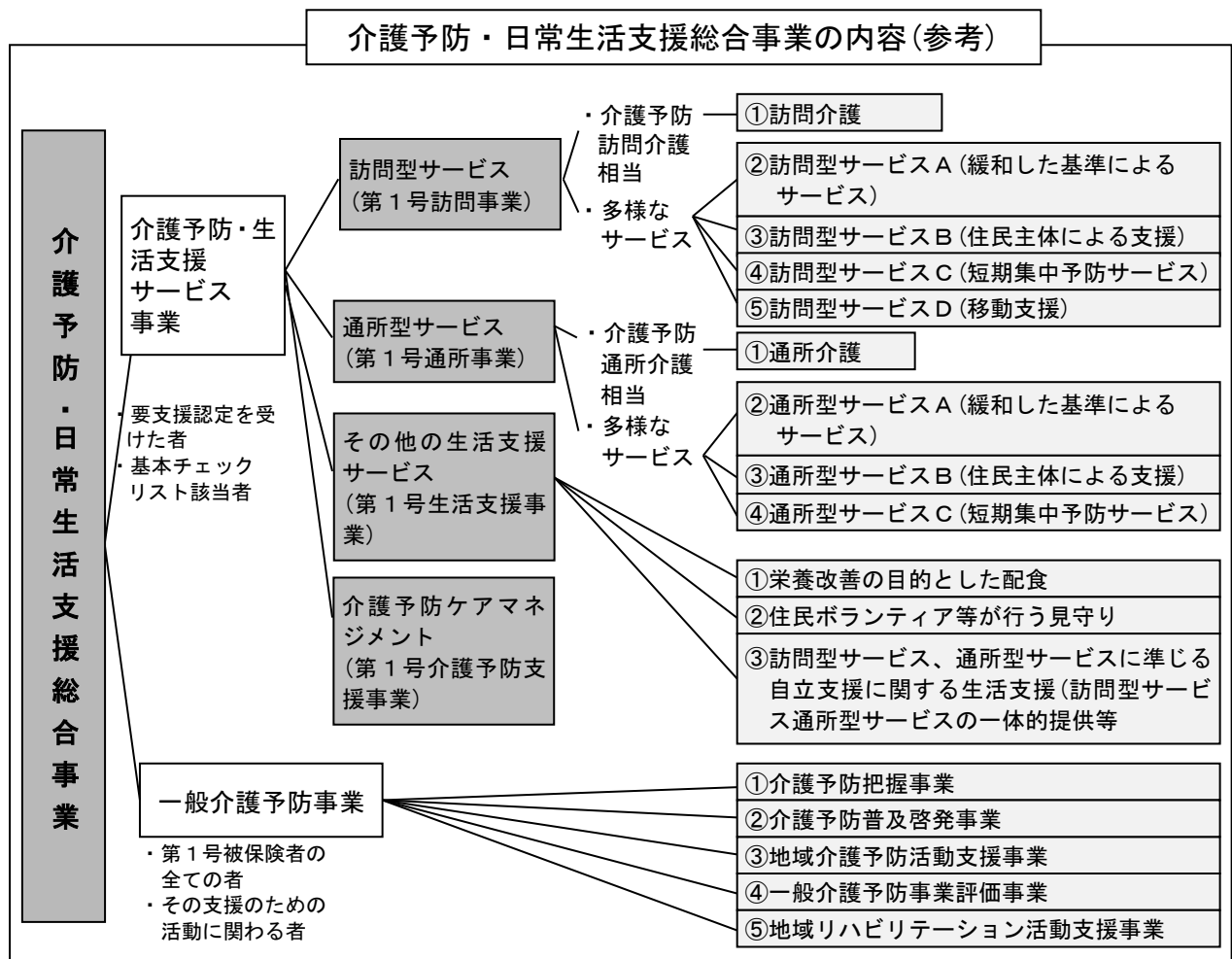
地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、実施する事業です。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業により構成されています。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

介護保険の制度改正により、介護保険サービスの予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業へ移行しました。これに伴い、従来の地域支援事業の中の介護予防事業が見直され、この訪問介護・通所介護（予防給付）を含んだ介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へと移行し、本市は平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。



介護予防・日常生活支援総合事業の一翼を担う介護予防・日常支援サービス事業は、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス・介護予防ケアマネジメントで構成されています。

介護予防・日常支援サービス事業の対象者は、制度改正前の要支援者に相当する人ですが、制度改正後は、要支援認定を受けている人に限らず、基本チェックリストの該当者であれば、要支援者に相当する状態の人として、事業対象者とすることができます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ＜対象者＞ ・ 要支援認定を受けた方（要支援者）
 ・ 基本チェックリスト該当者

◇ 訪問型サービス

1) 訪問介護（旧介護予防訪問介護相当のサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	120
	実績	121
	計画比(%)	100.8

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者人数	750	770	790

2) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	75
	実績	75
	計画比(%)	100.0

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者人数	510	520	530

3) 訪問型サービスB（住民主体による支援）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	150
	実績	279
	計画比(%)	186.0

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者人数	300	310	320

4) 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
訪問実人員(人)	目標	7
	実績	3
	計画比(%)	42.9

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問回数(回)	40	50	60
訪問実人員(人)	4	5	6

◇ 通所型サービス

1) 通所介護（介護予防通所介護相当のサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	630
	実績	636
	計画比(%)	101.0

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者人数	3,500	3,580	3,660

2) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	90
	実績	92
	計画比(%)	102.2

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者人数	480	490	500

3) 通所型サービスB（住民主体による支援）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	280
	実績	288
	計画比(%)	102.9

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者人数	295	300	305

4) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

【実績】

区分		平成29年度 (見込み)
延べ利用者人数	目標	2,000
	実績	1,600
	計画比(%)	80.0

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ開催回数（回）	220	230	240
延べ参加人数（人）	1,700	1,800	1,900

②一般介護予防事業

＜対象者＞

- ・すべての第1号被保険者の方
- ・第1号被保険者の支援のための活動に関わる方

◇ 介護予防把握事業

地域包括支援センターの訪問や基本チェックリストで収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防事業につなげます。

◇ 介護予防普及啓発事業（旧事業と同じ項目）

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、介護予防事業を体系化し全体像を分かりやすく解説する案内を作成するとともに、広報活動をはじめ、パンフレットの作成・配布、講演会や健康体操教室等を行い、参加を促進するための事業周知に取り組み、各事業の参加者数の増加を図ります。

また、認知症予防対策に効果がある予防事業の充実を図っていきます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
目標	開催回数(回)	7	7	7	7
	延べ利用者数(人)	400	400	400	400
実績	開催回数(回)	16	7	16	11
	延べ利用者数(人)	501	296	600	346
計画比	開催回数(%)	228.6	100.0	228.6	157.1
	延べ利用者数(%)	125.3	74.0	150.0	86.5

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	12	13	14
延べ参加人数(人)	400	420	440

◇ 地域介護予防活動支援事業 (旧事業と同じ項目)

介護予防のための地域活動組織育成や運動サポーター、サロンのリーダーを育成する講座を開催し、当該事業を通じて参加者同士の交流を図り、自主的な取り組みにつなげる工夫をすることにより、住民の積極的な参加を促すなど、地域づくりに資する視点をもって取り組みます。

【実績】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
目標	開催回数(回)	16	26	26	26
	延べ利用者数(人)	420	400	400	400
実績	開催回数(回)	18	16	21	22
	延べ利用者数(人)	328	305	437	300
計画比	開催回数(%)	112.5	61.5	80.8	84.6
	延べ利用者数(%)	78.1	76.3	109.3	75.0

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	23	24	25
延べ参加人数(人)	310	320	330

◇ 一般介護予防事業評価事業 (旧一次・二次予防事業評価事業)

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行っていきます。

◇ 地域リハビリテーション活動支援事業

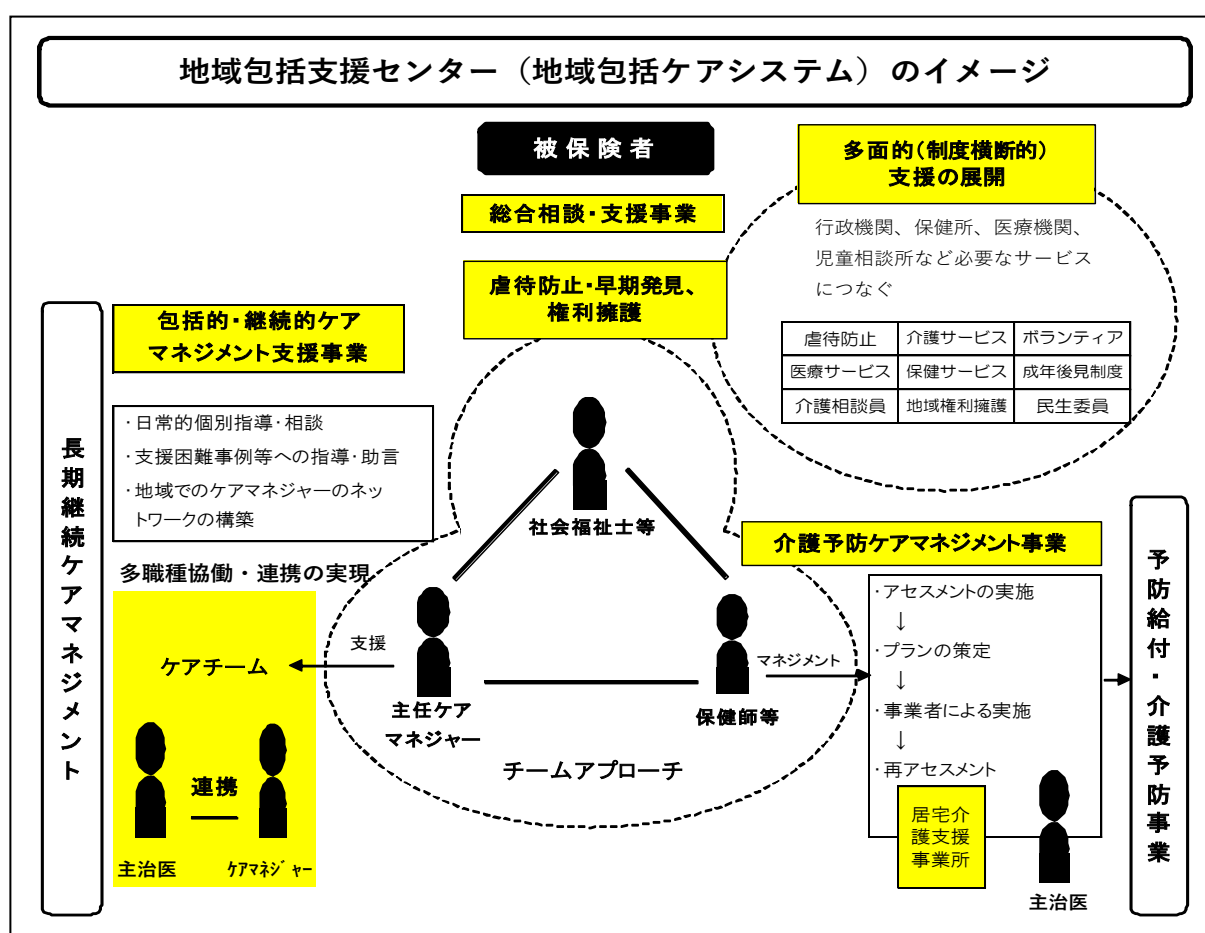
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議等の開催時、リハビリテーション専門職等の参加を促進します。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を担っています。地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれの専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、継続的・専門的な支援を実施します。

また、地域住民とともに介護事業者、医療、行政などの地域のネットワークを構築し、高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。



②総合相談支援

地域包括支援センターには、総合相談窓口が設置され、介護、保健、医療サービスをはじめ、高齢者虐待、消費者被害、権利擁護等、あらゆる相談に対応します。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを各専門職がチームアプローチにより総合的に判断し、適切な支援につなぐとともに継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止します。高齢者の心身の状況や家庭環境などによっては訪問による相談も行っています。

地域包括支援センターに寄せられる相談は、高齢者数の増加に伴い、多様化・複雑化しており、相談件数の増加も見込まれています。

【実績】

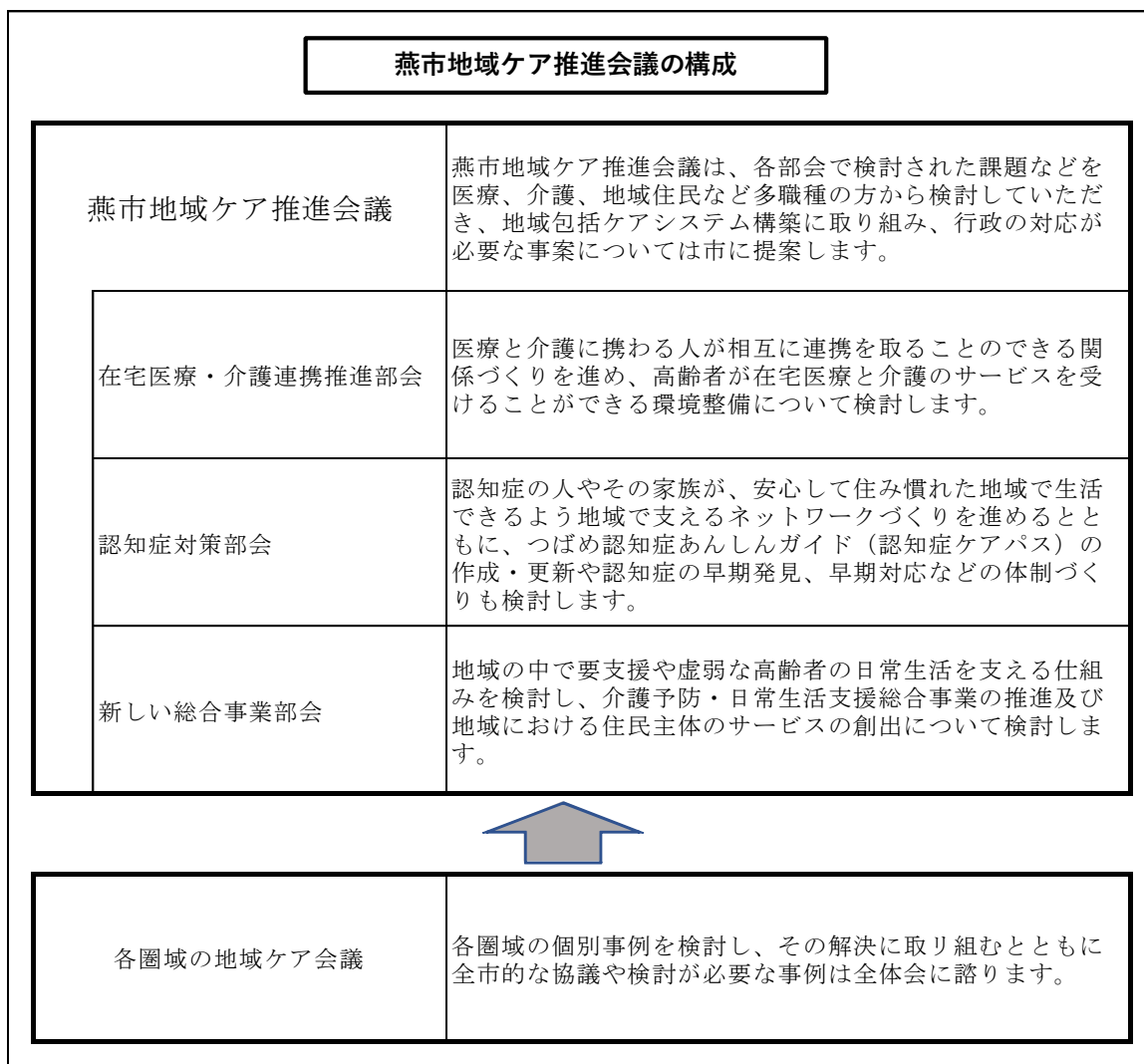
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
相談件数	目標(人)	9,200	12,500	13,000	13,500
	実績(人)	10,760	12,123	12,020	13,000
	計画比(%)	117.0	97.0	92.5	96.3

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数(件)	13,500	14,000	14,500

③燕市全体の地域ケア会議の設置・運営

医療・介護等の関係機関と連携を強化し、認知症対策や日常生活支援への取り組みを進めて、地域の課題解決機能の向上を図ります。一般的な地域ケア会議の取り組みにはない燕市の医療・介護全般にわたる課題の検討集団として位置付け、地域包括ケアシステム構築を推進します。



④在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護に携わる人が相互に連携を取ることができる関係づくりを進め、高齢者が在宅医療と介護のサービスを受けることができる環境整備を図ります。

要介護者などが退院した後、地域で生活できるようにすることが求められており、誰もが安心して在宅療養ができるよう燕・弥彦医療介護センターを運営し、医療・介護の切れ目のない連携を進めます。

在宅医療・介護連携推進事業
①地域の医療・介護サービスの把握 ⇒地域の医療機関や介護事業所等の分布、医療機能を把握し、地図化又は名簿化、在宅医療の取り組み状況、医師の相談対応が可能な日時等を調査した結果を市民や関係者に公表し、共有化します。
②在宅医療・介護サービス等の情報の共有・支援 ⇒急性期から慢性期に至る医療機関の連携パスを地域まで延長し、保健・福祉のサービスを連動させる取り組み（地域連携パス）を運用し、在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を共有し、在宅での看取り、急変時の対応に関する情報を提供します。
③在宅医療・介護関係者の研修 ⇒地域医療・介護の関係者などがグループワークを通じて、顔の見える化を図るよう、関係者を対象にした医療研修を開催します。
④在宅医療・介護連携支援センターの運営 ⇒在宅医療・介護の連携支援の拠点設置・運営により、在宅医療と介護サービス担当者（看護師、社会福祉士）の連携を支援するコーディネーターを配置し、ケアマネジャーなどからの相談に対応します。
⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築 ⇒地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの24時間365日提供できる体制を整備します。
⑥市民への普及啓発 ⇒市民を対象にしたシンポジウムの開催や出前講座、パンフレットの作成により、これまで病院での医療が中心だった市民から、在宅医療に関心を持ってもらいます。
⑦在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 ⇒地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者が参画し、在宅医療・介護連携の状況と課題の抽出、解決策等を協議します。
⑧二次医療圏内における医師会及び関係市町村との連携 ⇒二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、医師会、都道府県、保健所等の支援のもと、在宅医療・介護等の関係者間で情報共有の方法について検討します。

⑤生活支援体制整備事業

第6期計画では、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく上で、活動の旗振り役となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置しました。

第7期計画においては、地域に協議体を設置し、多様な関係者の参加と協働による地域づくりに取り組むための基盤を整備するとともに、生活支援コーディネーターと協議体が車の両輪として地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組めます。

1) 生活支援コーディネーターの配置・活動支援

第6期計画では、市全域において生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、第1層の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源や地域ニーズの把握を行いました。第7期計画においては、第1層に加えて第2層の生活支援コーディネーターを各生活圏域に配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実に取り組むため、引き続き、生活支援コーディネーターの活動の支援を行います。

2) 生活支援の担い手（人材）の確保

生活支援コーディネーターの活動をより効果的なものとするため、生活支援の担い手となる人材の確保に向け、担い手養成研修を実施します。

3) 協議体の設置、拡充

生活圏域ごとに協議体を設置します。

4) 活動拠点の整備（高齢者の居場所）

地域づくりの活動の拠点、地域で活動する高齢者の居場所として、今後、活動拠点の整備を進めていきます。

⑥認知症施策の推進事業

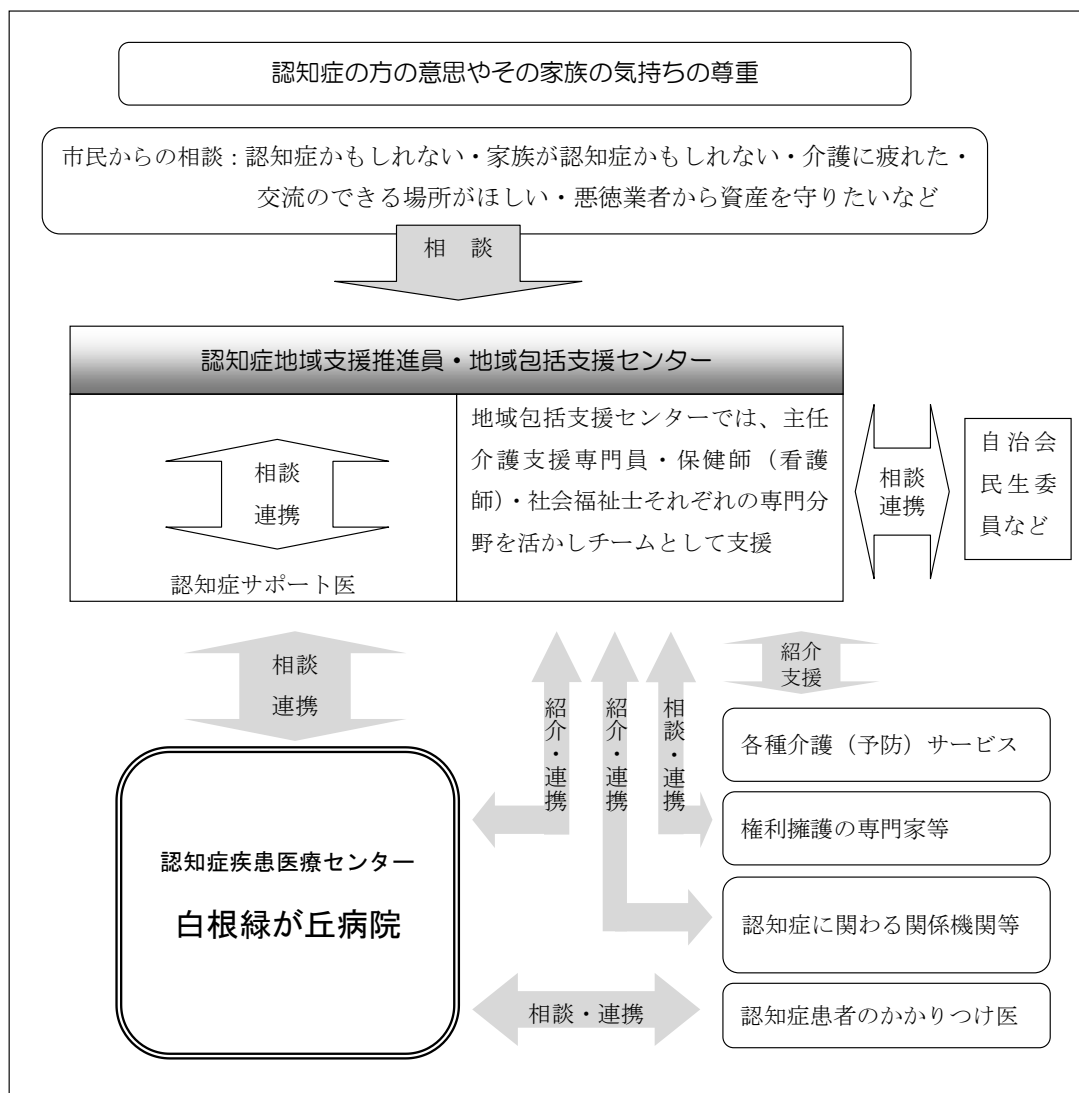
認知症の高齢者や家族が、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

1) 認知症初期集中支援推進事業

保健師等による支援チームが家庭訪問を行ってアセスメントを実施し、多職種で構成される会議において決定した、解決すべき課題に対する支援策や予防策を高齢者やその家族などが実践できるように、包括的・集中的な支援を行います。

2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活のために必要なサービスが継続的に提供できるケア体制の構築に努めます。



3) 認知症対策

認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) の7つの柱		燕市の取組
1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	・ 認知症地域支援推進員の配置 ・ 認知症サポーターの養成と活動の支援
2	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	・ つばめ認知症安心ガイド（認知症ケアパス）の作成、普及 ・ 認知症初期集中支援チームの設置
3	若年性認知症施策の強化	・ 若年性認知症の人や家族に支援ハンドブックを配布し周知に努める ・ 認知症サポーター養成講座での啓発
4	認知症の人の介護者への支援	・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症カフェへの技術支援
5	認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	・ 高齢者の集いの場の整備 ・ 見守り体制の整備 ・ 成年後見制度の活用促進 ・ 高齢者の虐待防止
6	認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及推進	・ 最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る
7	認知症の人やその家族の視点の重視	・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人や家族の参画

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
認知症サポーター養成(人)	825	982	631	500

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター養成(人)	500	500	500

(3) 権利擁護の充実

高齢者が、認知症等による判断能力の低下があっても、尊厳のある生活が送れるよう、虐待の防止及び早期発見、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築に取り組むとともに、成年後見制度の周知や利用にあたっての手続きを円滑に進める体制の整備を図ります。

①権利擁護事業

地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、認知症高齢者等の権利擁護相談を実施していきます。また、そのために関係機関との連携を強化していきます。

②高齢者虐待対策

市と地域包括支援センターが主体となって、相談窓口の明確化、支援の連携・体制づくり、虐待防止の知識の啓発や人材育成を行うことにより、虐待の発生しにくい地域づくりを目指し虐待の予防を図っていきます。

また、虐待事例発生時には、民生委員児童委員、介護保険サービス提供事業所のほか、県など関係機関・専門機関との連携により、適切な対応を行うとともに、高齢者虐待の実態把握や県事業である高齢者権利擁護相談支援事業の活用に努めるなど、虐待防止の体制整備を推進します。

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
相談・通報件数(件)	44	48	30	46
虐待と判断した件数(件)	32	28	21	16

【計画】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談・通報件数(件)	45	45	45
虐待と判断した件数(件)	30	30	30

③成年後見制度の普及促進

認知症などにより、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない高齢者などを援助する「成年後見制度」については、上位計画である燕市地域福祉計画と整合性を図り、地域の関係機関と連携し、制度の普及促進や利用促進を図ります。

併せて、親族による成年後見の申立が困難である人を対象に、市長による審判の請求を行うとともに鑑定費用など必要な費用及び後見人報酬の助成をしていきます。

【実績】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
市長申立て件数(件)	3	3	5	4
後見人報酬の助成件数(件)	0	1	2	10

【計画】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市長申立て件数(件)	6	8	10
後見人報酬の助成件数(件)	8	9	10

(4) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

市内の居宅介護支援事業所等を対象に「ケアプランの質の向上支援研修」を実施し、自立に資する適切な作成を支援します。

その他、認定調査状況チェック、住宅改修等の点検、医療情報等の突合、縦覧点検、介護給付費通知等を実施し、介護給付の適正化に努めます。

第6章 介護保険サービス等の推進

地域包括ケア「見える化」システムにより、以下のような流れで介護保険サービスの事業量及び保険料設定の推計を行いました。

推計の流れ

給付実績（サービスごとの利用者数、利用回（日）数、給付費の平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度実績見込み）の整理

○介護保険事業状況報告を活用した給付実績の整理

A 人口及び要介護認定者数の推計

（平成 30 年度～平成 32 年度、平成 37 年度）

○推計人口と現状の認定状況の推移を踏まえて自然体推計

●自然体推計した認定者数に保険者ごとの施策を反映して推計

B 施設・居住系サービスの見込み量の推計

（平成 30 年度～平成 32 年度、平成 37 年度）

○居住系サービスは、推計した要介護認定者数から、現状の推移を踏まえ、利用者数を自然体推計

●施設・居住系サービスの利用者数については、各市町村における整備計画、介護療養型医療施設からの転換意向等を踏まえ、利用者数を設定して推計

C 在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込み量の推計

（平成 30 年度～平成 32 年度、平成 37 年度）

○要介護認定者数から B の利用者数を除いた対象者数から、現状の推移を踏まえ、利用者数等を自然体推計

●自然体推計した利用者数に保険者ごとの施策を反映して推計

D 介護給付等サービス見込み量の推計（平成 30 年度～平成 32 年度、平成 37 年度）

○推計した見込み量について、介護報酬改定率、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う、補足給付の見直しに伴う、消費税率等の見直しを勘案した影響を反映

E 保険料の推計（平成 30 年度～平成 32 年度、平成 37 年度）

○施策反映後のサービス見込み量等をもとに保険料を推計

1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計

(1) 高齢者等の人口推計

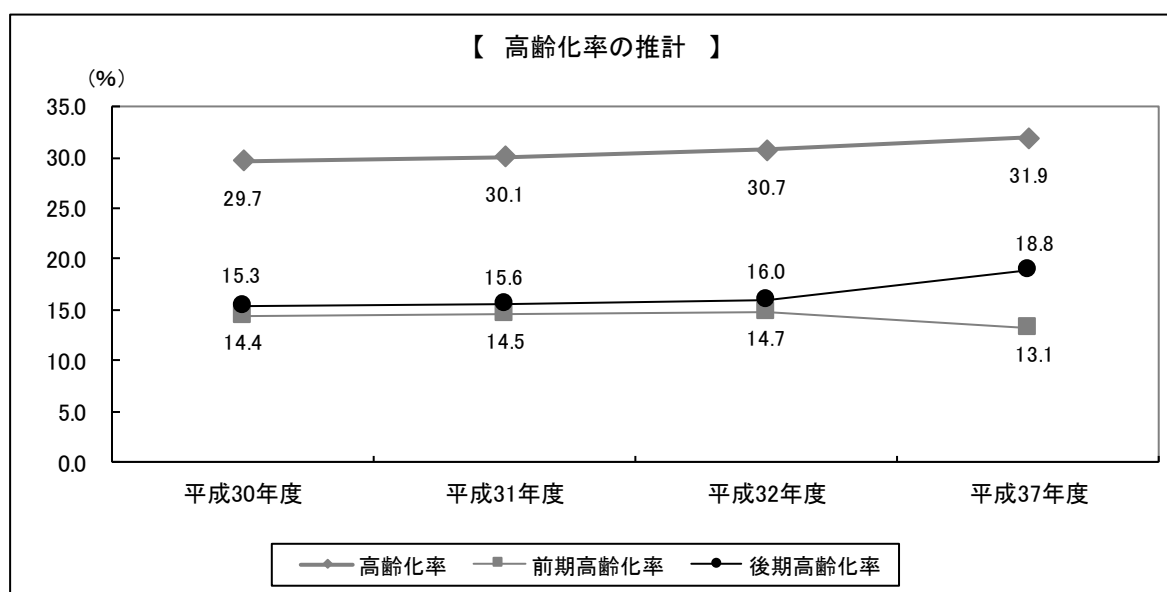
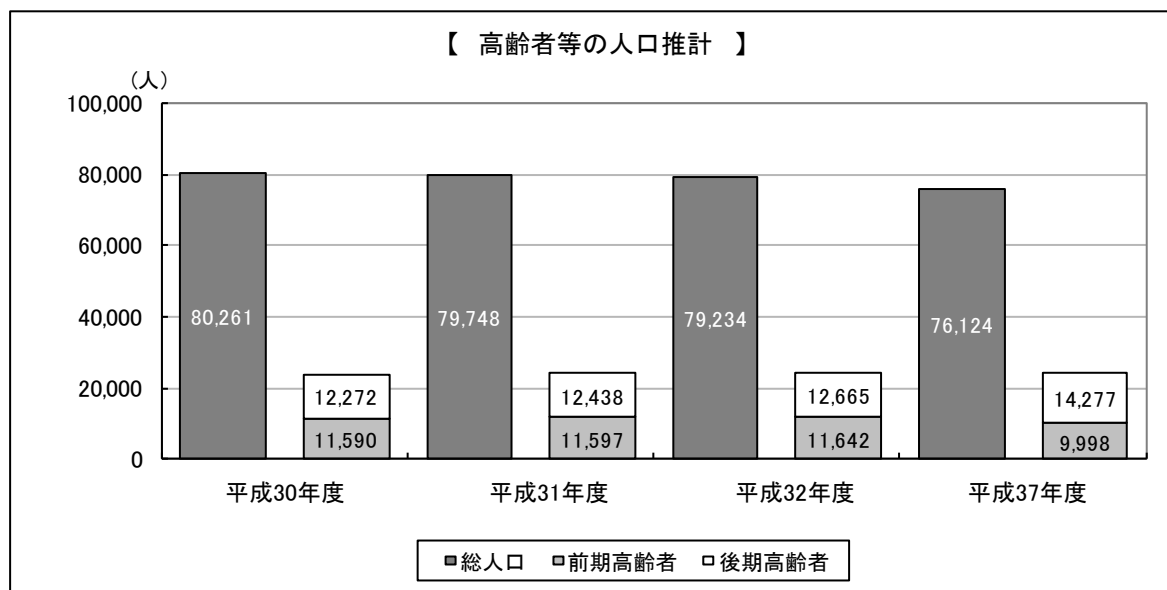
本市の総人口は、年々減少し、平成32年度で79,234人、高齢者人口は24,307人、高齢化率は30.7%と予測されます。今後も高齢化は進行し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には、総人口76,124人、高齢者人口は24,275人、高齢化率は31.9%となるものと予測されます。

〔高齢者等の人口推計〕

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	80,261	79,748	79,234	76,124
40歳未満	29,627	29,126	28,572	26,368
40～64歳	26,772	26,587	26,355	25,481
高齢者人口	23,862	24,035	24,307	24,275
前期高齢者	11,590	11,597	11,642	9,998
65～69歳	5,958	5,796	5,655	4,678
70～74歳	5,632	5,801	5,987	5,320
後期高齢者	12,272	12,438	12,665	14,277
75～79歳	4,600	4,547	4,517	5,394
80～84歳	3,698	3,771	3,862	3,770
85歳以上	3,974	4,120	4,286	5,113
高齢化率	29.7%	30.1%	30.7%	31.9%
前期高齢者	14.4%	14.5%	14.7%	13.1%
後期高齢者	15.3%	15.6%	16.0%	18.8%

*人口推計については、国提供の人口推計シートを活用して推計しています。



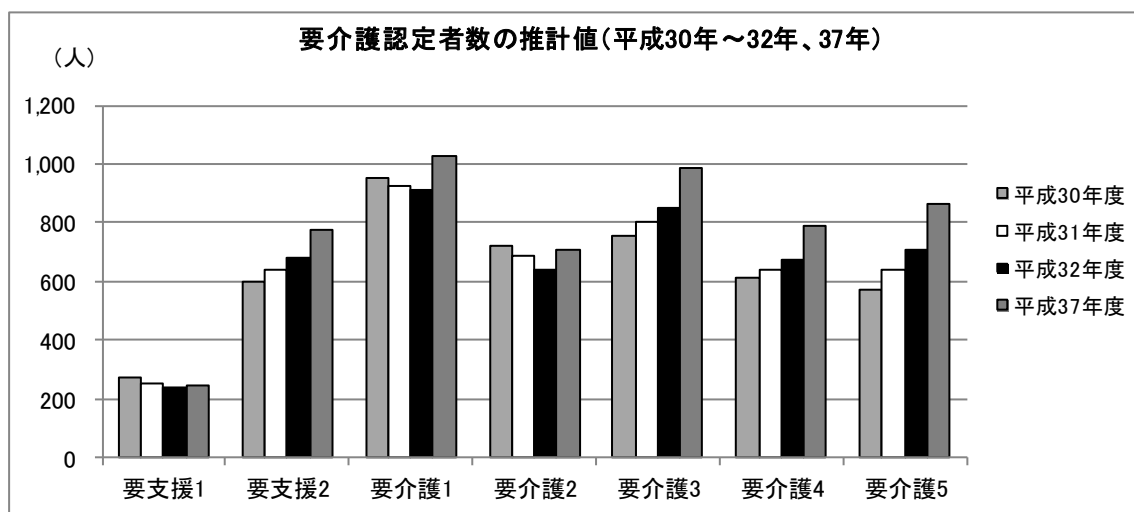
(2) 要介護認定者数の推計

高齢化に伴い、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）も増え続け、平成32年度には4,616人、認定率は19.0%と見込まれます。その後も増加し、平成37年度には5,310人、認定率は21.9%に達するものと見込まれ、認定者の伸びは高齢者数の伸びを上回っています。

【要介護認定者数の推計】

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
高齢者数	23,862	24,035	24,307	24,275
認定者数	4,486	4,587	4,710	5,405
第2号被保険者	94	93	94	95
第1号被保険者	4,392	4,494	4,616	5,310
認定率	18.4%	18.7%	19.0%	21.9%
要支援1	271	250	239	248
要支援2	600	639	679	778
要介護1	951	929	914	1,027
要介護2	724	688	643	705
要介護3	756	803	851	990
要介護4	610	638	676	792
要介護5	574	640	708	865



※推計値（認定者数）については、端数処理の関係上、内訳と合計など一致しない場合があります。

2 介護保険サービス事業量等の見込み

(1) 介護サービス見込み量

計画期間中の介護サービス事業量及び給付費については平成 27 年度、平成 28 年度の実績及び、平成 29 年度の見込みを基に認定者数、各種サービスの利用率、日常生活圏域ニーズ調査を加味して、サービスごとに量と給付費の見込みを算出しています。

① 居宅介護サービス

【居宅介護サービスの見込み】

(単位：千円/年、回、日、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問介護			
給付費	171,621	186,133	203,764
回数	62,526	67,817	74,272
人数	3,348	3,528	3,756
訪問入浴介護			
給付費	25,469	27,800	29,176
回数	2,182	2,381	2,501
人数	348	384	432
訪問看護			
給付費	110,223	117,673	126,470
回数	23,615	25,145	27,074
人数	2,748	2,916	3,120
訪問リハビリテーション			
給付費	4,046	4,164	4,811
回数	1,370	1,417	1,638
人数	132	144	156
居宅療養管理指導			
給付費	8,094	8,488	9,003
人数	948	996	1,056
通所介護			
給付費	895,123	928,611	961,847
回数	104,807	108,288	111,818
人数	10,488	10,788	11,100

【居宅介護サービスの見込み】

(単位：千円/年、回、日、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通所リハビリテーション			
給付費	227,655	229,551	233,811
回数	25,186	25,340	25,946
人数	2,904	2,916	2,976
短期入所生活介護			
給付費	488,781	530,644	574,267
日数	58,940	63,901	69,272
人数	5,160	5,484	5,844
短期入所療養介護(老健)			
給付費	11,379	11,882	12,871
日数	1,108	1,157	1,238
人数	156	156	168
短期入所療養介護(病院等)			
給付費	0	0	0
日数	0	0	0
人数	0	0	0
福祉用具貸与			
給付費	139,800	145,817	152,530
人数	12,756	13,320	13,944
特定福祉用具購入費			
給付費	7,562	8,091	8,330
人数	276	300	312
住宅改修			
給付費	12,029	12,903	12,903
人数	144	156	156
特定施設入居者生活介護			
給付費	149,279	159,534	174,731
人数	804	864	948
居宅介護支援			
給付費	283,921	290,649	297,942
人数	19,176	19,620	20,112

②地域密着型サービス

【地域密着型サービスの見込み】

(単位：千円/年、回、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
給付費	19,952	20,852	20,852
人数	132	144	144
夜間対応型訪問介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
認知症対応型通所介護			
給付費	40,719	40,266	41,955
回数	7,331	7,237	7,530
人数	504	516	564
小規模多機能型居宅介護			
給付費	433,415	447,035	453,520
人数	2,328	2,400	2,436
認知症対応型共同生活介護			
給付費	651,056	657,572	694,281
人数	2,520	2,544	2,688
地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費	358,457	358,618	358,618
人数	1,440	1,440	1,440
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
地域密着型通所介護			
給付費	82,736	82,773	82,773
回数	15,270	15,270	15,270
人数	2,160	2,160	2,160

③施設サービス

【施設サービス利用者数の推計】

(単位：月平均人数)

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設	要介護 1	11	11	11
	要介護 2	12	12	12
	要介護 3	134	134	134
	要介護 4	212	217	217
	要介護 5	207	212	212
	計	576	586	586
介護老人保健施設	要介護 1	29	29	29
	要介護 2	57	57	57
	要介護 3	67	67	67
	要介護 4	88	88	88
	要介護 5	83	83	83
	計	324	324	324
介護医療院	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	0	0	0
	要介護 4	0	0	0
	要介護 5	0	0	0
	計	0	0	0
介護療養型医療施設	要介護 1	1	1	1
	要介護 2	3	3	3
	要介護 3	6	6	6
	要介護 4	16	16	16
	要介護 5	61	61	61
	計	87	87	87
4 施設サービス合計		987	997	997

※推計値等については、端数処理の関係上、内訳と合計など一致しない場合があります。

【施設サービスの見込み】

(単位：千円/年、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設			
給付費	1,750,923	1,783,119	1,783,119
人数	6,912	7,032	7,032
介護老人保健施設			
給付費	1,053,417	1,053,889	1,053,889
人数	3,888	3,888	3,888
介護医療院			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
介護療養型医療施設			
給付費	389,698	389,872	389,872
人数	1,044	1,044	1,044

④介護予防サービス

【介護予防サービスの見込み】

(単位：千円/年、回、日、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防訪問入浴介護			
給付費	896	897	897
回数	114	114	114
人数	12	12	12
介護予防訪問看護			
給付費	16,073	16,839	17,582
回数	4,825	5,029	5,233
人数	732	756	780
介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	0	0	0
回数	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導			
給付費	1,607	1,527	1,608
人数	180	168	180
介護予防通所リハビリテーション			
給付費	23,058	24,228	25,387
人数	648	684	720
介護予防短期入所生活介護			
給付費	10,002	10,938	11,763
日数	1,531	1,669	1,794
人数	144	156	156

【介護予防サービスの見込み】

(単位：千円/年、回、日、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防短期入所療養介護(老健)			
給付費	0	0	0
日数	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)			
給付費	0	0	0
日数	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防福祉用具貸与			
給付費	14,382	14,986	15,645
人数	3,144	3,276	3,420
特定介護予防福祉用具購入費			
給付費	3,399	3,399	3,399
人数	132	132	132
介護予防住宅改修			
給付費	5,443	5,443	5,443
人数	60	60	60
介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	6,028	6,031	7,204
人数	72	72	84
介護予防支援			
給付費	29,188	29,955	31,087
人数	6,504	6,672	6,924

⑤地域密着型介護予防サービス

【地域密着型介護予防サービスの見込み】

(単位：千円/年、回、人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防認知症対応型通所介護			
給付費	536	536	536
回数	96	96	96
人数	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	24,504	25,115	26,131
人数	324	336	348
介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	2,804	8,416	11,221
人数	12	36	48

(2) 介護サービス・介護予防サービスの給付費等

必要サービス量に基づいて算出されたサービスごとの介護給付費・予防給付費等の総給付費は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	7,450,573	7,731,734	8,022,936	23,205,242
介護サービス給付費	7,315,355	7,495,936	7,681,335	22,492,626
介護予防サービス給付費	137,920	148,310	157,903	444,133
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	2,702	4,243	4,444	11,389
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	91,731	188,142	279,873
特定入所者介護サービス費給付費等(資産等勘案調整後)	265,329	271,302	278,577	815,208
高額介護サービス費等給付額	141,267	144,448	148,321	434,036
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,245	15,588	16,006	46,838
算定対象審査支払手数料	4,056	4,147	4,258	12,461
標準給付費見込額	7,876,469	8,167,219	8,470,099	24,513,786

※推計値については、端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合があります。

(3) 地域支援事業費の見込み

介護予防事業や日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業等にかかる総事業費は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
地域支援事業費	335,951	343,515	352,726	1,032,192
介護予防事業・日常生活支援 総合事業費	147,841	151,169	155,223	454,233
包括的支援事業・任意事業費	188,110	192,345	197,503	577,959

(4) 介護保険事業費の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の総事業費は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
標準給付費	7,876,469	8,167,219	8,470,099	24,513,786
地域支援事業費	335,951	343,515	352,726	1,032,192
介護保険事業費	8,212,420	8,510,734	8,822,825	25,545,978

(5) その他の給付費の見込み

介護サービス総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加え標準給付費を算出しました。

●特定入所者介護サービス費等給付額

特定入所者介護サービス費等給付は、低所得者への負担軽減のために居住費・食費について、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える額を保険給付としています。過去の実績を基に見込んでいます。

●高額介護サービス費等給付額

高額介護サービス費等給付は、低所得者への負担軽減のために、1ヵ月当たりの介護保険サービスの利用者負担の合計額が所得に応じた限度額を超える場合、その限度額を超える額を保険給付としています。過去の実績を基に見込んでいます。

●高額医療合算介護サービス費等給付費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得条件により基準額を超えた場合に応じて負担軽減を行います。過去の実績を基に見込んでいます。

●算定対象審査支払手数料

算定対象審査支払手数料は、県の国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料です。対象となる人数の推計等を基に見込んでいます。

3 介護サービス見込み量確保のための方策

(1) 居宅サービスの確保策

居宅サービスについては、サービスの提供が適切な配置となるよう県からの情報提供や意見交換する中で、今後も、必要なサービス量の確保に努めます。

介護予防サービスについては、今後も需要量が増えることが予測されるため、従来のサービス提供事業者の事業拡大やサービスの多様化などにより、必要なサービスの確保に努めます。

(2) 施設整備の確保策

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の施設です。入所希望者の状況や市民のニーズ等を踏まえて整備を検討します。

介護老人保健施設は、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加が見込まれるため、県と連携しながら広域的な考えで整備を検討します。

① 施設サービスの確保策

在宅での介護が困難な方の要望に応えるため、これまでも介護老人福祉施設の整備を計画的に進めてきました。しかし、介護老人福祉施設の入所を希望する待機者が今現在いることから、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により計画的に整備を行います。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10床
---------------------	-----

② 地域密着型サービスの確保策

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、身近な生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を図っていますが、よりきめ細かくニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスを整備します。

(3) 地域支援事業の確保策

介護予防事業については、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業の予想される財源の確保と適切なサービス提供に努めます。

（４）保険者機能の強化

介護保険制度の円滑な運営のためには、制度改革の内容を的確に市民や介護サービス事業者に提供し、理解を深めることが重要であり、市民や事業者への情報提供を一層充実し、制度改革への迅速な対応を行います。

また、介護サービスの提供が適正なものとなるよう、利用者の自立支援のために、介護サービスの質の確保と介護報酬請求等の適正化を図ります。

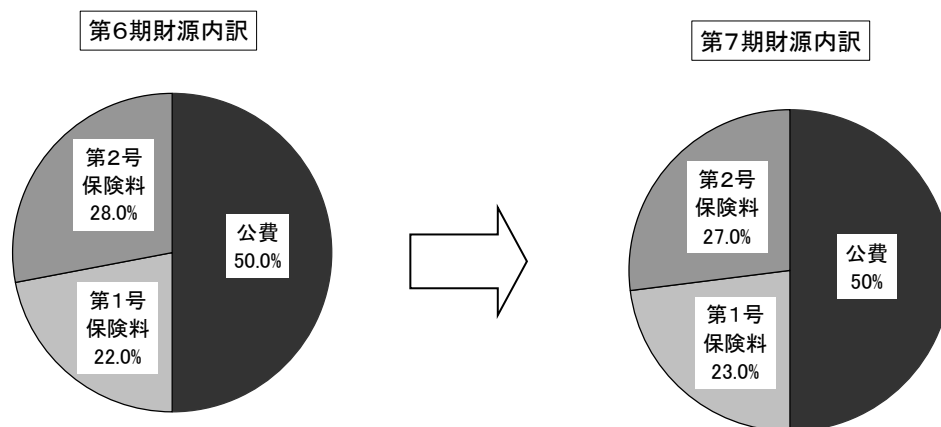
4 介護保険料の推計

（１）介護保険料の考え方

第7期介護保険料（平成30年度～32年度）については、計画期間3カ年の介護保険サービス見込み量を設定し、介護保険事業費を算定した上で、保険料算定の諸要件および国の指針を基に、算定しています。

①第7期の保険料を算出するにあたっての諸要件

■第1号被保険者の介護保険料負担率 22% → 23%（1%の増加）



②保険料に関する国の指針

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中で、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じて、保険料を段階的に設定してあります。第7期においては、第6期に引き続き所得段階を9段階とし、一部内容を見直し、負担の平準化を図ります。

(2) 第1号被保険者の保険料推計

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
第1号被保険者数	23,862 人	24,035 人	24,307 人	72,204 人
前期(65~74歳)	11,590 人	11,597 人	11,642 人	34,829 人
後期(75~84歳)	8,298 人	8,318 人	8,379 人	24,995 人
後期(85歳~)	3,974 人	4,120 人	4,286 人	12,380 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	24,363 人	24,641 人	24,920 人	(a) 73,924 人
標準給付費見込額	7,876,469,088 円	8,167,218,719 円	8,470,098,545 円	24,513,786,352 円
地域支援事業費見込額	335,950,991 円	343,514,756 円	352,726,074 円	1,032,191,821 円
第1号被保険者負担相当額	1,888,856,618 円	1,957,468,699 円	2,029,249,662 円	5,875,574,980 円
調整交付金相当額	401,215,496 円	415,919,406 円	431,266,077 円	1,248,400,979 円
調整交付金見込額	393,994,000 円	394,292,000 円	406,253,000 円	1,194,539,000 円
調整交付金見込交付割合	4.91%	4.74%	4.71%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9801	0.9861	0.9872	
所得段階別加入割合補正係数	1.0245	1.0257	1.0257	
準備基金取崩額の影響額				520 円
準備基金等の残高 (平成 29 年度末の見込み)				796,680,073 円
準備基金等取崩額				450,000,000 円
準備基金取崩割合				56.5%
保険料収納必要額				(b) 5,479,436,959 円
予定保険料収納率	97.5% (c)			
保険料基準月額(b÷c÷a÷12)	6,335 円			

①介護保険料（第1号被保険者）

保険料基準額

第6期 年額 75,600円

(月額 6,300円)



第7期 年額 75,600円

(月額 6,300円)

②保険料段階の設定について

所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行い9段階としています。

世帯非課税（第1段階）については、第6期より導入された公費による軽減の仕組みを継続し、低所得者の負担軽減を図ります。第7段階は本人が市町村民税課税者で合計所得金額120万円以上200万円未満、第8段階は200万円以上300万円未満、第9段階は300万円以上で負担能力に応じた保険料率を設定します。

なお、2025年（平成37年）には、国が試算した全国ベースの推計では、給付総費用は約21兆円、標準段階の月額保険料は約8,200円になると見込まれています。

〔段階別保険料〕

所得段階	対象者		料率	年額保険料(円)
第1段階	- 生活保護受給者 - 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 - 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円以下		0.50 (0.45)	37,800 (34,000)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円超120万円以下	0.75	56,700
第3段階		本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が120万円超	0.75	56,700
第4段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円以下	0.90	68,000
第5段階 (基準段階)		本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円超	1.00	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額120万円未満	1.20	90,700
第7段階		本人の合計所得金額120万円以上200万円未満	1.30	98,300
第8段階		本人の合計所得金額200万円以上300万円未満	1.50	113,400
第9段階		本人の合計所得金額300万円以上	1.70	128,500

※（ ）内は公費による低所得者保険料軽減措置後の年間保険料

第7章 事業の円滑な運営と推進体制

1 計画実現のための体制づくり

(1) 介護サービス等の質的向上

利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の拡大に応じた質の確保と向上に向けた取り組みが必要です。そのため、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会等の参加を促進し、資質の向上を図ります。

(2) 広報活動の充実

介護保険サービスの利用促進や円滑な提供を実施するため、広報誌や民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者などと連携しながら幅広く情報提供を行い、介護保険制度や改正内容の啓発に努めます。

(3) サービス情報の提供

高齢者が必要な時に必要なサービスを受けられるよう、広報誌や市ホームページなどを積極的に活用し、必要な情報を高齢者に配慮した分かりやすい内容で提供するように努めるとともに、利用に際しての様々な相談に適切に応じられるよう取り組みます。

(4) 庁内体制の整備

市は、持続可能な介護保険制度の適切な運営に向けて、適正な要支援・要介護認定、介護保険サービスの確保、保険料の徴収などに努めていきます。さらに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的、一体的に推進していきます。

また、福祉事業・保健事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化などの関連施策等の実施のため、関係各課と十分な連携をとって適切な対応を図ります。

(5) 地域福祉の体制の整備

今後も高齢化が進展する中で、地域包括支援センターや社会福祉協議会、NPOやボランティア、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会などの市内の関係機関・団体との連携を強化し、地域住民がともに助け支え合う地域づくりや地域コミュニティ組織の連携を支援し、地域ケア体制、高齢者見守り体制の充実に努めます。

2 サービスの円滑な提供

(1) サービス等の円滑な提供

市内の指定居宅介護支援等の介護事業者が、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、または指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの介護事業者と連携して、適切な居宅サービス計画等を作成することができるよう、介護事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供に努めます。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けて、医療機関相互の連携強化や訪問看護体制の充実などにより在宅医療・介護の連携を推進します。

■介護予防・健康づくりの推進■

要支援又は要介護になるおそれのある高齢者を対象に介護予防のための事業を実施するとともに、介護予防プログラムへの参加を促進するため情報提供や関係機関等と連携を図ります。

■介護保険サービスの充実■

在宅サービスは、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者の情報提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

日常生活圏域での適正なサービスの質的向上、サービス提供については、利用者が選択しやすいサービス提供事業者の情報提供、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上など、サービス提供体制の充実に努めます。

また、認知症高齢者も増加していることから、認知症高齢者に対応した介護サービスとして地域密着型サービスの提供を促進し、認知症高齢者の適切な支援体制を整備します。

施設サービスは、入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮しながら、施設整備を推進します。

■地域人材の発掘・育成■

介護従事者の人材確保については、今後見込まれる介護需要や施設整備に対応するため、介護事業所と協議し、可能な人材確保策を検討します。

介護人材育成のための、各種の研修やセミナー等への参加促進に努めるとともに、県と連携を図りながら、介護サービス事業者の質の向上を図ります。

高齢者が安心して介護保険サービスや保健福祉サービスを利用できるよう、事業者への適切な支援やサービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、今後、介護需要が一層高まることから障がい福祉分野、保健医療分野とも連携した、福祉や介護の人材確保、育成、定着支援に関する総合的な取り組みを推進します。

3 介護給付費適正化事業

保険給付費は年々増加する見込みです。団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けた介護サービス提供基盤の整備を進め、県、介護保険サービス事業者、介護支援専門員等との連携により、介護保険給付費の適正化に努めます。

（１）要介護認定の適正化

介護保険制度では、介護度によって保険給付の限度額が異なることから公平・公正な認定を行うことが重要であるため、定期的に認定審査会委員研修を実施し、公平・公正な要介護認定の審査・判定業務に努めます。

また、訪問調査員研修会の実施や認定調査関連情報の提供を図り、認定調査員の質的向上にも努めます。

（２）ケアマネジメント等の適正化

県の介護給付適正化計画と連携して、介護支援専門員の資質向上を図るため研修機会を充実し、ケアマネジメントの適正化を図ります。

（３）住宅改修の適正化

施工後に確認調査を実施し、その改修で不適切な事例が生じていた場合は、必要に応じた実地検査や指導を行い、住宅改修の適正化を図ります。

（４）事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

事業者からの介護報酬請求が適正に行われているか、定期的に検査を行うとともに、利用者に対しても介護給付費を通知し適正利用を呼びかけます。また、医療情報との突合や縦覧点検を行い、不適切な事例があった場合は、県との連携により必要に応じた検査や指導を行い、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を図ります。

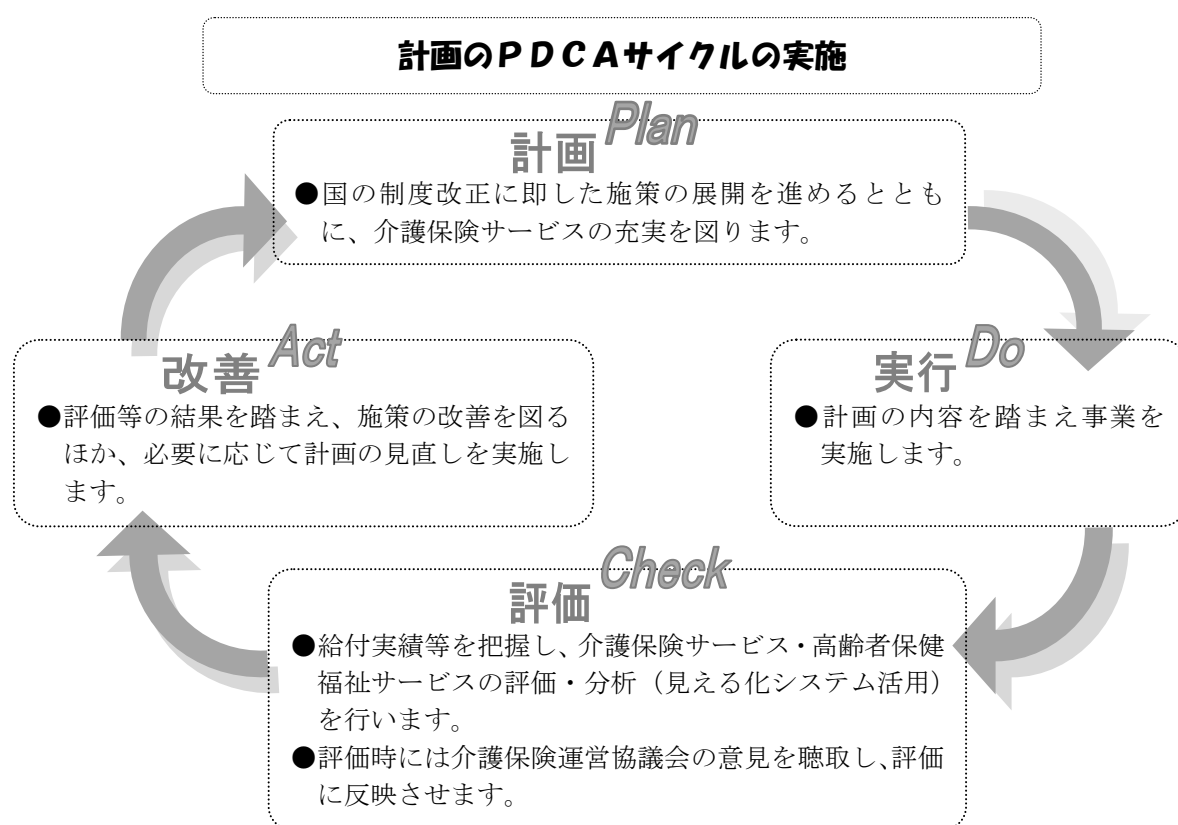
4 計画の進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握することが重要になります。

そのため、年度ごとに計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

また、計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価していきます。



資料編

用語解説

か 行

介護給付

要介護 1 ～ 5 の対象者に実施される給付のこと。（要支援 1 ～ 2 の対象者に実施される給付は予防給付）

介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。

具体的には筋力向上トレーニング、低栄養予防、転倒予防、認知症予防、フットケア、尿失禁予防などがある。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つで介護サービスを受けられる医療機関。急性期医療・治療が一段落したあと、さらに病院での療養が必要な方などが利用する。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する。

「特別養護老人ホーム」がこれにあたり、入浴や排泄、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、病院と施設の間間的な施設と位置付けられている。施設内では在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

従来の「小規模多機能型居宅介護」の通所・宿泊・訪問介護に新たに「訪問看護」の機能を加えた、医療・介護ニーズの高い在宅療養者向けのサービス。

平成27年度の介護報酬改定において、「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更された。

居宅サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。

大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける方が日帰りで施設を利用するタイプに大きく分けられる。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける方の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護のこと。

高額介護サービス費

世帯の1ヵ月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から支給する。

さ 行

在宅介護

介護が必要な高齢者や障がい者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」といった要介護者の様態や希望に応じた機能を組み合わせて対応ができる施設での介護。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

総合事業対象者

65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。介護予防の観点から行われる健診の結果、生活機能の低下が心配される方、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪問調査によって、生活機能の低下が心配される方などが該当する。

た 行

第1号被保険者

市民のうち65歳以上の方。

第2号被保険者

市民のうち40歳以上65歳未満の方。

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる。

短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を受けられる。

地域支援事業

65歳以上の方を対象に、要介護状態（要支援や要介護）にならぬよう、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。リスクを抱えた特定の高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し事業を進める。

内容としては

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業）
- ② 包括的支援事業（地域包括センターの運営・在宅医療・介護連携の推進・認知症施策の推進・高齢者の権利擁護等）
- ③ 任意事業（介護給付費適正化事業・家族介護支援事業等）

地域包括支援ケア「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

地域包括支援センター

高齢者が地域で安心していきいきと暮らせるよう、保健医療の向上や福祉の増進を支援する中核拠点として設置している。高齢者や家族の方からの様々な相談に応

じるとともに、介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームを地域密着型介護老人福祉施設という。家庭的な雰囲気の中で介護サービスを受けられる。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

地域密着型サービス

要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。地域密着型サービスとしては、

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下）
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模の通所介護。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム（軽費老人ホームを含む）の入所者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。

調整交付金

国から交付される介護給付費交付金の内、後期高齢者の年齢や所得状況などによりその額が増減する交付金のこと。

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受けている方が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている方が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や利用者からの連絡によって利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを行うこと。

特定健康診査

健康診査で、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40歳から74歳未満の被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している方が対象の介護保険制度によるサービス。そこを住居とし様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画という利用計画を立てサービスを提供する。

特定入所者介護サービス費

施設入所の居住費・食費が利用者の自己負担となったことにともない創設された低所得者対策のひとつ。利用者負担が過重にならないように居住費・食費の負担には上限が設定されており、これと実際の居住費・食費との差額を補うために給付される。

な　　行

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・脂質異常・高血糖などの危険因子を併せ持つ状態を、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームという。

日常生活圏域

高齢者が日常、住み慣れた地域で生活を持続することが出来るよう、市町村内の小学校区や中学校区など、住民の生活形態や地域づくりの単位などで設定される生活圏域のこと。

認知症

一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護関係者など誰でも自由に参加して、日頃、疑問に思っていることや困っていることなど情報交換や居場所づくりをして、認知症に対する理解を深め、孤立しがちな患者とその家族を地域で支えていく取り組み。

認知症ケアパス

認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合や認知症の進行に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、サービス提供の流れなどをわかりやすく示したもの。

認知症サポーター

認知症に対して認知症を正しく理解してもらい、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や、機能訓練を行う。

は 行

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、レンタルでの福祉用具指定を受けた用具が料金の1割負担で利用できる。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、心身の脆弱性が出現した状態ではあるが、適切な介護・支援により生活機能の維持向上を図ることが可能で、健康な状態と介護が必要な状態の中間を意味する。

訪問介護

ホームヘルパーが介護を受ける方の自宅を訪れて、日常生活のサポートをするサービス。

訪問入浴介護

在宅にて介護を受けている方が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが利用者宅を訪問して、リハビリテーションを行う。

保険料収納必要額

$(\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費見込額} \times 23\%) - (\text{調整交付金見込額} - \text{調整交付金相当額})$ により計算される。

や 行**夜間対応型訪問介護**

訪問介護員（ホームヘルパー）などが定期的または必要に応じて夜間に利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話をを行う。

要支援・要介護

訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が審査する要介護認定審査会によって決定される要支援・要介護状態区分のこと。現在は要支援が1、2の2段階、要介護が1～5の5段階のあわせて7段階となっている。

予防給付

要支援1、2の対象者に実施される給付のこと。

燕市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

NO	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	被保険者の代表 (4人)	柄澤 榮 作	第1号被保険者	
2		峯 島 祥 子	第1号被保険者	
3		寺 澤 清 仁	第2号被保険者	
4		川 瀬 和 子	第2号被保険者	
5	保健・医療及び 福祉の関係者 (7人)	吉 岡 一 典	燕市医師会	
6		佐 藤 和 之	燕歯科医師会	
7		金 子 幸 枝	介護老人保健施設エバーグリーン	
8		佐々木勝則	特別養護老人ホーム分水の里	
9		宮 腰 誠	(有) 介護サービスみどり園	
10		金 子 朋 行	燕市地域包括支援センターおおまがり	
11		星 井 勝 博	小規模多機能センターみなみよしだ	
12	学識経験者 (4人)	霜 鳥 高 子	(福) 燕市社会福祉協議会	
13		高 橋 是 司	燕西蒲原地区介護支援専門員協議会	
14		佐 藤 稔	燕市民生委員児童委員協議会	会長
15		西 郡 饒	(社) 燕市シルバー人材センター	会長代理

燕市介護保険運営協議会の開催経過

年 月 日	内 容
第1回開催 平成29年5月22日	○ 燕市第7期介護保険事業計画策定スケジュールについて ○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の報告について
第2回開催 平成29年8月22日	○ 燕市第6期介護保険事業計画の進捗状況について ○ 燕市第7期介護保険事業計画に係る基本指針について ○ 介護保険施設等整備意向調査の結果について
第3回開催 平成29年10月16日	○ 燕市第7期介護保険事業計画に係る人口推計、要介護認定者数等の推計について ○ 保険料推計について
第4回開催 平成29年11月28日	○ 燕市第7期介護保険事業計画（素案）について ○ パブリックコメントの実施内容について
第5回開催 平成30年2月（予定）	

燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）修正に係る新旧対照表

資料2-2

No.	頁等	修正前	修正後
1	表紙		計画名の下に計画期間である <u>平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度</u> を追加しました。
2	目次		目次の最終頁に「 <u>元号表記の読み替え説明</u> 」を記載しました。
3	2	2 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ <u>燕市特定健康診査等実施計画</u> を削除し、 <u>燕市障がい児福祉計画</u> を加えました
4	3	3 計画期間	3 計画期間 <u>西暦表示</u> を追加しました
5	7	(2) 高齢者の世帯	(2) 高齢者の世帯 表について、西暦 4 桁の次に <u>年</u> の表示を追加しました。
6	9	(4) 死亡順位 <u>平成 27 年では心疾患、平成 28 年では心疾患・脳血管疾患</u> となっています。	(4) 死亡順位 <u>平成 27 年、平成 28 年では心疾患</u> となっています。 表内の <u>平成 28 年数値</u> と表外に <u>※燕市平成 28 年の死因第 4 位老衰と第 5 位肺炎は同数である。</u> と記載しました。
7	32 33	4) これまでの施設整備状況	4) これまでの施設整備状況 数値を精査し、 <u>第 5 期と第 6 期定員数と累計を訂正</u> しました
8	59	③認知症施策の推進（重点施策 3）	③認知症施策の推進（重点施策 3） 余白に <u>新オレンジプランの用語説明</u> を追加しました。

No.	頁	修正前	修正後
9	68	[計画] [実績] 区分、歯周疾患検診の<u>申込者（人）</u>	[計画] 注釈に<u>各種検診受診率の計算式</u>を掲載しました。 [実績] 区分、歯周疾患検診の<u>対象者（人）</u>
10	68 ～69	[実績] [計画]	[実績] [計画] 注釈内のHを<u>平成</u>としました
11	111 ～ 123	平成30年度から平成32年度の給付費関連	平成30年度から平成32年度の給付費関連 <u>介護報酬の改定により数値が変更しました。</u>
12	136	燕市介護保険運営協議会の開催経過 第5回開催 平成30年2月<u>（予定）</u>	燕市介護保険運営協議会の開催経過 第5回開催 平成30年2月<u>6日</u> <u>○パブリックコメントの実施結果について</u> <u>○第7期介護保険事業計画（案）について</u>

平成 3 0 年度
燕市介護保険事業特別会計予算
(案)
事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	1,910,798	1,878,124	32,674
2 分担金及び負担金	1,566	1,593	△ 27
3 使用料及び手数料	180	150	30
4 国庫支出金	1,924,053	1,996,633	△ 72,580
5 支払基金交付金	2,189,932	2,346,565	△ 156,633
6 県支出金	1,229,115	1,256,187	△ 27,072
7 財産収入	30	15	15
8 繰入金	1,232,665	1,280,197	△ 47,532
9 繰越金	6,000	6,000	0
10 諸収入	235	283	△ 48
歳入合計	8,494,574	8,765,747	△ 271,173

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総務費	172,685	188,969	△ 16,284	500		172,162	23
2保険給付費	7,974,517	8,282,294	△ 307,777	2,990,446		3,149,936	1,834,135
3財政安定化基金拠 出金	1	1	0				1
4地域支援事業費	335,916	283,343	52,573	162,215		91,854	81,847
5基金積立金	30	15	15			30	
6諸支出金	1,425	1,125	300			22	1,403
7予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	8,494,574	8,765,747	△ 271,173	3,153,161		3,414,004	1,927,409

2 歳 入

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較
款	項	目			
	1	保険料	1,910,798	1,878,124	32,674
		1介護保険料	1,910,798	1,878,124	32,674
		第 1 号被保険者保険料	1,910,798	1,878,124	32,674
	2	分担金及び負担金	1,566	1,593	△ 27
		負担金	1,566	1,593	△ 27
		認定審査会共同設置負担金	1,566	1,593	△ 27
	3	使用料及び手数料	180	150	30
		手数料	180	150	30
		督促手数料	180	150	30
	4	国庫支出金	1,924,053	1,996,633	△ 72,580
		1国庫負担金	1,416,670	1,484,187	△ 67,517
		1介護給付費負担金	1,416,670	1,484,187	△ 67,517
		2国庫補助金	507,383	512,446	△ 5,063
		調整交付金	398,729	414,116	△ 15,387
		2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	34,090	24,184	9,906
		3地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	74,064	72,146	1,918

01-01-01 第 1 号被保険者保険料

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1現年度分特別徴収保険料	1,798,358	現年度分特別徴収保険料 調定見込額 収納見込額（100%）	1,798,358 1,798,358
2現年度分普通徴収保険料	106,981	現年度分普通徴収保険料 調定見込額 収納見込額（90.0%）	118,868 106,981
3過年度分普通徴収保険料	907	過年度分普通徴収保険料 調定見込額 収納見込額（90.0%）	1,008 907
4滞納繰越分普通徴収保険料	4,552	滞納繰越分普通徴収保険料 調定見込額 収納見込額（13.0%）	35,017 4,552
1認定審査会共同設置負担金	1,566	認定審査会共同設置負担金	1,566
1督促手数料	180	督促手数料	180
1現年度分	1,416,669	介護給付費負担金	1,416,669
2過年度分	1	介護給付費負担金	1
1現年度分調整交付金	398,728	現年度分調整交付金	398,728
2過年度分調整交付金	1	過年度分調整交付金	1
1現年度分	34,089	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	34,089
2過年度分	1	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1
1現年度分	74,063	地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	74,063
2過年度分	1	地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	1

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較
款	項	目			
		4介護保険事業費補助金	500	2,000	△ 1,500
		5支払基金交付金	2,189,932	2,346,565	△ 156,633
		支払基金交付金	2,189,932	2,346,565	△ 156,633
		1介護給付費交付金	2,153,122	2,319,043	△ 165,921
		2地域支援事業支援交付金	36,810	27,522	9,288
		6県支出金	1,229,115	1,256,187	△ 27,072
		1県負担金	1,175,050	1,207,562	△ 32,512
		1介護給付費負担金	1,175,050	1,207,562	△ 32,512
		2県補助金	54,065	48,625	5,440
		2地域支援事業交付金（介護予 防・日常生活支援総合事業）	17,049	12,284	4,765
		2地域支援事業交付金（包括的 支援・任意事業）	37,016	36,341	675
		7財産収入	30	15	15
		1財産運用収入	30	15	15
		1利子及び配当金	30	15	15
		8繰入金	1,232,665	1,280,197	△ 47,532
		1一般会計繰入金	1,232,664	1,280,196	△ 47,532
		1介護給付費繰入金	996,815	1,035,289	△ 38,474
		2地域支援事業繰入金（介護予 防・日常生活支援総合事業）	17,048	12,283	4,765
		3地域支援事業繰入金（包括的 支援・任意事業）	37,997	36,340	1,657

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1介護保険事業費補助金	500	介護保険事業費補助金	500
1現年度分	2,153,121	介護給付費交付金	2,153,121
2過年度分	1	介護給付費交付金	1
1現年度分	36,809	地域支援事業支援交付金	36,809
2過年度分	1	地域支援事業支援交付金	1
1現年度分	1,175,049	介護給付費負担金	1,175,049
2過年度分	1	介護給付費負担金	1
1現年度分	17,048	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	17,048
2過年度分	1	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1
1現年度分	37,015	地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	37,015
2過年度分	1	地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	1
1基金収入	30	介護給付費準備基金利子収入	30
1介護給付費繰入金	996,815	介護給付費繰入金	996,815
1地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	17,048	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	17,048
1地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）	37,997	地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）	37,997

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1職員給与費繰入金	85,133	職員給与費繰入金	85,133
1事務費繰入金	66,948	事務費繰入金	66,948
1介護認定審査会共同事務費繰入金	18,357	介護認定審査会共同事務費繰入金	18,357
1低所得者保険料軽減繰入金	10,366	低所得者保険料軽減繰入金	10,366
1介護給付費準備基金繰入金	1	介護給付費準備基金繰入金	1
1前年度繰越金	6,000	前年度繰越金	6,000
1第1号被保険者延滞金	200	第1号被保険者延滞金	200
1第三者納付金	1	第三者納付金	1
1返納金	1	返納金	1
1雑入	33	雇用保険料個人負担金 その他雑入	23 10

3 歳 出

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総務費			172,685	188,969	△ 16,284	500		172,162	23
1総務管理費			114,434	128,893	△ 14,459	500		113,924	10
1一般管理費			114,434	128,893	△ 14,459	500		113,924	10
2徴収費			4,188	4,275	△ 87			4,188	
1賦課徴収費			4,188	4,275	△ 87			4,188	
3介護認定審査会費			51,136	52,080	△ 944			51,123	13

01-01-01 一般管理費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
	金 額		
2 給 料	44,356	1 職員人件費	93,340
3 職員手当等	32,234	【総務部 総務課】	
4 共済費	17,313	・一般職給料（13人）	44,356
7 賃 金	3,476	・扶養手当	672
11 需用費	4,674	・管理職手当	286
12 役務費	3,010	・住居手当	576
13 委託料	8,889	・通勤手当	516
14 使用料及び賃借料	274	・時間外勤務手当	2,525
19 負担金補助及び交付金	186	・管理職員特別勤務手当	21
27 公課費	22	・期末手当	10,348
		・勤勉手当	7,164
		・児童手当	900
		・退職手当負担金	9,226
		・共済費	16,680
		・地方公務員災害補償基金負担金	70
		2 一般管理費	21,094
		【健康福祉部 長寿福祉課】	
		・社会保険料	563
		・臨時職員賃金	3,476
		・消耗品費	380
		・印刷製本費	3,882
		・修繕料	181
		・燃料費	231
		・通信運搬費	2,850
		・手数料	35
		・自動車保険料	125
		・介護保険システム改修業務委託料	8,500
		・介護事業所台帳システム保守業務委託料	389
		・自動車借上料	248
		・介護報酬・運営基準検索システム使用料	26
		・第三者行為求償事務受益者負担金	186
		・自動車重量税	22
11 需用費	1,312	1 賦課経費	2,769
12 役務費	2,418	【市民生活部 税務課】	
13 委託料	171	・消耗品費	57
19 負担金補助及び交付金	287	・印刷製本費	1,032
		・通信運搬費	1,680
		2 収納経費	1,419
		【市民生活部 収納課】	
		・消耗品費	4
		・印刷製本費	219
		・通信運搬費	527
		・手数料	211
		・収納業務電算作業委託料	171
		・嘱託徴収業務負担金	287

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
		1介護認定審査会共同事務費	11,716	11,757	△ 41			11,716		
		2認定調査等費	39,420	40,323	△ 903			39,407	13	
	4趣旨普及費		5	5	0			5		
		趣旨普及費		5	5	0			5	
	5運営協議会費		251	416	△ 165			251		
		1運営協議会費		251	416	△ 165			251	
	6介護人材確保育成事業費		2,671	3,300	△ 629			2,671		
		1介護人材確保育成事業費		2,671	3,300	△ 629			2,671	
	2保険給付費			7,974,517	8,282,294	△ 307,777	2,990,446		3,149,936	1,834,135
	1介護サービス等諸費		7,403,219	7,646,090	△ 242,871	2,776,207		2,924,272	1,702,740	
		1居宅介護サービス給付費		2,328,960	2,830,572	△ 501,612	873,359		919,939	535,662
		2特例居宅介護サービス給付費		100	100	0	38		40	22
3地域密着型介護サービス給付費			1,588,424	1,431,003	157,421	595,659		627,427	365,338	

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1 報 酬	10,920	1 介護認定審査会共同事務費 【健康福祉部 長寿福祉課】	11,716
11 需用費	380	・介護認定審査会委員報酬	10,920
12 役務費	416	・消耗品費 ・通信運搬費	380 416
1 報 酬	13,704	1 認定調査等費 【健康福祉部 長寿福祉課】	39,420
4 共済費	671	・嘱託職員報酬	13,704
9 旅 費	443	・社会保険料	671
12 役務費	19,245	・調査員旅費 ・手数料	443 19,245
13 委託料	5,357	・認定調査委託料	5,357
11 需用費	5	1 趣旨普及費 【健康福祉部 長寿福祉課】	5
		・消耗品費	5
1 報 酬	225	1 運営協議会費 【健康福祉部 長寿福祉課】	251
11 需用費	4	・運営協議会委員報酬	225
12 役務費	22	・消耗品費 ・通信運搬費	4 22
8 報償費	81	1 介護人材確保育成事業費 【健康福祉部 長寿福祉課】	2,575
11 需用費	15	・介護職員研修費助成金	2,575
19 負担金補助及び交付金	2,575	2 介護職員表彰事業 【健康福祉部 長寿福祉課】	96
		・表彰記念品	81
		・消耗品費	12
		・印刷製本費	3
19 負担金補助及び交付金	2,328,960	1 居宅介護サービス給付費 【健康福祉部 長寿福祉課】	2,328,960
		・居宅介護サービス給付費	2,328,960
19 負担金補助及び交付金	100	1 特例居宅介護サービス給付費 【健康福祉部 長寿福祉課】	100
		・特例居宅介護サービス給付費	100
19 負担金補助及び交付金	1,588,424	1 地域密着型介護サービス給付費 【健康福祉部 長寿福祉課】	1,588,424
		・地域密着型介護サービス給付費	1,588,424

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		4特例地域密着型介護サービス給付費	100	100	0	38		40	22
		5施設介護サービス給付費	3,176,847	3,007,222	169,625	1,191,317		1,254,855	730,675
		6特例施設介護サービス給付費	100	100	0	38		40	22
		7居宅介護福祉用具購入費	5,823	5,922	△ 99	2,184		2,300	1,339
		8居宅介護住宅改修費	18,923	18,654	269	7,096		7,474	4,353
		9居宅介護サービス計画給付費	283,842	352,317	△ 68,475	106,440		112,117	65,285
		10特例居宅介護サービス計画給付費	100	100	0	38		40	22
	2	介護予防サービス等諸費	139,930	188,741	△ 48,811	52,475		55,273	32,182
		1介護予防サービス給付費	70,812	138,286	△ 67,474	26,555		27,971	16,286
		2特例介護予防サービス給付費	100	100	0	38		40	22
		3地域密着型介護予防サービス給付費	34,840	20,186	14,654	13,065		13,762	8,013
		4特例地域密着型介護予防サービス給付費	50	50	0	19		20	11
		5介護予防福祉用具購入費	1,738	2,168	△ 430	652		686	400
		6介護予防住宅改修費	7,722	10,225	△ 2,503	2,895		3,050	1,777

02-01-04 特例地域密着型介護サービス給付費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	100	1 特例地域密着型介護サービス給付費 100 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例地域密着型介護サービス給付費 100
19	負担金補助及び交付金	3,176,847	1 施設介護サービス給付費 3,176,847 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 施設介護サービス給付費 3,176,847
19	負担金補助及び交付金	100	1 特例施設介護サービス給付費 100 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例施設介護サービス給付費 100
19	負担金補助及び交付金	5,823	1 居宅介護福祉用具購入費 5,823 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 居宅介護福祉用具購入費 5,823
19	負担金補助及び交付金	18,923	1 居宅介護住宅改修費 18,923 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 居宅介護住宅改修費 18,923
19	負担金補助及び交付金	283,842	1 居宅介護サービス計画給付費 283,842 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 居宅介護サービス計画給付費 283,842
19	負担金補助及び交付金	100	1 特例居宅介護サービス計画給付費 100 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例居宅介護サービス計画給付費 100
19	負担金補助及び交付金	70,812	1 介護予防サービス給付費 70,812 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 介護予防サービス給付費 70,812
19	負担金補助及び交付金	100	1 特例介護予防サービス給付費 100 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例介護予防サービス給付費 100
19	負担金補助及び交付金	34,840	1 地域密着型介護予防サービス給付費 34,840 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 地域密着型介護予防サービス給付費 34,840
19	負担金補助及び交付金	50	1 特例地域密着型介護予防サービス給付費 50 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例地域密着型介護予防サービス給付費 50
19	負担金補助及び交付金	1,738	1 介護予防福祉用具購入費 1,738 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 介護予防福祉用具購入費 1,738
19	負担金補助及び交付金	7,722	1 介護予防住宅改修費 7,722 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 介護予防住宅改修費 7,722

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		7介護予防サ ービス計画 給付費	24,658	17,716	6,942	9,247		9,740	5,671
		8特例介護予 防サービス 計画給付費	10	10	0	4		4	2
		3その他諸費	4,090	3,864	226	1,534		1,615	941
		審査支払手 数料	4,090	3,864	226	1,534		1,615	941
		4高額介護サ ービス等費	141,931	140,257	1,674	53,224		56,063	32,644
		1高額介護サ ービス費	141,921	140,247	1,674	53,220		56,059	32,642
		2高額介護予 防サービス 費	10	10	0	4		4	2
		5高額医療合算 介護サービス 等費	15,476	16,507	△ 1,031	5,803		6,113	3,560
		1高額医療合 算介護サー ビス費	15,466	16,497	△ 1,031	5,799		6,109	3,558
		2高額医療合 算介護予防 サービス費	10	10	0	4		4	2
		6特定入所者介 護サービス等 費	269,871	286,835	△ 16,964	101,203		106,600	62,068
		1特定入所者 介護サービ ス費	269,585	286,488	△ 16,903	101,094		106,486	62,005
		2特例特定入 所者介護サ ービス費	100	100	0	38		40	22
		3特定入所者 介護予防サ ービス費	176	237	△ 61	66		70	40
		4特例特定入 所者介護予 防サービス 費	10	10	0	5		4	1

(単位：千円)

節		説	明	
区	分			金
19	負担金補助及び交付金	24,658	1 介護予防サービス計画給付費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 介護予防サービス計画給付費	24,658 24,658
19	負担金補助及び交付金	10	1 特例介護予防サービス計画給付費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例介護予防サービス計画給付費	10 10
12	役務費	4,090	1 審査支払手数料 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 手数料	4,090 4,090
19	負担金補助及び交付金	141,921	1 高額介護サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 高額介護サービス費	141,921 141,921
19	負担金補助及び交付金	10	1 高額介護予防サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 高額介護予防サービス費	10 10
19	負担金補助及び交付金	15,466	1 高額医療合算介護サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 高額医療合算介護サービス費	15,466 15,466
19	負担金補助及び交付金	10	1 高額医療合算介護予防サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 高額医療合算介護予防サービス費	10 10
19	負担金補助及び交付金	269,585	1 特定入所者介護サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特定入所者介護サービス費	269,585 269,585
19	負担金補助及び交付金	100	1 特例特定入所者介護サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例特定入所者介護サービス費	100 100
19	負担金補助及び交付金	176	1 特定入所者介護予防サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特定入所者介護予防サービス費	176 176
19	負担金補助及び交付金	10	1 特例特定入所者介護予防サービス費 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 特例特定入所者介護予防サービス費	10 10

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3財政安定化基金 拠出金			1	1	0				1
財政安定化基金拠出金			1	1	0				1
財政安定化基金拠出金			1	1	0				1
4地域支援事業費			335,916	283,343	52,573	162,215		91,854	81,847
1介護予防・生活支援サービス事業費			129,216	84,223	44,993	46,867		49,364	32,985
1介護予防・生活支援サービス事業費			116,256	71,319	44,937	42,168		44,415	29,673
2介護予防ケアマネジメント事業費			12,960	12,904	56	4,699		4,949	3,312
2一般介護予防事業費			11,238	13,684	△ 2,446	4,131		4,349	2,758
1一般介護予防事業費			11,238	13,684	△ 2,446	4,131		4,349	2,758
3包括的支援事業・任意事業費			195,092	185,091	10,001	111,078		37,997	46,017
包括的支援事業費			154,717	148,816	5,901	87,458		30,132	37,127

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	1	1 財政安定化基金拠出金 1 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 財政安定化基金拠出金 1
8 報償費	262	1 介護予防・生活支援サービス事業費 116,256 【健康福祉部 長寿福祉課】
13 委託料	13,602	・ 報償金 162 ・ 研修会講師謝金 100
19 負担金補助及び交付金	102,392	・ 訪問型サービス事業委託料 1,594 ・ 通所型サービス事業委託料 12,008 ・ 介護予防・生活支援サービス事業補助金 1,392 ・ 介護予防・生活支援サービス事業給付費 100,800 ・ 高額介護予防サービス費等相当事業支給費 200
19 負担金補助及び交付金	12,960	1 介護予防ケアマネジメント事業費 12,960 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 介護予防ケアマネジメント事業給付費 12,960
8 報償費	1,266	1 介護予防把握事業費 675 【健康福祉部 長寿福祉課】
11 需用費	183	・ 報償金 675
13 委託料	9,789	2 介護予防普及啓発事業費 444 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 消耗品費 50 ・ 印刷製本費 93 ・ 介護予防普及啓発事業委託料 301 3 地域介護予防活動支援事業費 10,119 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・ 報償金 591 ・ 消耗品費 40 ・ 地域介護予防活動支援事業委託料 9,488
8 報償費	1,911	1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 104,000 【健康福祉部 長寿福祉課】
11 需用費	104	・ 地域包括支援センター業務委託料 104,000
12 役務費	106	2 地域ケア推進会議事業費 1,949 【健康福祉部 長寿福祉課】
13 委託料	152,531	・ 地域ケア推進会議謝金 930 ・ 消耗品費 10

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2任意事業費	40,375	36,275	4,100	23,620		7,865	8,890
		4その他諸費	370	345	25	139		144	87
		審査支払手数料	370	345	25	139		144	87
	5基金積立金		30	15	15			30	
	基金積立金		30	15	15			30	
	介護給付費準備基金積立金		30	15	15			30	
	6諸支出金		1,425	1,125	300			22	1,403
	償還金及び還付加算金		1,425	1,125	300			22	1,403
	第 1 号被保険者保険料還付金		1,400	1,100	300				1,400
	2過年度支出金		3	3	0				3

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃借料	65	・通信運搬費 69 ・地域ケア推進研修委託料 940 3 認知症総合支援事業費 8,116 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・認知症初期集中支援会議謝金 981 ・消耗品費 15 ・印刷製本費 50 ・通信運搬費 5 ・認知症総合支援事業委託料 7,000 ・認知症高齢者等見守りメール配信システム使用料 65 4 在宅医療・介護連携推進事業費 16,961 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・在宅医療・介護連携推進事業委託料 16,961 5 生活支援体制整備事業費 23,691 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・消耗品費 29 ・通信運搬費 32 ・介護予防・日常生活支援体制整備事業委託料 23,630
8 報償費	140	1 任意事業費 40,375 【健康福祉部 長寿福祉課】
11 需用費	247	・報償金 140 ・消耗品費 100
12 役務費	724	・印刷製本費 147 ・通信運搬費 430
19 負担金補助及び交付金	3,864	・手数料 294 ・成年後見人助成金 3,864 ・家族介護用品支給費 35,400
20 扶助費	35,400	
12 役務費	370	1 審査支払手数料 370 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・審査支払手数料 370
25 積立金	30	1 介護給付費準備基金積立金 30 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・介護給付費準備基金利子積立金 30
23 償還金利子及び割引料	1,400	1 第1号被保険者保険料還付金 1,400 【市民生活部 収納課】 ・第1号被保険者保険料還付金 1,400
23 償還金利子及び割引料	3	1 国庫支出金等返還金 3 【健康福祉部 長寿福祉課】 ・国庫支出金返還金 1 ・支払基金交付金返還金 1 ・県支出金返還金 1

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		第 1 号被保 険者保険料 還付加算金	22	22	0			22	
予備費			10,000	10,000	0				10,000
		1予備費	10,000	10,000	0				10,000
		1予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計			8,494,574	8,765,747	△ 271,173	3,153,161		3,414,004	1,927,409

(単位：千円)

[illegible]

○介護保険事業特別会計

歳入

(単位:千円、%)

年 度 款	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 保 険 料	1,878,124	21.4	1,910,798	22.5	32,674	1.7
2 分 担 金 及 び 負 担 金	1,593	0.0	1,566	0.0	△ 27	△ 1.7
3 使 用 料 及 び 手 数 料	150	0.0	180	0.0	30	20.0
4 国 庫 支 出 金	1,996,633	22.8	1,924,053	22.6	△ 72,580	△ 3.6
5 支 払 基 金 交 付 金	2,346,565	26.8	2,189,932	25.8	△ 156,633	△ 6.7
6 県 支 出 金	1,256,187	14.3	1,229,115	14.5	△ 27,072	△ 2.2
7 財 産 収 入	15	0.0	30	0.0	15	100.0
8 繰 入 金	1,280,197	14.6	1,232,665	14.5	△ 47,532	△ 3.7
9 繰 越 金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
10 諸 収 入	283	0.0	235	0.0	△ 48	△ 17.0
歳 入 合 計	8,765,747	100.0	8,494,574	100.0	△ 271,173	△ 3.1

歳入全体としては、第1号被保険者の増加により保険料が増加するものの、第7期介護保険事業計画策定に伴う事業費の見直しにより介護給付費が減少するため、平成29年度と比較して3.1%(2億7,117万3千円)の減となっています。

主な款別の増減内容は以下のとおりです。

◆保険料

第1号被保険者数の増加により、1.7%(3,267万4千円)の増となっています。

◆国庫支出金

国庫負担金については、介護給付費の減少により6,751万7千円の減、国庫補助金については、地域支援事業交付金が増加するものの、介護給付費の減少により調整交付金が減少するため、506万3千円の減となり、全体で3.6%(7,258万円)の減となっています。

◆支払基金交付金

介護給付費の減少及び第2号被保険者の負担率の減少により6.7%(1億5,663万3千円)の減となっています。

◆県支出金

県負担金については、介護給付費の減少により3,251万2千円の減、県補助金については、地域支援事業費の増加による544万円の増により、全体で2.2%(2,707万2千円)の減となっています。

◆繰入金

地域支援事業費が増加するものの、介護給付費及び事務費の減少により、全体で3.7%(4,753万2千円)の減となっています。

歳 出

(単位:千円、%)

年 度 款	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 総 務 費	188,969	2.2	172,685	2.0	△ 16,284	△ 8.6
2 保 険 給 付 費	8,282,294	94.5	7,974,517	93.9	△ 307,777	△ 3.7
3 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 地 域 支 援 事 業 費	283,343	3.2	335,916	4.0	52,573	18.6
5 基 金 積 立 金	15	0.0	30	0.0	15	100.0
6 諸 支 出 金	1,125	0.0	1,425	0.0	300	26.7
7 予 備 費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	8,765,747	100.0	8,494,574	100.0	△ 271,173	△ 3.1

歳出全体としては、地域支援事業費が増加するものの、総務費及び保険給付費の減少により、平成29年度と比較して3.1%(2億7,117万3千円)の減となっています。
主な款別の増減内容は以下のとおりです。

◆総務費

総務管理費については、制度改正に対応するための介護保険システムの改修費が減少したため、1,445万9千円の減、介護人材確保育成事業については、内容の見直しにより62万9千円の減となり、全体で8.6%(1,628万4千円)の減となっています。

◆保険給付費

第7期介護保険事業計画策定に伴う事業費の見直しによる介護給付費の減に加え、介護予防の訪問介護と通所介護が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、全体で3.7%(3億777万7千円)の減となっています。

◆地域支援事業費

地域支援事業費については、保険給付費から介護予防の訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行したことに伴う、介護予防・日常生活支援サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費、審査支払手数料の増に加え、生活支援体制整備事業の充実及び認知症初期集中支援事業の開始により、全体で18.6%(5,257万3千円)の増となっています。

燕市介護保険事業特別会計当初予算(案)概要版

(単位:千円)

歳 入								歳 出											
款	項	目	平成29年度		平成30年度		比較		款	項	目	平成29年度		平成30年度		比較			
			予算額	構成比	予算額(案)	構成比	増減額	増減率				予算額	構成比	予算額(案)	構成比	増減額	増減率		
01		保険料	1,878,124	21.4	1,910,798	22.5	32,674	1.7	01		総務費	188,969	2.2	172,685	2.0	▲16,284	▲8.6		
		01 介護保険料	1,878,124	21.4	1,910,798	22.5	32,674	1.7			01 総務管理費	128,893	1.5	114,434	1.3	▲14,459	▲11.2		
		01 第1号被保険者保険料	1,878,124	21.4	1,910,798	22.5	32,674	1.7			01 一般管理費	128,893	1.5	114,434	1.3	▲14,459	▲11.2		
02		分担金及び負担金	1,593	0.0	1,566	0.0	▲27	▲1.7	02		徴収費	4,275	0.0	4,188	0.0	▲87	▲2.0		
		01 負担金	1,593	0.0	1,566	0.0	▲27	▲1.7			01 賦課徴収費	4,275	0.0	4,188	0.0	▲87	▲2.0		
		01 認定審査会共同設置負担金	1,593	0.0	1,566	0.0	▲27	▲1.7			03 介護認定審査会費	52,080	0.6	51,136	0.6	▲944	▲1.8		
03		使用料及び手数料	150	0.0	180	0.0	30	20.0			01 介護認定審査会共同事務費	11,757	0.1	11,716	0.1	▲41	▲0.3		
		01 手数料	150	0.0	180	0.0	30	20.0			02 認定調査等費	40,323	0.5	39,420	0.5	▲903	▲2.2		
		01 督促手数料	150	0.0	180	0.0	30	20.0			04 趣旨普及費	5	0.0	5	0.0	0	0.0		
04		国庫支出金	1,996,633	22.8	1,924,053	22.7	▲72,580	▲3.6			01 趣旨普及費	5	0.0	5	0.0	0	0.0		
		01 国庫負担金	1,484,187	16.9	1,416,670	16.7	▲67,517	▲4.5			05 運営協議会費	416	0.0	251	0.0	▲165	▲39.7		
		01 介護給付費負担金	1,484,187	16.9	1,416,670	16.7	▲67,517	▲4.5			01 運営協議会費	416	0.0	251	0.0	▲165	▲39.7		
		02 国庫補助金	512,446	5.8	507,383	6.0	▲5,063	▲1.0			06 介護人材確保育成事業費	3,300	0.0	2,671	0.0	▲629	▲19.1		
		01 調整交付金	414,116	4.7	398,729	4.7	▲15,387	▲3.7			01 介護人材確保育成事業費	3,300	0.0	2,671	0.0	▲629	▲19.1		
		02 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	24,184	0.3	34,090	0.4	9,906	41.0			02		保険給付費	8,282,294	94.5	7,974,517	93.9	▲307,777	▲3.7
		03 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	72,146	0.8	74,064	0.9	1,918	2.7					01 介護サービス等諸費	7,646,090	87.2	7,403,219	87.2	▲242,871	▲3.2
04 介護保険災害臨時特例補助金	2,000	0.0	500	0.0	▲1,500	▲75.0	01 居宅介護サービス給付費	2,830,572	32.3	2,328,960			27.4	▲501,612	▲17.7				
05		支払基金交付金	2,346,565	26.8	2,189,932	25.8	▲156,633	▲6.7			02 特例居宅介護サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0		
		01 支払基金交付金	2,346,565	26.8	2,189,932	25.8	▲156,633	▲6.7			03 地域密着型介護サービス給付費	1,431,003	16.3	1,588,424	18.7	157,421	11.0		
		01 介護給付費交付金	2,319,043	26.5	2,153,122	25.3	▲165,921	▲7.2			04 特例地域密着型介護サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0		
06		02 地域支援事業支援交付金	27,522	0.3	36,810	0.4	9,288	33.7			05 施設介護サービス給付費	3,007,222	34.3	3,176,847	37.4	169,625	5.6		
		01 介護給付費準備基金交付金	27,522	0.3	36,810	0.4	9,288	33.7			06 特例施設介護サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0		
		02 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	27,522	0.3	36,810	0.4	9,288	33.7			07 居宅介護福祉用具購入費	5,922	0.1	5,823	0.1	▲99	▲1.7		
07		財産収入	15	0.0	30	0.0	15	100.0			08 居宅介護住宅改修費	18,654	0.2	18,923	0.2	269	1.4		
		01 財産運用収入	15	0.0	30	0.0	15	100.0			09 居宅介護サービス計画給付費	352,317	4.0	283,842	3.3	▲68,475	▲19.4		
		01 利子及び配当金	15	0.0	30	0.0	15	100.0			10 特例居宅介護サービス計画給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0		
08		繰入金	1,280,197	14.6	1,232,665	14.5	▲47,532	▲3.7			02 介護予防サービス等諸費	188,741	2.2	139,930	1.6	▲48,811	▲25.9		
		01 一般会計繰入金	1,280,196	14.6	1,232,664	14.5	▲47,532	▲3.7			01 介護予防サービス給付費	138,286	1.6	70,812	0.8	▲67,474	▲48.8		
		01 介護給付費繰入金	1,035,289	11.8	996,815	11.7	▲38,474	▲3.7			02 特例介護予防サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0		
		02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	12,283	0.1	17,048	0.2	4,765	38.8			03 地域密着型介護予防サービス給付費	20,186	0.2	34,840	0.4	14,654	72.6		
		03 地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業)	36,340	0.4	37,997	0.4	1,657	4.6			04 特例地域密着型介護予防サービス給付費	50	0.0	50	0.0	0	0.0		
		04 職員給与費繰入金	83,734	1.0	85,133	1.0	1,399	1.7			05 介護予防福祉用具購入費	2,168	0.0	1,738	0.0	▲430	▲19.8		
		05 事務費繰入金	83,214	0.9	66,948	0.8	▲16,266	▲19.5			06 介護予防住宅改修費	10,225	0.1	7,722	0.1	▲2,503	▲24.5		
		06 介護認定審査会共同事務費繰入金	18,269	0.2	18,357	0.2	88	0.5			07 介護予防サービス計画給付費	17,716	0.2	24,658	0.3	6,942	39.2		
09		繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0			08 特例介護予防サービス計画給付費	10	0.0	10	0.0	0	0.0		
		01 繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0			03 その他諸費	3,864	0.0	4,090	0.0	226	5.8		
		01 繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0			01 審査支払手数料	3,864	0.0	4,090	0.0	226	5.8		
10		諸収入	283	0.0	235	0.0	▲48	▲17.0			04 高額介護サービス等費	140,257	1.6	141,931	1.7	1,674	1.2		
		01 延滞金加算金及び過料	200	0.0	200	0.0	0	0.0			01 高額介護サービス費	140,247	1.6	141,921	1.7	1,674	1.2		
		01 第1号被保険者延滞金	200	0.0	200	0.0	0	0.0			02 高額介護予防サービス費	10	0.0	10	0.0	0	0.0		
		02 雑入	83	0.0	35	0.0	▲48	▲57.8			05 高額医療合算介護サービス等費	16,507	0.2	15,476	0.2	▲1,031	▲6.2		
		01 第三者納付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0			01 高額医療合算介護サービス費	16,497	0.2	15,466	0.2	▲1,031	▲6.2		
		02 返納金	1	0.0	1	0.0	0	0.0			02 高額医療合算介護予防サービス費	10	0.0	10	0.0	0	0.0		
		03 雑入	81	0.0	33	0.0	▲48	▲59.3			06 特定入所者介護サービス等費	286,835	3.3	269,871	3.2	▲16,964	▲5.9		
【歳入合計】			8,765,747	100.0	8,494,574	100.1	▲271,173	▲3.1			01 特定入所者介護サービス費	286,488	3.3	269,585	3.2	▲16,903	▲5.9		
								02 特例特定入所者介護サービス費			100	0.0	100	0.0	0	0.0			
								03 特定入所者介護予防サービス費			237	0.0	176	0.0	▲61	▲25.7			
								04 特例特定入所者介護予防サービス費			10	0.0	10	0.0	0	0.0			
								03 財政安定化基金拠出金			1	0.0	1	0.0	0	0.0			
								01 財政安定化基金拠出金			1	0.0	1	0.0	0	0.0			
								01 財政安定化基金拠出金			1	0.0	1	0.0	0	0.0			
								04 地域支援事業費			283,343	3.2	335,916	4.0	52,573	18.6			
								01 介護予防・生活支援サービス事業費			84,223	1.0	129,216	1.5	44,993	53.4			
								01 介護予防・生活支援サービス事業費			71,319	0.8	116,256	1.4	44,937	63.0			
								02 介護予防ケアマネジメント事業費			12,904	0.1	12,960	0.2	56	0.4			
								02 一般介護予防事業費			13,684	0.2	11,238	0.1	▲2,446	▲17.9			
								01 一般介護予防事業費			13,684	0.2	11,238	0.1	▲2,446	▲17.9			
								03 包括的支援事業・任意事業費			185,091	2.1	195,092	2.3	10,001	5.4			
								01 包括的支援事業費			148,816	1.7	154,717	1.8	5,901	4.0			
								02 任意事業費			36,275	0.4	40,375	0.5	4,100	11.3			
								04 その他諸費			345	0.0	370	0.0	25	7.2			
								01 審査支払手数料			345	0.0	370	0.0	25	7.2			
								05 基金積立金			15	0.0	30	0.0	15	100.0			
								01 基金積立金			15	0.0	30	0.0	15	100.0			
								01 介護給付費準備基金利子積立金			15	0.0	30	0.0	15	100.0			
								06 諸支出金			1,125	0.0	1,425	0.0	300	26.7			
								01 償還金及び還付加算金			1,125	0.0	1,425	0.0	300	26.7			
								01 第1号被保険者保険料還付金			1,100	0.0	1,400	0.0	300	27.3			
								02 過年度支出金	3	0.0	3	0.0	0	0.0					
								03 第1号被保険者保険料還付加算金	22	0.0	22	0.0	0	0.0					
								07 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0					
								01 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0					
								01 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0					
								【歳出合計】	8,765,747	100.0	8,494,574	100.0	▲271,173	▲3.1					

平成30年度
燕市介護保険事業特別会計
新規事業等補足説明資料

所管課	健康福祉部 長寿福祉課	予算書ページ	
-----	-------------	--------	--

予算科目	1-6-1-1 介護人材確保育成事業(介護職員研修費等助成事業) (介護保険特会)					
総合計画	戦略	1. 定住人口増戦略	基本方針	(3) 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実		
	施策	② 地域で支える高齢者福祉				
事業期間	平成 30 ~ 32 年度	3 年間	新・継・拡	拡	継続費・債務負担	

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(3,300)	(0)	(0)	(0)	(3,300)	(0)
	2,575	0	0	0	2,575	0

主要な施策(事務事業)の概要

1. 事業の背景・目的

全国的にも介護職員の人材不足が大きな問題となっている中、燕市内の介護事業所においても介護職員の確保と定着が喫緊の課題となっています。

新設した特別養護老人ホーム等の人材育成に対する支援に加え、今後の新たな介護保険の制度改正に向け、高齢者福祉サービスのさらなる充実のため、市内事業所に勤務する介護職員が、介護サービスを提供するうえで必要な研修受講費や資格の取得経費の一部を事業所と一体となって助成し、介護職員及び事業所の負担軽減とキャリアアップを通じたやりがいがある良好な職場環境を実現することで、市内介護職員の離職予防、定着促進及び資質の向上を図ります。

2. 事業の内容

介護事業所が負担する、介護職員初任者研修(ヘルパー2級)、介護職員実務者研修(ヘルパー1級)、喀痰吸引等研修(※)の研修受講費用及び介護福祉士の資格取得に要する費用に対し、市が一定割合で助成します。

また介護職員初任者・実務者研修については、新潟県の補助制度との併用を可能とし、事業所負担のさらなる軽減を図ります。

【助成制度の概要】

対象者	介護職員初任者研修・実務者研修、喀痰吸引等研修の受講者又は介護福祉士試験の受験(合格)者を雇用している燕市内に住所を有する介護事業所
対象研修・資格	① 介護職員初任者研修(ヘルパー2級) 研修費用12万円程度
	② 介護職員実務者研修(ヘルパー1級) 研修費用10万円程度
	③ 介護職員喀痰吸引等研修 研修費用7.5万円程度
	④ 介護福祉士資格取得 登録免許税・手数料12,320円
補助割合等	① 研修費用の 1/2 補助限度額 7万円
	② 研修費用の 1/2 補助限度額 8万円
	③ 研修費用の 1/2 補助限度額 4万円
	④ 登録費用の 10/10 補助限度額 1万円
特記事項	・介護事業所は研修終了後又は資格取得後、職員等の処遇を改善する必要がある。 ・代替となる職員を配置した場合を除き、3年以内の離職、市外への転属については、特別の事情がない限り、補助金の返還対象とする。 ・建設予定の介護事業所に勤務予定の職員についても補助対象とする。

※喀痰吸引等研修

「たんの吸引」と「経管栄養」を行える介護職員等を養成するための研修。研修を修了し、都道府県の認定を受けることで、医師の指示に基づき、「たんの吸引」「経管栄養」が実施できるようになる。

1-6-1-1(介護保険特会) 介護人材確保育成事業(介護職員研修費等助成事業)(続き)

3. 事業費

・介護職員研修費助成事業補助金	2,575 千円	
【内訳】 介護職員初任者研修	475 千円	(受講者10名)
介護職員実務者研修	925 千円	(受講者35名)
喀痰吸引等研修	1,125 千円	(受講者30名)
介護福祉士資格登録	50 千円	(登録者 5名)

4. 特定財源

・一般会計繰入金	2,575 千円
----------	----------

所管課	健康福祉部 長寿福祉課	予算書ページ	
-----	-------------	--------	--

予算科目	1-6-1-2 (介護保険特会) 介護職員表彰事業					
総合計画	戦略	1. 定住人口増戦略	基本方針	(3) 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実		
	施策	② 地域で支える高齢者福祉				
事業期間	平成 30 ~ 32 年度	3 年間	新・継・拡	新規	継続費・債務負担	

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	96	0	0	0	96	0

主要な施策(事務事業)の概要

1. 事業の背景・目的

高齢化に伴い、介護人材の確保・定着が重要な課題になっている中、離職率の高さなど介護職員を取り巻く環境は厳しいものがあります。介護の仕事は厳しい反面、やりがいや魅力もあることを、市民の方にもわかっていただき、自信と意欲を持って働き続けていけるよう、若手職員を対象とした表彰を行います。

燕市内の介護サービス事業所において、介護関係業務に精励した者を表彰し、加えて介護職員のイメージアップを図り、介護関係業務に携わる者の定着を図ります。

2. 事業の内容

燕市には「介護保険サービス事業者連絡協議会」があり、サービスの質の向上と供給体制の確保を目指すことによって介護保険の円滑な推進に寄与することを目的として活動してきた。今後市長を名誉会長とし名誉会長から表彰していただきます。

日時	展示は11月11日介護の日含む前後1週間程度とし、認知症カフェと共同開催時表彰式を行う。	
会場	つばめホール	
事業概要	(1)「表彰部門」 サービス従事者 10年勤続表彰	・市内の介護サービス事業所に継続して勤務する介護職員等に社会貢献の志に感謝し、職員が自信と意欲をもって働き続けていただけるよう、10年勤続職員を対象とした表彰を行います。 ・対象者は表彰が行われる年の4月1日時点で燕市内の介護サービス事業所において、常勤従事者として介護サービス利用者に直接携わる介護関係業務に通算10年以上従事し、4月1日現在、市民に対して、その業務をおこなっている者で、事業所から推薦のあった者とします。
	(2)「イメージアップ部門」 職場の魅力発信写真に メッセージを添えたもの の展示	・3K(きつい・汚い・危険)職場のイメージを払しょくするよう、介護のやりがいや笑顔など各職場から写真を撮り職場自慢等を添えて提出していただき、つばめホールに展示します。
	(3)「感謝部門」 感謝の気持ち・応援 メッセージの募集	・介護スタッフへの感謝の気持ちを広報で募集し、掲示及びパワーポイント等で上映します。

3. 事業費

・報償費(記念品代)	81千円
・消耗品費(写真用紙、模造紙)	12千円
・印刷製本費(賞状代)	3千円

4. 特定財源

・一般会計繰入金	96千円
----------	------

所管課	健康福祉部 長寿福祉課	予算書ページ	
-----	-------------	--------	--

予算科目	4-1-1-1 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)					
総合計画	戦略	2. 活動人口増戦略	基本方針	(2) 支え合い・助け合い活動の活発化		
	施策	① 支え合いの地域福祉				
事業期間	平成 29 ~ 31 年度	3 年間	新・継・拡	継続	継続費・債務負担	

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(2,009)	(502)	(251)	(0)	(812)	(444)
	2,986	746	373	0	1,178	689

主要な施策(事務事業)の概要	
1. 事業の背景・目的 平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、従来の全国一律の介護予防サービスに加え、地域住民が主体となった有償・無償のボランティア等による外出や交流での介護予防や家事等の生活支援といった新たなサービスの提供が可能となりました。新たなサービスの担い手となる元気な高齢者の介護予防・社会参加を推進し、地域住民や元気な高齢者で支える体制を構築し、あわせて担い手となる元気な高齢者自身の介護予防・社会参加を推進します。 2. 事業の内容 ・事業概要 有償・無償ボランティア等により提供される住民主体による支援(訪問型サービスB・通所型サービスB)を実施する団体に対し、補助金を交付して、立上げや運営を支援します。	
補 助 内 容	毎月の運営費及び団体立上げ時の会場の修繕等に対する経費に対して、一定の割合を補助します。
期 待 される 効 果	・訪問サービスBは、今までの介護保険サービスで実施できなかったサービス(見守り、ゴミ出し等)の提供も可能になるため、高齢者のニーズにより柔軟に対応でき、今まで以上にサービスの選択の幅が広がります。 ・通所型サービスBの取り組みは、地域の住民のネットワークの拠点となる可能性があり、そこから訪問による支援に発展するといった好循環が期待できます。また、地域の元気な高齢者に活躍する場を提供することにより、介護予防と社会参加を促進できます。
地域支え合い活動との関係	既存の地域支え合いとは、あえて一本化せずに併存したままで、多様な選択肢を利用者に提示し、地域支え合いの団体にサービスBを実施する意向があれば積極的に支援していきます。
3. 事業費 ・訪問型サービス委託料(訪問型サービスB) 1,594千円 ※訪問型サービスBは、サービス提供可能な既存の団体がいないため、平成29年度に引き続き平成30年度もシルバー人材センターへの委託により実施します。 ・介護予防・生活支援サービス事業補助金(訪問型・通所型サービスB) 1,392千円 4. 特定財源 ・【国】地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 746千円 ・【県】地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 373千円 ・【支払基金】地域支援事業支援交付金 805千円 ・一般会計繰入金 373千円	

4-1-1-1(介護保険特会) 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)(続き)

【補助金の内訳】

補助区分		補助対象事業		補助対象経費	補助割合	補助限度額	
基本補助	運営費補助	訪問型サービスB	自治会または隣接した自治会も含めたエリア	団体運営に掛かる消耗品、通信費、保険料、印刷製本等の運営に係る経費（飲食代は除く。）	10 — 10	1月につき	1,500円
			まちづくり協議会等のエリア（概ね小学校区）			1月につき	3,000円
			地域包括支援センターのエリア			1月につき	3,500円
			燕市全域のエリア			1月につき	4,000円
		通所型サービスB	週1回型			1月につき	3,000円
			常設型			1月につき	4,000円
						1年につき	18,000円
						1年につき	36,000円
						1年につき	42,000円
						1年につき	48,000円
加算補助	立上げ支援補助	訪問型サービスB		手すり、洋式トイレ、床補修等の会場の修繕、工事に係る経費	10 — 10	100,000円 新規立上げ時に1回のみ	
		通所型サービスB					
	備品購入補助	訪問型サービスB		エアコン、ヒーター、冷蔵庫、電話、FAX、PC、プリンター、その他必要な備品の購入に係る経費（消耗品費は除外する。）	8 — 10	100,000円	
		通所型サービスB					
	家賃補助	訪問型サービスB		家賃（土地・建物借上料）	5 — 10	1月につき	10,000円
		通所型サービスB	常設型			1年につき	120,000円
	会場使用料補助	訪問型サービスB		会場使用料	5 — 10	1月につき	6,000円
		通所型サービスB				1年につき	72,000円
	光熱水費補助	訪問型サービスB	受付が週1回以上	電気、ガス、水道、灯油等に係る経費	10 — 10	1月につき	1,000円
			受付が週3回以上			1月につき	2,000円
通所型サービスB		週1回型	1月につき			2,000円	
		常設型	1月につき			4,000円	
					1年につき	12,000円	
						1年につき	24,000円
						1年につき	24,000円
						1年につき	48,000円

所管課	健康福祉部 長寿福祉課	予算書ページ	
-----	-------------	--------	--

予算科目	4-3-1-5 介護予防・日常生活支援体制整備事業(生活支援体制整備事業) (介護保険特会)					
総合計画	戦略	1. 定住人口増戦略	基本方針	(3) 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実		
	施策	① 地域で支える高齢者福祉				
事業期間	平成 28 ~ 30 年度	3 年間	新・継・拡	拡充	継続費・債務負担	

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(18,702)	(7,293)	(3,646)	(0)	(3,646)	(4,117)
	23,630	9,097	4,548	0	4,548	5,437

主要な施策(事務事業)の概要	
1. 事業の背景・目的 高齢者の在宅生活を支えるため、「定期的な情報の共有・連携の強化の場(協議体)」を設置して、コーディネーターの配置等を通じて地域の高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現していきます。 2. 事業の内容 平成28年度に、第1層(市全域を担当する生活支援コーディネーター)を配置し、市全体の方向性やビジョン等の策定を行いました。 平成29年度は、日常生活圏域(第2層)に生活支援コーディネーターを配置し、その圏域のニーズの把握・現状と課題を整理し、意見交換等で地域住民に説明・目指す地域像の共有、意識の統一を図りました。 平成30年度は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議と各圏域支え合い活動推進会議(2層協議体)をしっかりと連携させ、地域の課題を検討し、具体的な解決策を実行に移していきます。生活支援コーディネーターは、地域包括ケアシステムの中で協議体や支え合い活動推進委員会、住民主体の活動がきちんと機能していくように活動していきます。 ●第2層協議体設置状況(実績) 平成29年度は、地域住民、関係者に研修会・意見交換会を実施し、各圏域支え合い活動推進会議(2層協議体)への理解をおおむね得ることができ、4つの日常生活圏域で、支え合い活動推進会議(2層協議体)が開始できる状況となり、平成30年1~2月に第1回目の各圏域支え合い活動推進会議(2層協議体)を開催しました。 ●地域支え合いCSWと兼務させることの利点 すでに支え合い活動推進委員会がある燕第一、西燕では、市(第1層)、生活圏域(第2層)、まち協圏域(支え合い推進委員会)の関係性やその必要性がCSWと兼務であると説明がしやすく、支え合い推進委員会の人たちにも同じ担当者が説明することで2層の協議体の必要性を理解していただきました。 燕第一や西燕をモデルとして活動を進めることで、まだ支え合い活動推進委員会が無い地域にも良い影響を与えたいと考えます。 ●効果 ・住民や関係者のネットワーク化が図られ、地域での活動に協力可能な新たな人材の発掘ができます。 ・コーディネーターが支え合い活動推進会議等を実施することにより、地域の様々な立場の人たちが高齢者への支援や地域の課題について解決策を検討することにより地域の支え合いの仕組みづくりが進みます。 ・地域の居場所、家事支援等の生活支援をする活動が地域ででき、それらの活動にかかわる高齢者の介護予防にもつながります。 ・居場所づくりや家事支援だけでなく、地域のニーズに即した新たなサービスの立ち上げの可能性もあります。 ・まだ、支え合い活動推進委員会がない地域においても支え合い活動推進会議(2層協議体)への理解を得て、良い影響を与えます。 ・協議体、生活支援コーディネーターは、地域の実態を理解し、活動の拡大に向けて必要な支援を地域の人と一緒に考え、次に組織化に向けて必要な資源のマッチングや財政的な支援の検討をし、地域づくりの意識の統一を図ります。 ※CSW:コミュニティー・ソーシャル・ワーカーの略、地域福祉コーディネーターともいいます。	

3. 事業費

介護予防・日常生活支援体制整備事業委託料 23,630千円

※社会福祉法人燕市社会福祉協議会に委託予定

【積算内訳】 第1層生活支援コーディネーター兼務(CSW1名人件費+事務費) 7,084千円

※第1層生活支援コーディネーター業務は専任

第2層生活支援コーディネーター兼務

(CSW4名人件費+サポート臨時1名)×0.6(兼務割合) 16,546千円

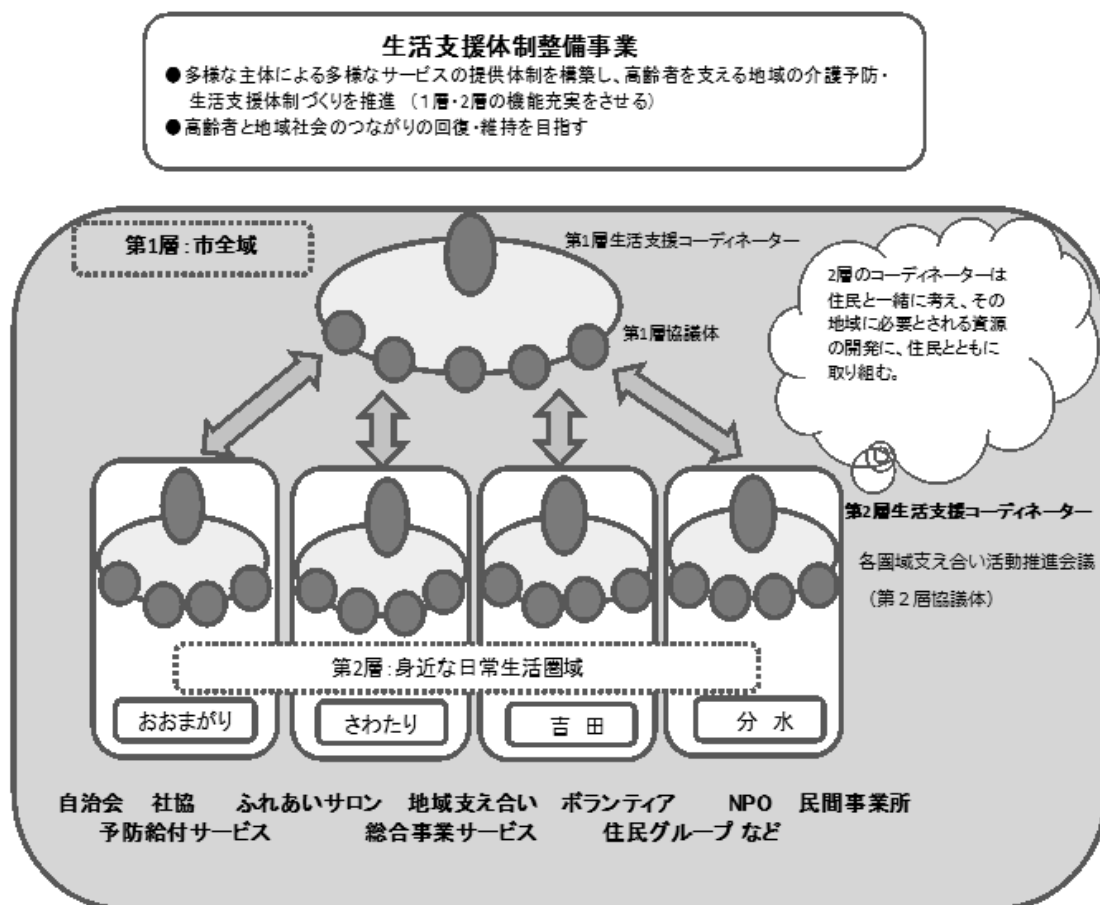
※第2層業務の人員費は社協CSWとの兼務

4. 特定財源

・【国】地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業) 9,097千円

・【県】地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業) 4,548千円

・一般会計繰入金 4,548千円



所管課	健康福祉部 長寿福祉課	予算書ページ	
-----	-------------	--------	--

予算科目	4-3-1-3 (介護保険特会) 認知症高齢者等見守り事業(認知症総合支援事業費)					
総合計画	戦略	1. 定住人口増戦略	基本方針	(3) 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実		
	施策	② 地域で支える高齢者福祉				
事業期間	平成 29 ~ 31 年度	3 年間	新・継・拡	継続	継続費・債務負担	

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(172)	(67)	(33)	(0)	(33)	(39)
	65	25	12	0	12	16

主要な施策(事務事業)の概要

1. 事業の背景・目的

認知症の高齢者などで行方不明になる人は、年々増加していますが、新潟県警察が行っているFAXIによる情報提供「はいかいシルバーSOSネットワーク」では、送信先数の制約から、情報を目にする人が少数に限られており、情報拡散に限界があります。そのため市と警察が連携して情報を発信することにより、市民と協力して行方不明者の早期発見等をサポートする見守り体制づくりを推進します。

2. 事業の内容

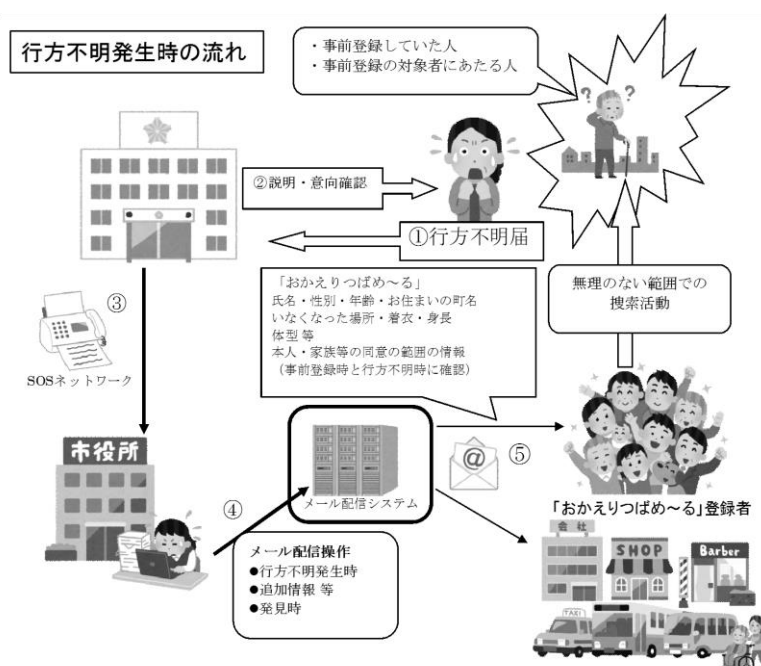
- 警察と連携した速やかなメール配信による情報の拡散及び靴用反射シールの配布により、市民等の協力を得て行方不明者の早期発見につなげます。
- 事前登録した協力団体等への加盟ステッカーの配布等により、協力者である市民の方々から認知症の方への意識を高めてもらい、地域での見守りに活用してもらいます。

3. 事業費

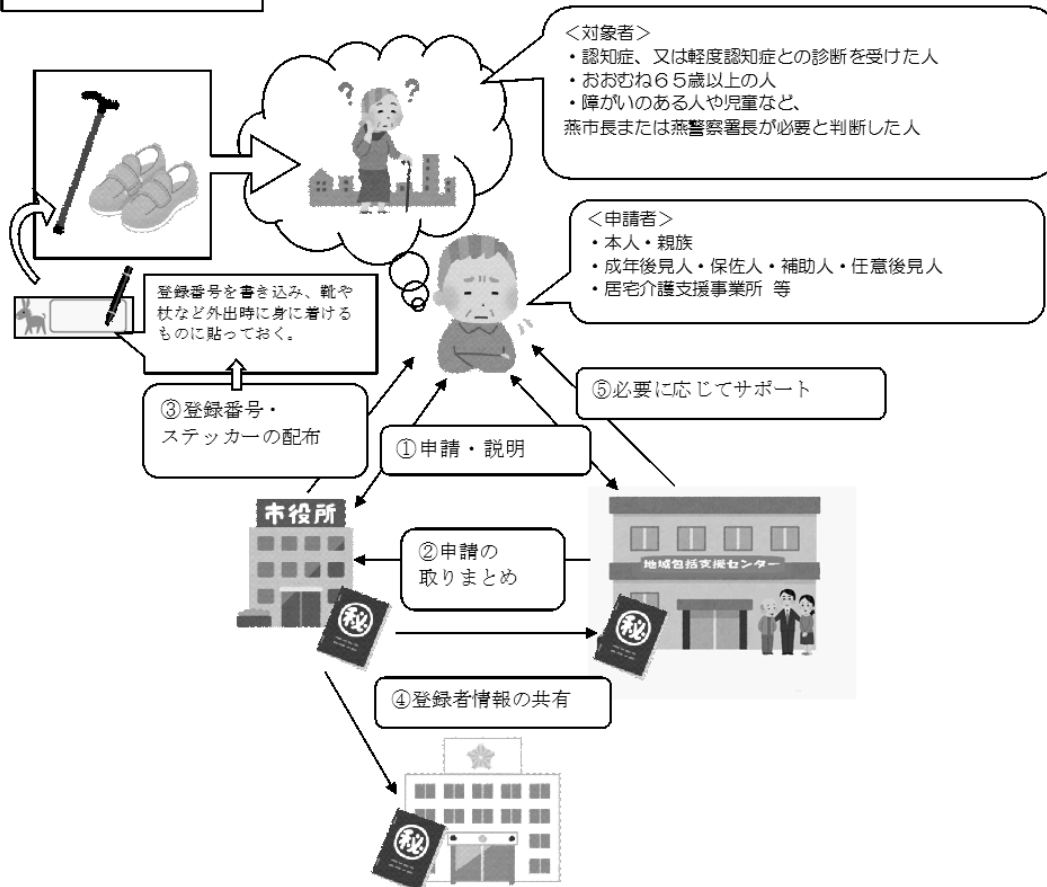
- ・認知症高齢者等見守りメール配信システム使用料 65千円

4. 特定財源

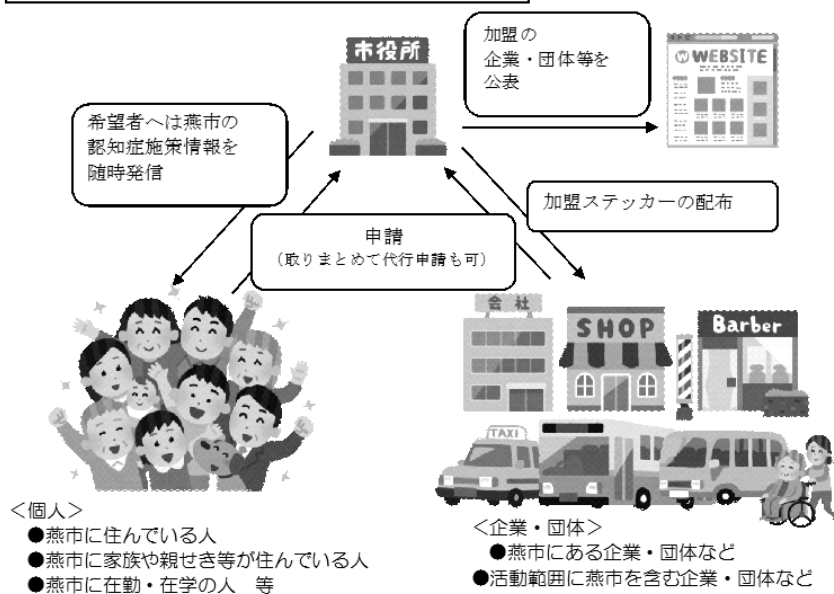
- ・【国】地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業) 25千円
- ・【県】地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業) 12千円
- ・一般会計繰入金 12千円



対象者の事前登録



協力加盟者(「おかえりつばめ〜」への登録)



加盟にあたっては、認知症サポーター養成講座を可能な限り受講してもらう
(過去に受講ありでも可)

所管課	健康福祉部 長寿福祉課	予算書ページ	
-----	-------------	--------	--

予算科目	4-3-1-3 (介護保険特会) 燕市認知症初期集中支援事業					
総合計画	戦略	1. 定住人口増戦略	基本方針	(3) 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実		
	施策	② 地域で支える高齢者福祉				
事業期間	平成 30 ~ 32 年度	3 年間	新・継・拡	新規	継続費・債務負担	

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1,051	404	202	0	202	243

主要な施策(事務事業)の概要

1. 事業の背景・目的

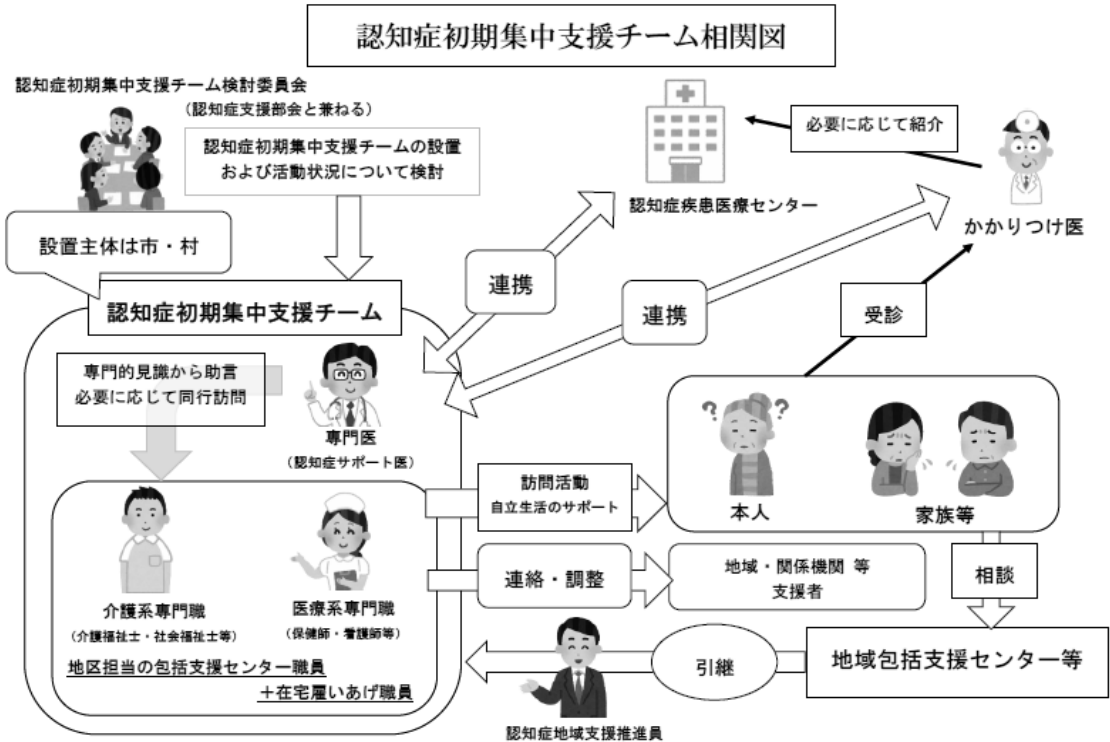
高齢化に伴い2025年には認知症高齢者が675万人に達すると推計される中、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)において、大きな7つの柱の中に「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」が掲げられています。

その方策として、「早期に鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築される」よう、認知症初期集中支援チームの平成30年4月の全市町村完全実施が定められています。

2. 事業の内容

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問します。

認知症状・生活状況等の確認を行った上で、家族支援などの初期の支援を多方面に渡って短期間におおむね6カ月以内)行い、自立生活のサポートを行うことで、できるだけ長い期間を住み慣れた地域で住み続けることができるようになります。



3. 事業費

・認知症初期集中支援会議謝金	981千円
・消耗品費(用紙、ファイル)	15千円
・認知症初期集中支援事業パンフレット印刷	50千円
・通信運搬費(会議案内等)	5千円

4. 特定財源

・【国】地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	404千円
・【県】地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	202千円
・一般会計繰入金	202千円

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等 に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の経緯

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」等の施行に伴う介護保険法の改正により、現在、都道府県が所管する居宅介護支援事業者の指定等に関する権限が、平成 30 年 4 月に市町村へ移譲されるため、市町村で居宅介護支援事業者の運営基準等を定める条例の制定が必要となります。

2 条例の目的

利用者の最も身近な窓口である市町村が、従来の保険者としての指導権限に加えて、事業者指定の権限を有することで、事業者に対しより効果的な指導・監督を行い、利用者への適切な介護サービスの提供を図ります。

3 条例の考え方

本条例において定める運営基準等は、介護保険法第 81 条第 3 項で規定される「厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号））」を基準とします。

ただし、記録の整備については、市独自に保存期限を 5 年とします。

（１）厚生労働省令で定める基準を使用するもの

① 人員に関する基準

管理者の資格及び設置基準並びに従業員の員数

② 運営に関する基準

サービス内容及び重要事項の説明並びに利用者の同意、サービス提供拒否の禁止、要支援認定申請に係る援助、利用者に対する介護予防サービス計画等の交付、勤務体制の確保、秘密保持、サービス事業者等からの利益収受の禁止、事故発生時の対応など

(2) 市独自の基準を設定するもの

記録の整備（記録の保存）

厚生労働省令 保存期限 2年 → 市条例 保存期限 5年

4 対象となる居宅介護支援事業所

燕市内に住所を有する21事業所 ※平成30年1月末現在

5 施行日

平成30年4月1日 施行

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等
に関する基準を定める条例の制定について

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。

(人員及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の事業の人員及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第5条 指定居宅介護支援等の事業を行う者は、基準省令第29条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

第7期介護保険事業計画の策定に伴う平成30年度から平成32年度までの65歳以上の第1号被保険者の保険料の設定及び介護保険法、介護保険法施行規則の改正に対応するため、必要な条例改正を行います。

2 改正の概要

(1) 第1号保険料 (第6条各項)

区分	改正前	改正後
対象年度	平成27年度から 平成29年度	平成30年度から 平成32年度

※保険料については、変更ありません（各所得段階別保険料は次ページ参照）。

(2) 基準所得金額 (第6条第3項、第4項)

区分	改正前	改正後
第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 (介護保険法施行規則第143条の2)	190万円	200万円
第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 (介護保険法施行規則第143条の3)	290万円	300万円

(3) 介護保険法改正に伴う引用部分の修正 (第22条)

介護保険法第214条第3項における「第1号被保険者」を「被保険者」に改める改正

→ 当該条項を引用している市の条例においても同様の改正が必要となります。

3 施行日

平成30年4月1日 施行

所得段階別保険料（平成30年度～平成32年度）

所得段階	対象者		料率	年額保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の「課税収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円以下		0.50 (0.45)	37,800円 (34,000円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円超120万円以下	0.75	56,700円
第3段階		本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が120万円超	0.75	56,700円
第4段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円以下	0.90	68,000円
第5段階 (基準段階)		本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円超	1.00	75,600円
第6段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	90,700円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上 <u>200万円</u> 未満	1.30	98,300円
第8段階		本人の合計所得金額が <u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満	1.50	113,400円
第9段階		本人の合計所得金額が <u>300万円</u> 以上	1.70	128,500円

※第1段階の保険料は、本来37,800円ですが、低所得者保険料の軽減措置により34,000円となります。

議案第 号

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成１８年燕市条例第１２９号）の一部を次のように改正するものとする。

平成３０年 ２ 月 ２ ８ 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第22条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

燕市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 （略） （保険料率） 第6条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（9） （略） 2 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第143条の規定により、120万円とする。 3 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく省令第143条の2の規定により、<u>200万円</u>とする。 4 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定により、<u>300万円</u>とする。 5 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万4,000円とする。 第7条～第21条 （略） 第22条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに	第1条～第5条 （略） （保険料率） 第6条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（9） （略） 2 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第143条の規定により、120万円とする。 3 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく省令第143条の2の規定により、<u>190万円</u>とする。 4 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定により、<u>290万円</u>とする。 5 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万4,000円とする。 第7条～第21条 （略） 第22条 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜ

従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第23条～第24条 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

られてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第23条～第24条 （略）

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

平成 30 年度の介護報酬改定に併せ、国は 2025 年に向けての地域包括ケアシステムの構築推進のため、同時に改定される診療報酬との整合性を図りながら、関係省令等の改正を予定しています。これに伴い市の条例が基準としている「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」が改正されるため、市の条例についても所要の改正が必要となります。

2 改正の概要

（１）障がい福祉制度の相談支援専門員との連携促進（第 2 条第 4 項）

障がい福祉サービスの利用者が介護予防サービスを利用する場合における、ケアマネジャーと障がい福祉制度の相談支援専門員との連携を促進するため、介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確化します。

（２）医療と介護の連携の強化と公正中立なケアマネジメントの確保

① 入院時における医療機関との連携促進（第 6 条第 3 項）

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援事業者が、利用者やその家族に入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づけます。

② 平時からの医療機関との連携促進（第 32 条第 12 号、第 14 号の 2、第 21 号の 2）

介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用希望がある場合に、介護予防支援事業者は、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付することを義務づけます。

また、介護予防支援事業者が把握した利用者の状態や口腔に関する問題、服薬状況などについて、主治医等に必要な情報伝達を行うことについても義務づけます。

③ 公正中立なケアマネジメントの確保（第6条第2項）

利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける介護予防サービスについて、利用者が複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけます。

（3）その他

基準省令等の改正に伴う引用部分の整理等を行います。

3 施行日

平成30年4月1日 施行

議案第 号

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部改正について

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例（平成27年燕市条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(平成27年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第14条第1号中「第140条の66第4号」を「第140条の66第1号」に改める。

第15条第1項中「(同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本

としつつ、」を加え、「召集」を「招集」に改め、同条中第26号を第27号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同条イ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、同条を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、同条の前に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を削り、同条を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第76条第2

号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等
指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を
求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、
同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は
情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、こ
れに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 第3条～第5条 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの<u>であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第</u>	第1条 (略) (基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設<u>(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 第3条～第5条 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの<u>である</u>こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(加える。)

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

第7条～第13条 (略)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)～(4) (略)

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)をいう。)として位置付けたものに関する情報を記載し

(2) (略)

7 (略)

第7条～第13条 (略)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)～(4) (略)

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者 (同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同条第1項に規定する指定介護予防サービスをい

た文書を提出しなければならない。

2 (略)

第16条～第29条 (略)

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3)～(5) (略)

第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス

う。以下同じ。)をいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 (略)

第16条～第29条 (略)

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)

エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3)～(5) (略)

第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス

計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

等の担当者(以下「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) (略)

(加える。)

(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) (略)

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17) (略)

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(13) (略)

(加える。)

(14) (略)

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(16) (略)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19)～(21) (略)

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22)～(27) (略)

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第33条・第34条 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(18)～(20) (略)

(加える。)

(21)～(26) (略)

(加える。)

第33条・第34条 (略)